

令和 2 年

国見町議会会議録

第 1 回 定例会

令和 2 年 3 月 3 日開会

令和 2 年 3 月 17 日閉会

国見町議会

令和2年第1回（3月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（3月3日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
伊達地方衛生処理組合議会（八島博正君）	7
伊達地方消防組合議会（渡辺勝弘君）	8
公立藤田病院組合議会（佐藤定男君）	9
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	9
陳情の付託	9
議案の上程（報告第1号～議案第29号）	9
町長施政方針並びに提案理由の説明	10
協議会関係の報告	18
散会の宣告	19

第2号（3月4日）

議事日程	21
出席議員	22
欠席議員	22
遅参及び早退議員	22
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	22

本会議に出席した事務局職員	22
開議の宣告	23
一般質問	23
6番 佐藤定男君	23
①学習指導要領の改訂について	
②国見小学校・県北中学校教諭の時間外勤務について	
7番 渡辺勝弘君	28
①防災訓練の現況と今後の防災に強い町づくりについて	
5番 村上 一君	36
①歴史とアニメ等を活かした町の活性化について	
3番 松浦和子君	40
①くにみ農業ビジネス訓練所の交流連携、移住・定住促進について	
1番 小林聖治君	49
①消防団組織等の充実について	
②防火体制について	
③マイナンバーカードの普及について	
10番 浅野富男君	59
①一年単位の変形労働時間制について	
②公立・公的病院再編統合について	
2番 佐藤 孝君	69
①病児・病後児保育について	
散会の宣告	81

第3号（3月6日）

議事日程	83
出席議員	84
欠席議員	84
遅参及び早退議員	84
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	84
本会議に出席した事務局職員	84
開議の宣告	85
報告第 1号 その他の債権の放棄について	85
報告第 2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について	85
議案第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う	

	関係条例の整備に関する条例	85
議案第 2 号	国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	86
議案第 3 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	87
議案第 4 号	職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例	87
議案第 5 号	国見町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	88
議案第 6 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	88
議案第 7 号	国見町営住宅管理条例及び国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例	89
議案第 8 号	国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	90
議案第 9 号	国見町公民館条例の一部を改正する条例	91
議案第 10 号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例	91
議案第 11 号	公立藤田病院組合規約の変更について	92
議案第 12 号	令和元年度国見町一般会計補正予算（第 5 号）	102
議案第 13 号	令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	108
議案第 14 号	令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	108
議案第 15 号	令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	109
議案第 16 号	令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	109
議案第 17 号	令和元年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	110
議案第 18 号	令和元年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第 1 号）	110
議案第 19 号	令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第 2 号）	111
	散会の宣告	113

第 4 号（3 月 17 日）

	議事日程	115
	出席議員	116
	欠席議員	116
	遅参及び早退議員	116
	地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	116
	本会議に出席した事務局職員	116
	開議の宣告	117
議案第 20 号	令和 2 年度国見町一般会計予算	118
議案第 21 号	令和 2 年度国見町大木戸財産区特別会計予算	152
議案第 22 号	令和 2 年度国見町入山財産区特別会計予算	152

議案第 23 号	令和 2 年度国見町公共下水道事業特別会計予算	153
議案第 24 号	令和 2 年度国見町後期高齢者医療特別会計予算	154
議案第 25 号	令和 2 年度国見町国民健康保険特別会計予算	154
議案第 26 号	令和 2 年度国見町介護保険特別会計予算	157
議案第 27 号	令和 2 年度国見町土地開発事業特別会計予算	157
議案第 28 号	令和 2 年度国見町渇水対策施設特別会計予算	158
議案第 29 号	令和 2 年度国見町水道事業会計予算	158
常任委員長報告		
陳情第 7 号	看護師と介護従事者の特定最低賃金新設を求める陳情	162
陳情第 8 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情 について	163
追加日程の議決		
町長提案理由の説明		
議案第 30 号	工事請負契約について	165
同意第 1 号	国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることにつ いて	166
発議第 1 号	看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設 を求める意見書	166
発議第 2 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	167
議員の派遣について		
常任委員会の所管事務調査について		
町長挨拶		
閉議及び閉会の宣告		

国見町告示第9号

令和2年第1回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月14日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 令和2年3月3日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

- ・ 応招議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

- ・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和2年第1回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年3月3日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第 7号 看護師と介護従事者の特定最低賃金新設を求める陳情
 - 陳情第 8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発行を求める意見書提出の陳情について
- 第 5 報告第 1号 その他の債権の放棄について
- 第 6 報告第 2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 第 7 議案第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 8 議案第 2号 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 4号 職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 5号 国見町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 7号 国見町営住宅管理条例及び国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 8号 国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 9号 国見町公民館条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例
- 第17 議案第11号 公立藤田病院組合規約の変更について
- 第18 議案第12号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第5号）
- 第19 議案第13号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第14号 令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第15号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第16号 令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第17号 令和元年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第18号 令和元年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第19号 令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）

- 第 26 議案第 20 号 令和 2 年度国見町一般会計予算
- 第 27 議案第 21 号 令和 2 年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第 28 議案第 22 号 令和 2 年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第 29 議案第 23 号 令和 2 年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 30 議案第 24 号 令和 2 年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 31 議案第 25 号 令和 2 年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第 32 議案第 26 号 令和 2 年度国見町介護保険特別会計予算
- 第 33 議案第 27 号 令和 2 年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第 34 議案第 28 号 令和 2 年度国見町湧水対策施設特別会計予算
- 第 35 議案第 29 号 令和 2 年度国見町水道事業会計予算

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	穴戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回国見町議会定例会を開会いたします。
(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番松浦常雄君及び10番浅野富男君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。
本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。
なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。
はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。
議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。
令和元年第4回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。
本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告2件、条例10件、一般議案1件、補正予算8件、新年度予算10件が提出され、受理いたしました。
本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情2件であります。
一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。
例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、伊達地方衛生処理組合議会について、11番八島博正君。

11番（八島博正君） 去る12月19日、午前11時より、令和元年第4回伊達地方衛生処理組合議会臨時会が開催され、浅野議員と一緒に出席しました。私から、その報告をいたします。

まず、会議に先立ちまして、11月に選挙が行われました川俣町議会より新しい議員が選出されましたので、その議員の紹介並びに議席の指定が行われております。新しい議員は作田善輝議員、高橋真一郎議員でございます。

本臨時会に提案された案件は、専決処分1件、一般議案3件、補正予算3件であります。

まず専決処分でございますが、台風19号により霊山にある処理場の通路の橋が壊れまして、その修復のために専決処分を行ったものであります。

議案第19号は、伊達地方衛生処理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第20号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてであります。臨時、非常勤職員の適正な任用の確保などを目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の勤務条件等を規定するための条例を制定するとしたものであり、両議案は関係ありますので、それぞれ一括説明を受けております。

次に、議案第21号、伊達地方衛生処理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。福島県人事委員会の勧告に基づき、職員の月例給与及び特別給与等の改正を行うものであり、この3案はいずれも満場一致可決されております。

次の3件は、補正予算でございます。

議案第22号、令和元年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第2号）については、65万7000円を増額し、予算総額を5794万4000円とするものであります。歳出としては、総務費において給与条例改正等による人件費と備品購入等の増額補正によるものでございます。歳入については、支出で増額補正となったため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

次に、議案第23号、令和元年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第2号）については、39万円を増額し、予算総額を3億6646万8000円とするものであります。歳出としては、衛生費において給与条例改正等による人件費と備品購入等の増額補正となるものです。歳入については、歳出の増額補正となったため、し尿処理施設整備基金繰入金と諸収入を増額するものであります。

次に、議案第24号、令和元年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）については、25万8000円を増額し、予算総額を24億2542万3000円とするものであります。歳出については、衛生費において給料

条例改定等にある人件費と備品購入等の増額補正となるものです。歳入については、歳出の増額補正となったため、ごみ処理施設整備基金繰入金と諸収入を増額したものでございます。

以上3件の補正予算は、いずれも原案どおり満場一致可決されております。

以上で私の説明を終わります。

なお、詳しくはお手許に配付しました資料をご参照願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方消防組合議会について、7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 伊達地方消防組合の報告について、私から報告させていただきます。

昨年12月19日、小林議員とともに出席いたしました。午後1時30分より、伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれた後、提出議案について協議いたしました。

続いて、2時30分より、令和元年第4回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれました。

まず、管理者から提案理由があった後に、直ちに提案審議に入りました。提出された案件は、選挙1件、議案1件であります。

選挙第1号は、副議長選挙についてであります。指名推選選挙において、川俣町議会議員選出の菅野清一氏が選出されました。

議案第9号は、令和元年度伊達地方消防組合一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算総額に2億4717万8000円を増額しまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ19億8177万8000円としたいということであります。内容は、台風19号における災害復旧費が主であります。さきの台風19号の水難救助におきまして、道路が冠水し、救助工作車及び積載資機材搬送車が引上げ困難となり、水没いたしました。そのために、救助工作車及び積載資機材搬送車購入と車載積載車備品購入費であります。

これらの議案1件は、採決の結果、原案どおり可決されました。

続きまして、2月3日の伊達地方消防組合のことについて発表させていただきます。

9時30分より、伊達地方消防組合議会会議室におきまして全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。続きまして、9時55分より令和2年第1回伊達地方消防組合臨時会が開かれました。

まず、管理者から提案理由があった後に、議案審議に入りました。提出された議案2件であります。

議案第1号は、動産の取得についてであります。5社による指名競争入札の結果、1億3035万円で株式会社山際ホース専門店によって、さきの救助工作車を購入落札いたしました。

続いて、議案第2号は、令和元年度伊達地方消防組合一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算総額から454万4000円を減額して、歳入歳出予算総額をそれぞれ19億7723万4000円としたいということであります。内容は、台風19号における災害復旧費が主でありました備品購入費の減額であります。

これら議案2件は、採決の結果、原案のとおり可決いたしました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。
以上で伊達地方消防組合議会臨時会の報告を終わります。

以上です。

議長（東海林一樹君） 次に、公立藤田病院組合議会について、6番佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 令和元年12月24日、令和元年第4回公立藤田病院組合臨時会が開催されましたので報告いたします。

提出された議案は、条例の改正1件でありまして、公立藤田総合病院職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例の改正は、人事院勧告並びに福島県人事委員会勧告に基づき同様の措置を講ずるためのもので、主な内容は6月と12月に支給される賞与の増率をすることと、休日勤務手当の改正であります。

採決の結果、本案は原案のとおり全会一致で可決されました。

議案内容の詳細につきましては、お手許の資料をご覧いただきたいと思ひます。

以上で私からの報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告をいたします。

去る2月18日午後2時より、福島地方水道用水供給企業団議会定例会が開催されました。

まず最初に、新たに選出されました3名の議員の仮議席の指定があり、その後、会議録署名議員の指名、そして会期の決定、さきに仮議席の指定を受けた3名の議員の自己紹介があり、議会は開催されました。

提出された議案は2件でありまして、議案第1号は、令和元年水道用水供給事業会計補正予算であります。

議案第2号は、令和2年度水道用水供給事業会計予算であります。

この2件、いずれも原案とおり満場一致で可決されました。

詳細につきましては、お手許に配付してあります資料をご覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情2件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第7号は総務文教常任委員会に付託し、陳情第8号は産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

◇議案の上程（報告第1号～議案第29号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第1号から日程第35、議案第29号ま

での報告2件及び議案29件を一括上程いたします。

なお、この31件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第1号から議案第19号までの21件については、6日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第20号から議案第29号までの各新年度予算については、最終日の17日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)



◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに令和2年第1回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご壮健にてご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会には、令和2年度一般会計及び特別会計予算をはじめ、当面する緊急かつ重要な議案をご提案申し上げております。

まず、中国が発生源とされる新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

日本国内でも感染者が増加していることから、蔓延予防の対策が急がれておるところでございます。予防対策並びに発生した場合の連絡体制などにつきまして、町としましても回覧や各戸配布の文書によりまして、その注意喚起を行っているところでございます。

また、国からの要請などを踏まえまして、小・中学校の臨時休校、3月15日までのイベントの中止やももたん広場、木育広場つながる一むの臨時休館などの対応を行っております。今後とも、発生の状況などに十分注意して、適時適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、令和2年度の施政方針について、その所信を申し上げます。

私は、町長就任以来、「復興・絆・交流連携」、「国見の未来をみんなでつくりましょう」を基本理念に掲げまして、オール国見の精神を念頭に置きながら、ここまで町政に全力で取り組んできたところでございます。今後も、「東日本大震災からの復興・再生」、「安全安心な町政の実現」、「活力ある町政の実現」、「思いやりのある町政の実現」、そして「国見町の継続的な維持発展」の5つの目標を国見町の復興・再生のための重要課題と捉え、その解決に邁進をしてまいりたいと考えております。

さて、東日本大震災と東京電力福島原子力発電所の事故から9年がたとうとしております。この間、国・県などの関係機関、町議会をはじめ町民の皆様方のご努力によりまして、国見町の復興・再生への道は新たなステージに移行しつつあるものと認識をいたしております。

しかしながら、昨年10月の令和元年東日本台風とその後の大雨は、東日本大震災と原発事故からの復興と再生に追い打ちをかける大きな被害となったところでござい

ます。

私は、浸水被害に遭われた方々の生活再建、町の基幹産業の農業再生、破堤した滝川と一体となった滑川の堤体の改修、そして機能停止となりました県北浄化センターの早期復旧などにつきまして、被災自治体と連携し、県、国の関係省庁などに度重なる要望活動などを行ってきたところでございます。

また、東日本大震災と原発事故からの復興のシンボルとして設置をいたしました「道の駅国見あつかしの郷」は、町民はもとより、全国各地から多くの方々にお越しをいただいております。これによりまして、道の駅国見あつかしの郷は、国見町のみならず被災3県の復興モデルの一つとして位置づけされつつあるものと考えてございます。

今後引き続き、震災と原発事故、そして台風被害からの復旧・復興・再生に全力で取り組んでまいります。

さらに、地方創生事業の一つであります「くにみ農業ビジネス訓練所」につきまして、福島大学食農学類との連携協定を締結いたしましたことから、農業研修施設としてのみならず、学生の受入れも視野に入れた農業実習研修施設としての役割も付加されるものと考えてございます。今後は、ミニトマトのJGAPの認証による安全安心な野菜づくりなど、国見ならではの新たな農業の基礎づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

一方、まちづくりの手法にも新たな取組が見られているところでございます。国・県の補助金や交付金を町が歳入し、町が主体的に取り組むといったこれまでの方法に加えまして、町は一般企業と連携を図りながら、彼らが有する知見と創造的発想、資金調達能力や行動力に委ねるといった国見型の地方創生の方法として取り組んでいるところでございます。

特に、令和2年度は東日本大震災と原発事故からの復興・創生期間の終了を見据え、町政の原点回帰を図りますとともに、国見町が自治体として将来も維持発展するための基盤をさらに強化する対策の実現に邁進してまいりたいと考えてございます。

そのためには、まず東日本大震災と原発事故からの復興・再生につきましては、県をはじめ関係機関と連携し、引き続き風評被害対策に取り組みますとともに、中間貯蔵施設への汚染土壌などの早期搬出、仮置場の復旧、そして東京電力への損害賠償請求と既請求分の早期支払いなどを強く求めてまいりたいと考えてございます。

加えまして、令和元年東日本台風による復旧対策の一つとしまして、国土強靱化の施策実現にも取り組んでまいります。

また、交流人口・関係人口の拡大を図るための交流連携事業につきましては、国見町の豊かな多彩な農産物と道の駅国見あつかしの郷を軸にしつつ、岩手県平泉町、岐阜県池田町などをはじめとする友好自治体との連携を強化しますとともに、地域おこし協力隊制度のさらなる活用、関東圏、それから仙台圏をターゲットとしました交流会やプロモーション、くにみ農業ビジネス訓練所の運営を通じた移住・定住、新規就農・就業支援などを推進してまいりたいと考えてございます。

一方、子育てに奮闘している保護者の皆様を支援する体制の整備としまして、幼稚園入園、小中学校入学時の保護者の負担軽減を図るための支援策の創設、また全ての町民が健康に暮らすための事業構築や高齢者の社会参加、認知症予防の支援事業にも取り組んでまいります。

そして、国見に生まれ、暮らすことへの誇りや喜びを再認識するために、震災直後から取り組んでまいりました国見町歴史的風致維持向上計画につきましても、国見町歴史文化基本構想策定とともに、国史跡阿津賀志山防塁下二重堀地区への歴史公園建設事業として着手をいたしたところでございます。

さらには、半世紀ぶりに我が国で開催されます東京2020オリンピック・パラリンピックの関連事業につきましても、私たちの未来そのものでございます国見の子どもたちがこの祭典に感動し、自らの人生の指針となる夢を見出す基礎となるような事業構築などを行ってまいりたいと考えてございます。

また、町の基幹産業であります農業の振興、商店街・商工業の活性化、学校教育の充実、生涯学習・生涯スポーツの拡充を図りますとともに、国見町の今後10年の町政運営の基本となります第6次国見町総合計画の策定も行うことといたしてございます。

全ての町民が、国見町に暮らすことの幸せ感、そして「ずっと好きです国見町」を実感し得るような町政運営を、オール国見の精神で実施してまいります。

以上、令和2年度の施政方針について、その所信の一端を申し上げたところでございます。

それでは、令和2年度一般会計当初予算の概要について申し上げます。

新年度の予算編成にあたりましては、国・県の状況を踏まえまして、厳しい財政状況の中にあっても、第5次国見町振興計画に掲げました基本理念の実現を目指し、補助事業などを十分に調査・研究し、予算編成を行ったところでございます。

また、国見町の令和2年度一般会計当初予算のネーミングを「復興・絆・交流連携」、「基盤強化予算」として編成し、総額は復興創生分8億5000万円を含めまして、56億6000万円となったところでございます。

まず、歳入についてでございますけれども、ため池除染事業などの大型事業が終了したため、前年度比におきましては0.53%の減少となったところでございます。

一方、歳出でございますけれども、第5次国見町振興計画の実現に向けた政策に重点的に配分いたしますとともに、「国見の未来をつくる5つの目標」を実現するための所要の経費を計上したところでございます。

1つ目は、東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

引き続き、仮置場の適正な管理、原状回復工事などの除染対策事業を進めますとともに、放射線対策健康管理事業、果樹改植などの福島県営農再開支援事業、ふくしま森林再生事業、そして農産物PR事業などに所要の経費を計上させていただいたところでございます。

2つ目は、安全安心な町政の実現についてでございます。

町道等の維持補修に係る自治協議会事業、防火水槽整備、防災訓練、消防団員備品購入、防犯灯LED化などに加えまして、国土強靱化の策定についても取り組むこととし、これらに対して所要の経費を計上いたしたところでございます。

3つ目には、活力あるまちづくりについてでございます。

国見のすばらしさを広く周知し、交流人口・関係人口の増加を図るために、義経まつりやまちづくり推進協議会事業、くにみ農業ビジネス訓練所運営事業、地域おこし協力隊事業などに加えまして、歴史ウォーク、東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業などにも新たにに取り組むことといたしまして、これらに係る所要の経費を計上させていただいたところでございます。

4つ目は、思いやりのある町政の実現についてでございます。

国見子どもクラブ、幼稚園預かり保育、木育広場つながる一む、くにみもたん広場の運営などの子育て支援事業、また生きがいデイサービス、いきいきサロン交流事業などの高齢者対策事業に加えまして、新年度は幼小中の入園・入学支援事業や、健康プロジェクト事業にも新たにに取り組むこととしまして、所要の経費を計上いたしたところでございます。

5つ目は、国見町の継続的な維持発展についてでございます。

町長と対話の日をはじめとする広聴活動、ふるさと納税、地域プロモーション、歴史を活かしたまちづくり、歴史公園と阿津賀志山防塁周辺整備、国見ホイスコーレ、地域学校協働本部事業など、幅広いまちづくり事業の充実を図りますとともに、報道機関やインターネットを活用した情報発信事業を強化するための所要の経費を計上いたしたところでございます。

令和2年度も、さらなる住民福祉の向上と国見町の将来にわたる維持発展のための施策を鋭意進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、令和元年第4回定例会以降の町政執行等の主なものについて、国見の未来をつくる5つの目標に沿って申し上げます。

1つ目は、東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

はじめに、除染対策について申し上げます。

小坂方部1号、藤田方部3号、森江野方部1号、そして大木戸方部2号に保管されておりました除去土壌等につきましては、環境省による中間貯蔵施設への輸送が完了をいたしたところでございます。

今後は、令和2年度内に全ての仮置場からの輸送完了に向けまして、環境省と協議を進めているところでございます。また現在、原状回復工事を行っております藤田方部1号、それから大枝方部1号仮置場につきましては、3月末をもって土地所有者への返地を完了する見込みとなっておりますところでございます。

次に、風評対策・トップセールス、特産品PRについて申し上げます。

12月から2月にかけて、出荷の最盛期を迎えましたあんぼ柿につきましては、仙台中央郵便局における試食販売、さらには産地合同による東京・豊洲市場や首相官邸でのPR活動などに取り組んでまいりました。

次に、令和2年度米の作付について申し上げます。

生産調整に伴います生産数量目標の設定につきましては、平成30年産米から廃止されておりますけれども、昨年に引き続き、令和2年産米としまして県が設定しました生産数量の目安に基づき、各地区での説明会を開催したところでございます。

2つ目は、安全安心な町政の実現についてでございます。

まず、交通事故防止について申し上げます。

ご案内のように、当町におきましては平成16年6月18日以降、長らく交通死亡事故ゼロの日を更新してまいりましたけれども、残念ながら昨年12月、5、656日をもって途切れたところでございます。

今後でございますが、国道4号線の4車線供用開始によりまして、交通環境が厳しさを増すことが予想されますことから、関係機関、関係団体などと連携しながら、交通事故撲滅に向けた取組を強化してまいりたいと考えてございます。

次に、令和元年東日本台風からの復旧の取組について申し上げます。

徳江前原地区と県北浄化センター周辺の土砂堆積物の撤去につきましては、12月中に道路の土砂撤去が完了しまして、農地に堆積しました土砂につきましては、農林水産省の災害査定が終了しまして、3月中には撤去が完了する予定となっておりますところでございます。また、稲わらなどの漂流ごみと農地の除去土壌の搬出と処分につきましては、環境省の災害査定が終了しております。同じく3月中には撤去と処分が完了するという事になってございます。

引き続き、関係機関と連携を密にしながら、今後の農作業に支障のないように鋭意作業を進めてまいりたいと考えてございます。

さらに、のり面崩落が多数発生しました林道の復旧につきましても、災害復旧事業として国の査定が終了いたしましたことから、工事予算を本定例会に計上させていただいてございます。

また、機能停止となっております県北浄化センターにつきましては、段階的に下水処理の質を向上させるための簡易生物処理を12月9日から開始しますとともに、水処理施設の開口部を板やシートで覆うなどの臭気対策も実施をいたしたところでございます。また、1月20日には下水を揚水する主ポンプが仮復旧したということで、場内からの汚水の溢水は改善された状況になっておるところでございます。

3つ目には、活力あるまちづくりについてでございます。

はじめに、「明日へ。ビッグツリー・イルミネーション事業」について申し上げます。

11月のイルミネーション事業に続きまして、あつかし山ビッグツリー事業につきましては、12月22日に道の駅国見あつかしの郷で点灯式を行い、1月5日までの間、町内を温かく照らしたところでございます。

また、当町のマスコットキャラクター、「くにみもたん」の縫いぐるみが完成いたしましたしまして、2月9日に発表会と販売会、これも道の駅で実施をいたしたところでございます。

次に、まちづくり推進事業について申し上げます。

国見ニュータウンにつきましてでございますけれども、令和元年東日本台風の被災者に向けまして、半額での販売キャンペーンを実施いたしてございます。その結果でございますが、1区画の申込みがあったところでございます。

次に包括連携事業について申し上げます。

2月22日になりますけれども、町と福島信用金庫の共催で体験型実習講演会「魔法のご飯の作り方」を開催をいたしたところでございます。

4つ目には、思いやりのある町政の実現についてでございます。

まず、木育推進事業について申し上げます。

当町は、ご案内のように、平成28年3月にウッドスタート宣言を行っておりまして、様々な木育推進事業を実施いたしておるところでございます。2月22日には、26人の乳幼児に誕生祝い品としまして、国見産の杉で作製したおもちゃを贈呈させていただきました。

次に、自立支援型地域ケア会議について申し上げます。

この会議では、要支援者のケアプランについて、6つの分野の専門家のアドバイスを受けながら、お世話型ケアプランから自立型ケアプランへの移行の重要性というものを学んだところでございます。

次に、減塩セミナーについて申し上げます。

今回は、当町の応援大使・分とく山総料理長、野崎洋光さん、そして町食育推進専門委員の女子栄養大学名誉教授、松本仲子さんが講師となりまして、和食をテーマにおいしく減塩するコツを学びますとともに、試食会も行ったところでございます。減塩対策を健康づくりの事業の一つに位置づけをし、継続してこういった事業を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、親子クッキング教室と、みそ造りの体験教室について申し上げます。

親子クッキング教室では、国見町食卓図鑑の中から、豆腐ご飯やひき菜炒りなどを調理しながら郷土料理の多彩さを学び、みそ造り体験教室では、古来からの発酵食品でありますみそ造りを通しまして、和食が持つ奥深さと高機能性を体験いたしたところでございます。

次に障害者理解促進講座について申し上げます。

この講座は、地域のキーパーソンでございます町内会長、それから民生児童委員を対象に開催したものでございまして、障害者の生活実態を聞きながら、障害者の種類やその特性、障害者との関わり方、サポートの在り方などについて、いろいろと学んでいただいたところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症について、先ほど申し上げました別の話になりますけれども、申し上げさせていただきたいと思っております。

日本国内での感染者が増加している状況で、感染は新たな段階に入ったものと考えられます。感染力は、季節性インフルエンザより強いとはいえ、予防対策の基本はインフルエンザと同様で、マスク、手洗い、咳エチケットにありますことから、冷静な

対応をお願いするものでございます。また、県では帰国者・接触者相談センターを開設しておりますことから、万が一、感染が疑われる事態となった場合は、ちゅうちょなくお問合せなどするようにお願いをさせていただいたところでございます。

5つ目は、国見町の継続的な維持発展についてでございます。

まず、歴史を活かしたまちづくりについて申し上げます。

当町の文化財保護行政のマスタープランとなります国見町歴史文化基本構想の検討を進めております。町民のパブリックコメントを経まして、12月25日に構想案の建議をいただき、これに基づきまして3月に策定をする予定となっておりますところでございます。

次に、総合計画管理、域学連携、国見ホイスコーレ、地方創生の各事業について申し上げます。

まず、総合計画管理事業についてでございますが、2月20日に総合計画審議会を開催しまして、次期6次計画になりますけれども、計画の策定体制を整え、審議を開始させていただいたところでございます。

また、福島大学との域学連携事業につきましては、12月に開催しましたしめ縄づくりで本年度の事業を終了いたしましたところでございます。世代間の連携が図られ、取組成果の共有も図られたところでございます。

さらに、国見ホイスコーレ事業につきましては、1月18日に東京都内で報告会を開催しまして、地方での学びの共有と次年度に向けたPRを行い、今年度の事業を終了させていただいたところでございます。

また、地方創生事業につきましては、2月7日に、昨年協定を締結しましたJAXAとワンテーブル、そして町との3者共催で、ボーサイ・スペースフード・プロジェクトの部門別検討会議を開催いたしましたところでございます。

次に、マイナンバーカード、租税教室、所得税・住民税申告相談について申し上げます。

まず、当町におけるマイナンバーカードの交付枚数は、1月末現在でございますけれども、町から本人へ交付したカード枚数は1,272枚でございまして、同日時点での国見町の人口の8,987人に対しまして、交付率は14.15%となっておりますところでございます。

また、次代を担う子供たちの健全な納税意識の涵養を目的に開催しました租税教室は、町の担当職員が講師を務め、6年生を対象に実施をさせていただきました。

さらに、今年度の申告相談は現在進行中でございます。観月台文化センターにおいて3月16日まで実施することといたしてございます。また、新型コロナウイルス感染症などの諸事情に考慮しまして、期間内に申告相談ができなかった方につきましては、随時、税務住民課において受付をすることといたしてございます。

次に、空き家対策について申し上げます。

当町における空き家の有効活用と移住・定住促進を図るため、空き家の総合的な活用事業を展開しております民間事業者と協定を締結いたしましたところでございます。事

業者が持つ幅広いネットワークを活用しながら空き家対策に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所がJGAPの認証をしたことについて申し上げます。

これは、くにみ農業ビジネス訓練所で栽培しておりますミニトマトが、農産物の安全性などを管理するGAPの国内認証を取得したものでございまして、2月19日に発表を行ったところでございます。くにみ農業ビジネス訓練所の安全安心な農産物栽培が認められたというものでございまして、今後の農業研修に弾みがつくものと考えておるところでございます。

次に、子育て支援事業について申し上げます。

子育て支援事業につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間としました第2期国見町子ども・子育て支援事業計画を策定したところでございます。計画の基本理念に沿った、より一層子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、生涯学習事業について申し上げます。

まず、国見町成人式についてでございます。

今回の成人式は1月12日に行いまして、93名の門出を祝福いたしましたところでございます。

また、文化芸術事業につきましては、様々な本公演に先立ちまして、幼稚園、中学校、国見の里などでのアウトリーチ講演やロビーに特設カフェを設けるなど、単なる演奏会にはとどまらない新たなスタイルでの開催の試みをいたしましたところでございます。

さらに東京2020オリンピック・パラリンピック機運醸成事業につきましては、今月末に聖火のリレーが始まりますことから、役場庁舎に懸垂幕をかけますとともに、町内の体育施設につきましては横断幕などを設置するほか、観月台文化センターにおきましてはPR動画を放映することといたしておるところでございます。

また、国見ジュニア応援団につきましては、その活動が認められ、小中学生まちづくり大賞におきまして、銅賞の受賞をさせていただいたところでございます。

それでは、本定例会に提案いたしました各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第1号と報告第2号につきましては、法令等に基づき、その結果を報告するものでございます。

議案第1号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」から議案第10号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例」につきましては、法令等の改正に伴う条例改正並びに現状に即して整理を行うものでございます。

議案第11号につきましては、「公立藤田病院組合規約の変更について」でございまして、組合構成市町を取り巻く環境変化に対応するための規約改正でございます。

議案第12号「令和元年度国見町一般会計補正予算（第5号）」から議案第19号「令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、いずれも実績を踏まえた予算の整理が主なものでございます。

なお、一般会計はじめ各特別会計におきましては、いずれも黒字となる見込みでございます。

次に、議案第20号でございますが、「令和2年度国見町一般会計予算」につきましては、先ほど予算の概要において説明申し上げたとおりでございます。

議案第21号「令和2年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から、議案第29号「令和2年度国見町水道事業会計予算」につきましては、それぞれの設置目的による事務事業の推進につきまして、一般会計の予算編成方針に準じまして、効率的な執行と採算性の維持、経営の健全化などを念頭に、一層の経費節減、効率化を図りつつ、所要の経費を計上させていただいたところでございます。

また、特別会計のうち、管理会、または管理運営委員会、審議会などを設置してあるものにつきましては、補正予算も含め、それぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げさせていただきます。

以上、本定例会に提出いたしました各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げますけれども、審議に先立ち、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますよう心からお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、人事案件等の追加提案を予定しておりますのでご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、環境防災課長から報告を求めます。環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る2月13日、桑折町役場におきまして、令和2年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されたところでございます。

提出された案件は1件でございます。

議案第1号、令和2年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2016万8000円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしましては、分担金及び負担金の1580万円でございまして、うち国見町分としましては負担金の20.9%の456万6000円となるものでござ

ございます。

次に、歳出の主なものとしまして、火葬場施設費におきます需用費の755万8000円と、委託料の1004万6000円でございます。

また、需用費の内訳といたしましては、燃料費の294万9000円、修繕料の323万円などでございます。

なお、令和2年度の主な修繕は、耐火台車上部交換2台となるところでございます。

また、委託料の内訳といたしましては、火葬場施設管理の209万7000円、火葬業務委託料の755万8000円などでございます。

以上のとおり、提出されました議案は、原案のとおり可決されているところでございます。

なお、詳細につきましては、配付されてございます写しをご覧いただきたいと思っております。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 以上で、協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

なお、11時10分より、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

(午前11時00分)

第 2 目

令和2年第1回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年3月4日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、6番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（6番佐藤定男君 登壇）

6番（佐藤定男君） では、さきの通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、学習指導要領の改訂についてお伺いいたします。

学習指導要領が改訂されまして、小学校が令和2年度から、中学校が令和3年度から実施されることになっております。新学習指導要領は、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」を総合的にバランスよく育てていくことを目指しております。

まず、小学校は来年度から実施されますが、改訂される内容を具体的にお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 6番佐藤定男議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、平成29年度に新しい学習指導要領が告示され、移行期間を経て、小学校では来年度から、中学校では令和3年度から完全実施となります。

「生きる力を育む」という基本的な方針は変わりありませんが、これからの変化の激しい時代にあっては、単に知識を得ていくということだけではなく、どのように学習していくのか、そして学んだことを活用して課題をどう解決していくか、そういう力が大切になっております。

そのため、知識の理解の質を高める、また資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」、アクティブ・ラーニングと呼ばれるものですが、を実現することを目標にしております。

したがって、何ができるようになるかを明確にするために、議員ご指摘のように、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、それから「学びに向かう力、人間性など」、各教科や学校生活の中でバランスよく育てることになります。

具体的な内容で大きな変更点としましては、小学校では3、4年生において、外国語活動を35時間新たに実施することになります。5、6年生においては、今まで外国語活動として実施していた35時間を廃止して、教科としての英語を70時間実施することになります。

今までの時数との比較では、小学校3年生以上は35時間の時間増となります。つまり平均すると週に1時間授業時間が増えるということになります。

その他改訂される内容としましては、新しい教科ではありませんが、論理的な思考力を深めることを目的としたプログラミング教育が始まります。これは各教科の中で適切な内容のところで各学校が計画して実施することになっておりまして、新たな時数増ということではありません。

また、道徳についても教科として学習していくことになりますが、これも新たな時数増ということではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 今、新しく科目増となるお話がありまして、英語において3、4年生が35時間、今度は5、6年生が教科科目として70時間、時間数が増えるということになりますと、その分の教員の対応もそれなりに必要になるかと思うのですが、その辺の教員の確保といいますか、対応は十分になっておりますか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

教員の確保は十分かとのお質しでございますが、教職員の数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、略して標準法と申しておりますが、この法律に定められております。

学習指導要領の改訂にあたりましては、この法律に基づいておりますので、その部分に関して新たな教員の配置ということはありません。

主に、先ほど申し上げました英語科などにつきましては、学級担任が担当することとなっておりますので、先生方の計画的な研修などを進めてきたところでございます。

また、町といたしましては、英語の特別講師を配置いたしまして、その英語教育の対応を鋭意進めてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 英語の教科におきまして、学級担任もその指導をするということですが、先生方それぞれ専門科目といいますか、小学校についてはある程度の科目を担当しているわけですが、この英語の指導が増えるということについて、教員の方の負担も増えると思う、ましてや、その知識力も必要になってくるかとは思いますが、その辺の対応はどのようになっておるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、小学校では3年生以上が平均して授業時数として週1時間程度、増加することになります。

ただ、国見小学校におきましては、移行期間中にも本格実施しておりましたので、来年度に時数が増えるということはありません。今年度までの実践を評価検証して、来年度の教育課程を編成することとしております。

町の対応ということですが、英語教育の充実を図るということで、本町では小学校に英語特別講師を配置しております。年間で600時間程度の授業を担当するようにしております。英語教育の質の向上と教員の負担軽減を図っているところであります。

また、国見小学校においては、今年度、文部科学省のほうで進めております英語推進教師というものが加配、1人多く配置しております。3年生以上の英語学習はこの英語推進講師が主として担当しております。英語教育の質の向上も図るということと担任の負担軽減を図っているというところであります。

また、児童生徒についても授業時数が増えるということで、結構負担が多いのですが、学校の教育活動全体を通じて、例えば行事の精選や会議などの精選などを通じて、児童生徒がゆとりを持って学校生活を送ることができるように創意工夫しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 英語につきましては、英語専門講師も配置するということでありまして、質問が重複するかとも思うのですが、全体での授業時間が増えますと当然、週単位の時間数も増えてくるかと思えます。

それで、全体の中でその増えた部分に対して、例えば春休み、夏休みの日数とかに影響は出てくるのでしょうか。お聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

授業時数が増えますので、議員ご指摘のとおり、授業日数については今までのとおりというわけにはいきません。昨年度から夏休みを短縮しまして、3日間ほど夏休みを短くしまして授業時数を確保しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 学習指導要領の改訂については以上で終わります。次の質問に移りたいと思います。

国見小学校、県北中学校教諭の時間外勤務についてお聞きいたします。

公立校教員の働き方改革の一環で、勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入を柱とする改正教職員給与特別措置法、略して給特法が昨年12月に成立しております。

この法律の施行は令和3年度からになりますが、その前提としての国見小学校、県北中学校教諭の時間外勤務の実態をお聞きいたします。

県教育委員会は、勤務実態調査を毎年6、7月に行っておりますが、昨年度の調査結果を国見小学校、県北中学校別にお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

議員ご指摘のこの調査の中では、県立学校全てと市町村立学校の場合は76校抽出をされて調査が行われているものでございます。

個別の学校の数値につきましては公表はされておきませんが、同様の出し方で1日当たりの学内の勤務時間ということで調べさせていただきました。

小学校の校長で10時間25分、教頭で13時間6分、教諭で11時間となっております。また、中学校におきましては、校長で10時間43分、教頭で12時間53分、教諭で10時間54分という数字となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） ただいま日単位での時間外勤務時間をお聞きしました。

1日10時間以上勤務状態があるということは、やはり時間外労働が日常化しているという印象を私は持つわけですが、教育委員会としては、この実態の数字をどのようにお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、教職員の勤務実態としては、先ほど次長も答弁させていただきましたけれども、もう長年、超過勤務が当たり前のような状況になっているところに大きな課題があります。

この解決のために、教職員の働き方改革ということで文部科学省を中心に進めてきているところです。例えば、勤務時間の上限に関するガイドライン、それから部活動の在り方についてのガイドラインなどを策定して、実効ある働き方改革になるように対応しているところであります。

また、学校における業務改善として、学校が本来担うべき業務、それから学校の業務ではあるけれども必ずしも教員が担う必要がない業務、それから本来ですと保護者や地域、あるいは行政がやるべきことではあるけれども学校が担っている業務の整理をして、計画的に教師の負担軽減を図ることにしております。

さらに、ただいま議員もお話ありましたけれども、教職員の働き方改革を推進するために、通称、給特法と呼ばれる法律ですけれども、成立しまして、令和3年度から施行されることになっております。

教師本来の業務である授業に時間をかける、子どもたちに時間をかけることができるように計画的に改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） 時間外の実態の時間数をお聞きしましたが、やはり 10 時間以上の勤務があるということで、この日常の時間外の勤務の管理は具体的にどのような方法で行っているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

教職員の勤務時間の管理ということで、なるべく客観的に把握するという意味で、小学校、中学校、タイムレコーダーを設置しまして、それを教頭先生に集計をしていただきまして、教育委員会に報告をしていただくということで管理しているところであります。

ただ、ご指摘のとおり、報告いただいているから勤務時間が減っているわけではないというのが実態ですので、やはり働き方改革、それから業務の改革というのは、これからできるだけ計画的に進めていかなくてはならないと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） 最初に質問した内容とも関連してまいりますけれども、学習指導要領が改訂されまして、一定の時間、授業時間数が増えてきます。そうしますと、当然、授業の準備等で勤務時間にも影響が出てくるのではないかとおられますが、その点に関しての対応策をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

議員がご指摘のように、具体的に、小学校においては、3 年生以上は授業時間が 1 時間増えるということは先ほど答弁させていただきました。それに伴って、教材研究等、教職員が教材を作ったり、自分の研修を進めることで、時間がかかるということはそのとおりであります。

ですが、実際に具体的に、どういう手だてをしていくかということになると、なかなか難しいというのも実態です。

それで、町としては、まず英語に関しては、これも先ほど答弁させていただきましたけれども、特別講師を配置して、子どもたちの質の向上という点もありますけれども、先生方の負担軽減というところも含めて考えておるところです。

また、文部科学省においても、小学校の高学年ぐらいから教科担任制のほうが適切ではないかという議論もあって、決まったということではなくて、そういう議論がなされているところであります。

そういう大枠のところでも教職員の負担軽減については検討なされておりますので、それを踏まえながら町としても具体的に対応していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） なかなか難しい問題だと思いますけれども、この変形労働時間制が

令和3年度から実施されるということで、それについては管理者と教員の間で十分な話し合いがなされると思っておりますけれども、ぜひ実効のある変形労働時間制が実施されることを期待して、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 令和2年第1回定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

昨年の台風19号によって防災意識の重要性が高まっておりますが、防災訓練は地域によって関心の違いが感じられます。その状況をどのように考えているのか、まず、この点をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

近年、地震、台風などによりまして、大規模災害が全国各地で毎年のように発生しまして、当町におきましては、台風第19号によりまして河川の決壊など発生しまして、広範囲にわたり甚大な被害を受けたところでございまして、町民の方々の防災に対する関心の高まりを感じているところでございます。

そういった中、町におきましては、災害対策基本法に基づきまして、毎年地域の実情に合わせました防災訓練を実施しているところでございます。

地域によって関心の違いがあるのではないかとのお質しでございしますが、防災訓練全体の参加者の推移を見ますと、平成29年度におきましては3,042人、平成30年度におきましては2,978人、令和元年度におきましては3,009人と、地区により違いはございますが、ほぼ横ばいで推移しているところでございまして、地域による関心の違いにつきましては、この参加者数だけから読み取るということは困難でございまして、地域差というよりは個人差であると考えているところでございます。

そのような中におきまして、自然災害は関心がある、ないに関わらず発生いたします。そのときに自分だけは大丈夫、自分たちの地域だけは大丈夫といった意識が、実際に災害が発生したときに被害を大きくすることは、過去の災害の事例からでも明らかでございまして、さらに、ふだんできないことは災害時にできるものではないと認識しているところでございます。

そのようなことから、町といたしましては、災害発生に備えた防災訓練に関心を持っていただくことともに、自分の命と家族を守るために重要であると認識してございまして、今後とも防災訓練の充実とともに町民一人一人が自分の身は自分で守るという自助の意識を十分に普及啓発するなど、参加者を増やす取組に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 防災訓練というものは、全町民を対象に行っている訓練ではございますが、全員が参加することは不可能だと思っております。

先ほど課長が申しましたように、平成29年度から参加人数の推移を聞きまして、約3,000人近くの方々が参加されていますが、その参加人数は地域によって多少ばらつきがあると思えますけれども、地域の参加人数は年々どのように変化しているのか、その推移についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

各地区の3か年の参加人数の推移でございますが、防災訓練につきまして、現在6地区で開催してございますが、6地区それぞれの参加者数につきましては、ほぼ横ばいで推移しておりますが、強いて申し上げますと土砂災害警戒区域などが所在している地区がございます。その地区につきましては、若干の増加傾向にあるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言いましたように、その6地区によっていろいろな考え方があると思えます。

その参加人数の割合によっては、防災意識の違いがあるように思われると感じますけれども、それについてどのように考えているかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

防災意識の違いがあるのかというお質しでございますが、参加人数の割合から各個人の防災に対する潜在的意識を読み取ることはなかなか難しいと考えてございますが、一つの指標としての参加人数の割合から防災意識の違いを読み解くということも一つの方法であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町民の防災意識が低下しているのではないかという実感をお持ちだと思いますが、防災訓練は訓練の内容が、先ほども申しますけれども、地区によっていろいろな違いがあると思えます。

そして、会社、あるいは学校等で執り行っているために、同じような訓練をする必要がないと判断をしている結果が参加人数の増加につながってはいないのではないかと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

災害が発生した場合、各個人が直ちに行動に移すことは難しく、災害時に適切な活動を行うためには日頃からの訓練を繰り返し繰り返し行うことによりまして、防災行動力を養うことが重要であると考えているところでございます。

防災訓練に参加して避難経路や避難所の確認、さらに備蓄品確認など、住民一人一人が常に意識を持って災害に備えていただくことが、自分の命と家族の命を守ることにつながると考えております。町としましても、一層の防災意識向上のための啓発を行っていくとともに、緊張感を持った、また実践的な防災訓練の実施の模索など、参加者を増やす取組につつまして、自主防災会を主とします防災訓練実行委員会におきまして協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 訓練というものは、いろいろなことがあると思いますけれども、見学することも訓練だと考えております。幾つもの訓練種類がある中で、特に炊き出し訓練を行っておるところがあると思います。

炊き出し訓練はやっているのですけれども、参加者に炊き出しを出す訓練なのか、炊き出しをする訓練を見学させる訓練なのか、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、災害発生時におきましては、避難生活が長期化した場合、炊き出しの重要性は言うまでもございません。そのようなことを踏まえまして、非常時の調理器具の確認、備蓄食料の試食など、災害発生を想定した炊き出し訓練は重要なことだと認識しているところでございます。

また、災害時におきましては、必ずしも炊き出し方法などに熟知されている方がいるとも限らないことから、町としましても、炊き出し訓練を分担しながら行うなど、参加型の訓練が望ましいと考えているところでございます。

そういったことも踏まえまして、自主防災会を主とする防災訓練実行委員会におきまして、炊き出し訓練の在り方、方法等も含めまして協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺議員、質問を前に進めてください。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 次の質問に移ります。

都内で中学生が消火栓を使用した放水訓練を行っている地域が存在していると報道されていきました。当町において防災訓練への小中学生の参加者が少ないと考えておりますが、参加しやすくなる工夫が必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

防災訓練の実施にあたりましては、事前に教育委員会と連携いたしまして、防災訓練の実施日に、小中学校の行事、さらにはスポーツ少年団などの練習日程を配慮していただいているところでございまして、また、防災訓練への児童生徒の参加を促すチ

ラシを配布いたしまして、防災訓練へ参加しやすい環境づくりに努めているところでございます。

しかしながら、防災訓練時の小中学生の参加人数の集計は特に行ってございませんが、議員ご指摘のとおり、参加者が少ない状況であることは認識しているところでございます。

そのような中におきまして、町では、町の防災訓練とは別に小学生を対象として毎年キッズ防災教室を実施してございまして、常備消防と日赤奉仕団の協力の下、消火器を使った消火訓練、応急手当の仕方、炊き出し訓練等を実施してございます。

昨年につきましては、初めての試みとなりますJAXAを招いての防災講話を開催するなど、防災に興味を持っていただくとともに生きる力を育む防災教室の開催に努めているところでございます。

町といたしましても、今後とも防災訓練とキッズ防災教室の両面から児童生徒や地域住民を含めました防災への関心を高める施策に取り組むことが重要であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 私も普通救命講習会を受講いたしました。

それでも、現実はその現場に遭遇いたしましたら、その行動ができるか心配しております。だからこそ何度も講習を受講することで、自信を持って対応していくことが可能になると考えております。

学校での様々な訓練で、特に中学生たちは様々な体験や見学をすることによって、自分たちができる、自分たちしかできないことを学ぶことが子どもたちの防災意識の向上につながると考えておりますので、今後とも参加しやすい様々な施策をと思っております。

次の質問です。

災害時の対応については、自助・共助・公助の観点から、まずは自分の安全を図り、その後、高齢者や障害者、支援が必要な方々をみんなの力で助け合う地域の連携が必要と考えます。今後どのように体制を構築していくのか、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） この質問につきましては、私のほうからお答えを申し上げさせていただきます。

議員お質しのとおり、災害時におきましては、公的機関の公助だけでは当然、限界があるということでございます。特に、初動、災害が発生してすぐということでございます。

その際には、やはり自助が一番ベースでございますし、あとは、時間が若干経過する中で人が集まってくる、そのときには共助という形になるということで、まさに段階的に自助・共助、そして公助と、それが並行的に動く場合もあるというのが今まで

の流れかなと思っております。

そういった中で、町では災害時に自ら避難することが困難な方、あるいは要支援の方々につきましては、当然に警察、それから消防団、町内会、民生委員などと情報を共有しながら、支援に対応する位置づけをさせていただいているということでございます。

ある地区などによっては、より具体的にもう既に動いている地区もあります。誰がこの方をどうするのだというようなことで、発生した場合を考え、もう既に一つの流れを作っている地区もあるということでございます。

私も実際的にその体験を見させていただいたこともありますけれども、そういった各地区におけるタイムラインというのですか、人を一つに固定化しておいて、その中で誰がどうするのだという流れをしっかりと作っておくことが必要なかなと思っております。

そういった中で、来年度、町におきましては、国土強靱化地域計画を作っていくということを今考えておきまして、これはハード、ソフト両面になりますけれども、今、お質しの件については、ソフト面という形になりますけれども、そういった中で何がどうするのだということも含めて位置づけをします。

さらに、今問題になっております自主防災組織、どちらかという先ほどご質問ありましたように、ちょっとアンバランスの部分があるので、その辺を一律にどうできるかとか、あるいは実際の防災訓練をもうちょっと緊張感を持ってといいますか、より実践に即したものができないかどうかとか、そういったものも含めて、この計画の中にいろいろと議論をしながら盛り込んでいくということで、今、考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、事前防災、それから減災、そういったことが非常に重要でございますので、十分意識をしながら、この計画の中に、先ほどお質しの件などについても十分お話ししながら、とにかく安全・安心なまちづくりをしっかりと前に進めていくことが必要なかなと思っておりますので、そんなことを十分意識をしながら、今後とも対応していきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、町長からいろいろ答弁をいただきました。

今、構築している部分は、やはり今はいいと思いますけれども、10年先、20年先もその方々がいらっしゃるとは限りません。となると、将来に持続するものを構築していくべきだと思っております。

防災訓練とは、災害時に適切な行動ができる、先ほども申しましたが、災害に想定する行動、事前訓練だと思っております。そのために何度も同じことを修練することによって、各自が災害に適切な行動ができるようになると思っております。

行政がソフトとハードの両面から自主防災組織を強化することによって、強固な防災になると思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

マスコミではいつでも起こり得る災害について理解し、ふだんからどのようなものを備えるか、どのように行動するかを学び実践に結びつける防災士が重要視されています。防災に対する意識の高揚を図っている防災士の取得者は当町にはいるのか、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

町内におきまして、把握してございます防災士の取得者につきましては、6名となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町内には防災士の取得者が6名いらっしゃるということですが、反復することによって防災意識を高めると認識しておりますが、その反面、同じことをやることによって必要性が薄れて訓練に参加しなくてもいいと判断している方々の考え方を改めてもらうことができる役割を担うのが防災士だと思っております。

その取得者が6名ということなのですけれども、当町には、もっと取得者が必要だと思っておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、災害時におきます防災士の役割につきましては、平常時の防災意識の啓発等、自助・共助活動の訓練、さらに災害時におきます公的支援が到着するまでの被害拡大の懸念など、多岐にわたるものでございます。

そういったことから、防災減災に関わる地域防災のリーダーになり得る防災士の育成につきましては、東日本大震災、さらに昨年台風第19号などを受けまして、町といたしましても、今後ますます重要になると考えているところでございまして、その在り方につきましては、災害に強いまちづくりを目指すため、来年度策定に向け準備を進めてございます国土強靱化地域計画におきまして、地域防災リーダーでございまして防災士育成の目標人数を設定するなど、地域防災力強化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長が言いましたように、町民の全ての方が取得すべきだとは思っておりません。防災士の資格を持って、その資格を最大限利用して防災意識の向上を図ることを考えている方がいれば試験の案内を出しても良いのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

防災士の受講の案内につきましては、町では平成25年と平成28年度におきまし

て、自主防災組織強化のための福島県の助成事業によりまして、防災士育成研修の案内を各自主防災会へ直接受講の案内を行ったところでございます。

防災士の資格取得には費用と時間など、ハードルがあるところではございますが、町としましては、地域で意欲のある方を見いだすため、今後、広報紙等により周知を含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今後、防災士を取得したい方に対しまして、何らかの支援を行うことで、一人でも多く防災士の取得者が増えると考えておりますので、十分な方策を講じていただきたいと思いますと思っております。

最後の質問であります。

日頃より家庭において災害時の備えや避難方法の話合いなど、防災アクションの実践や防災士の専門家による講習などを通じて、家庭、学校、そして地域が一体となり地域防災コミュニティーを作り、防災意識を高めることが防災に強いまちづくりになるのではないかと考えておりますが、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この質問につきまして、私のほうからご答弁をさせていただきますと思います。

議員お質しのとおり、災害を防ぐためにはやはり一人一人、災害に強い意識を持つということが必要ですし、あとはコミュニティーでしっかりと意識を持つということが必要です。

災害は、まさかではなく、いつか起きるものというふうになんて今なっています。例えば地震もそうですし、ご指摘のとおり、家庭、学校、そして地域が一体となった対応が非常に重要なのかなと思っております。

そういった中で、私たち日頃から申し上げておりますが、まずは自助ではないかと思えます。しっかりと何かあったときには自分で自分の身を守るという視点を皆さんお持ちなのですけれども、そのことがどうしても薄れますといろいろな面で一つの流れができなくなってしまうということもあるのかなと思っておりますので、しっかりと自分で意識を持つと。

例えば、避難所どこだよ、あるいは避難経路どこだよというあたりは、もう事前に当然確認していくことが必要ですし、あとは非常用の持ち出しなんかどうなのだというのを、その辺あたりも含めて、これは自分でできることですから、そういうものをしっかりと自分なりにインプットしながら対応していくということが必要ではないかと思えます。

その問題が皆さんご承知のように、東日本大震災で実はお亡くなりになった方の7割が高齢者の方であったと。それは過去の経験で大丈夫だと、自分で判断をされてしまったということでございますので、常に自分で自分の身を守るのだという意識が非常に重要なのかなと思っております。

そういった中で、皆さんご承知のように、防災訓練時に出前講座、いろいろと講習をいただいております。学校でもその防災訓練、当然、義務ですからやっていますし、あとはキッズ防災教室も現在やっておるという状況です。

今、議員お質しの防災士の話でありますけれども、これは必要だと思うのです。地区地区である程度、専門的な知識を持った方がいる、いないで全然違うと思うのです。

ですから、恐らく議員のお質しは6名では足りないよと、もっと増やせよと、できたら町内会レベル60ぐらいはほしいよということなのかなと、私、今、質問の中で思ったのですけれども、まさに地区地区に専門家がいたら、うまくいくと思うのです。

民生委員の方で非常に優秀な方がいて、ある地区なのですから、すごいスピーディーに避難とか何かの対応をしているという地区もあります。ですから、そういった方がいたら、一つの流れができていくということは当然ではないかなと思います。

今後については、県・国の専門家を招く、あと防災士がいたら、地区では防災士の方だと思うのです。オールラウンドにいきますと国とか県の方々が講演をするという形になっていくのかなと思っておりますので、そこは十分意識をしながら対応する必要があるかなと思っています。

最後に総括ということで、今、渡辺議員いろいろご質問されましたけれども、まさに全体的にどうするのだという議論、ハードはハードでやっていますけれども、ソフト面のご質問中心だったと思うのですが、ソフト面でどうするのだということ、先ほど来、課長も答弁しておりますように、国土強靱化地域計画というものを今後作る予定にしていますので、そういった中で、今ご質問があった要支援者への支援の在り方、それから、家庭、学校、地域が一体となったコミュニティづくり、さらには防災士、ここに位置づけをして、少しでも国・県からの支援を得られるような、そういった方策もあると聞いています。

ですから、しっかりその計画の位置づけをして、ご支援をいただいて、そういった防災士の数を増やしていくということも、今後私は必要なかなと、お質しのおりかなと思っていますので、そのあたりも十分意識をしながら、計画に盛り込んで、ぜひ事前防災、そして減災ということで、さらに安全・安心な強いまちづくりをでき得るように、鋭意、今後とも対応していければなと思っておりますので、今後ともよろしく、消防団の立場でもございますので、よろしくご指導をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま町長からの力強い言葉とこれからの考え方を拝聴いたしました。

やはり行政が全て執り行うことは不可能だと思っております。全町民の皆様の協力があつて初めて成り立つことだと思っております。

そのためにも、子どもから大人まで多くの町民が参加しやすい、10年先、20年先を見据えた防災に強いまちづくりをお願いを申し上げて、私からの質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、5番村上 一君。

村上 一君。

（5番村上 一君 登壇）

5番（村上 一君） さきに通告いたしましたとおりに質問させていただきます。

歴史とアニメ等を生かした町の活性化について。

日本が世界に誇るべき文化であるアニメ、漫画は、日本国内はもちろん、海外でも J a p a n E x p o、日本文化総合博覧会などでも世界から注目されている。

近頃では、選挙啓発や行政の広報などにもアニメや漫画イラストが多用されており、より多くの人に興味と親しみを持ってもらえるよう利用されている。

町の活性化の理念は、産業の振興、さらに人口増加を図ることであり、アニメや漫画など、人口増加を図ることは現実的ではない。しかし、それを利用し、多くの人が国見町を訪れ名前を広く知ってもらい、集客数の増加を図ることによりにぎわいのある町を作っていくことも肝要と思われる。

そこでお伺いいたします。

2016年から毎年、観月台文化センターを会場に、「コスビート国見」が開催されている。遠方からも多くの方が参加し、アニメのキャラクターに扮し写真を撮り、SNSを通じ発信している。

このイベントに対し、町教育委員会で後援しているが、その意図と具体的な内容、参加人数の推移を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） 5番村上一議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にございます「コスビート国見」は、町内在住の方々を中心とした愛好家の方が主催するイベントでございまして、団体の名称でもございます。

既にコスプレイベントを福島市内で実施しております、「ふくしま街コス」の方々のバックアップによりまして、平成28年9月より独自の活動を開始したと聞き及んでいるところでございます。

「コスビート国見」が実施しておりますコスプレの内容といたしましては、アニメまたはゲームのキャラクターに扮して、観月台文化センターの指定する区域と隣接する観月台公園において写真撮影、また情報交換を行うものでございます。

現在、国においては、映画や音楽などのポップカルチャーにとどまらず、アニメ、ゲーム、アイドルなど、従来はサブカルチャーと位置づけられてきました芸術文化につきまして、日本の魅力を展開し、海外需要の獲得とともに関連産業の雇用を創出できるコンテンツとして、クールジャパンの一つに位置づけまして、情報発信や人材育成に取り組んでいるところでございます。

これらを踏まえ、町教育委員会といたしましては、年間重点施策に位置づけております芸術・文化の振興、芸術文化に触れる機会の拡充、芸術文化活動の奨励といった3つの観点から、観月台文化センターでの活動を支援しているところでございます。

参加人数につきましては、本年度は3回実施しておりまして、6月30日には

70名、9月28日には80名、1月26日には110名の参加があります。徐々に増加傾向にあるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 今後、回数を重ねていくと、さらに広がりも期待できると考える。

教育委員会は今後どのような効果を期待しているのか伺いたい。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

徐々に人数が広がりつつあります「コスビート国見」のイベントでございますが、その最大の理由は、参加者個々の方々がイベントで披露した衣装等で撮影した写真を、議員お質しの中にごさいましたとおり、SNSにおいて広く共有をしているということが特徴ではないかと考えているところでございます。

特にツイッター、インスタグラムでは、瞬時に多くの横の広がりによって新たな関係人口を生み出すきっかけとなっております。

また同時に、撮影場所であります観月台文化センターや観月台公園のロケーションのすばらしさも発信されまして、ハッシュタグをつけて投稿することで、町や観月台文化センターの認知度を向上させる効果があると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、観月台文化センターを入口といたしまして、町の関係人口の増加を期待いたしますとともに、観月台文化センターが多様な文化を許容し、互いに共生する拠点となることを期待しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 遠方からの参加者もあると聞いております。参加者の工夫次第では町内の経済効果もあると思われる。そこで、教育委員会として直接支援することを考えているのか伺いたい。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

「コスビート国見」の参加者でございますが、県北地区と宮城県の仙南地区など、近隣の方が約半数と聞いております。さらに、遠方の郡山、あるいは山形からの参加者が約4割、また遠くからは関東圏や岩手県からの参加者もあるとお聞きいたしました。

これらの方々が国見町まで移動しまして、町内での飲食、あるいはお土産等を買って帰っているようでございますので、町内でも一定の経済効果があるものと考えているところでございます。

そこで、団体に対する支援の考え方でございますが、コスプレに参加する方々の最大の特徴は自分の経費で参加しまして、自分のお金で衣装を製作しまして、また自分の経費で情報を発信するところがございます。また、「コスビート国見」は、自主的に過度な露出の制限であったり、参加者を傷つけるおそれのある小道具の持込みを制

限したり、写真撮影のマナーを徹底したり、非常に節度ある運営を行っている」と評価しているところがございます。

このため、教育委員会といたしましては、年間重点施策に基づきまして、活動の場を提供するなど、他の文化団体と同様に団体の自主性を尊重した支援を行ってまいりたいと考えているところがございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 現在、歴史性と長大なスケールを体験できる史跡として、阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園の整備を進めている。

義経伝説に関する貴重な史跡において、歴史とそれに関するアニメ等のコラボレーションにより、その聖地として年間を通じて若者を含めた新たな客層の集客を図り、新たな観光資源として活用していくべきと考えるが、町の見解を伺いたい。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

国見町とアニメ等のコラボレーションについてでございますが、国見町を舞台としたものとして、DMMゲームズとニトロプラスが共同製作しました「刀剣乱舞」というゲームの作品があります。その中で、阿津賀志山防塁と義経伝説をモチーフとしたステージが提供されていることは承知しております。

また、阿津賀志山のステージを舞台化したミュージカルの「刀剣乱舞～阿津賀志山異聞～」という作品が、平成27年10月から平成28年6月にかけて、東京、大阪、京都において上演されたということでもあります。

さらに、平成30年には、先ほど議員もご指摘ありましたけれども、パリで日本文化を紹介する複合イベントである「ジャポニズム2018：響きあう魂」の公式行事においても「阿津賀志山異聞」が上演され、海外においても大きな反響があったということでもあります。

この「刀剣乱舞」というゲームにつきましては、インターネットを介してパソコン、スマートフォンなどでプレーすることから、国内だけではなく海外にも広くユーザーを有しており、若者だけでなく日本文化に興味を持った外国人を対象としたインバウンド観光のコンテンツとしても貴重な素材となる可能性があると考えております。

教育委員会としましても、国のクールジャパンの一つに位置づけられているコンテンツの一つが国見町にあるということは、町の情報発信のコンテンツとして大変喜ばしいことだと考えております。こういうアニメ文化を活用していければと考えているところでもあります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 「刀剣乱舞」などの作品のモデルとなった舞台を実際に訪問する熱心なファンもいると聞きます。国見町を舞台としたアニメ、またゲームについて、認知しているものはあるのか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

刀剣乱舞以外に国見町を舞台にしたゲーム等について、教育委員会のほうで認知しているかというところが質問でしょうか。

私どもで今、認知しているのは、先ほどお答えをさせていただきました刀剣乱舞という作品、それからフランスで行われましたジャポニズム2018でやりました「阿津賀志山異聞」というのが上演されたという、その2点については私のほうでは承知しております。

それ以外については、承知しているところではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5番（村上 一君） 国見町の魅力を発信するため、芸術文化の分野において観光資源として魅力的なアニメやゲーム等で、町が連携することは重要であると考えているが、見解を伺いたい。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 町のいろいろな例えば阿津賀志山の観光化等に関わってのアニメの活用ということでもありますけれども、これについては、まちづくり交流課のほうで具体的に進めている部分がありますので、まちづくり交流課長のほうに答弁していただいてもよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） それでは、私のほうからアニメを観光資源として活用する考えということでお答えをさせていただきます。

また、ただいま教育長が答弁したとおり、阿津賀志山の名前がゲーム、「刀剣乱舞」に登場するというところで、議員のご質問にもありましたとおり、この名前の由来を求めて阿津賀志山や防塁を訪れるゲーム愛好者が時々いらっしゃるということは聞いてございます。

大変有名なゲームですので、この「刀剣乱舞」のPRを町としても支援していければと考えてございます。

また、伊達市などでも取り組んでおります伊達政宗などのアニメのように、独自のアニメキャラクターを作成する方法もあるかと思いますが、それぞれ調査検討をしてまいりたいと考えてございます。

また、歴史公園の活用にあたりましては、中尊寺蓮育成会、防塁活用懇談会などの支援のほか、来年度、新規事業で歴史ウォークの実施開催などを新年度予算でお願いしてございます。

さらに、先ほどご質問にありました「コスビート国見」の皆さんにも歴史公園を活動場所として活用していただくようなご案内をしていければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

5 番（村上 一君） いろいろと答弁いただきました。

やはり町として積極的にこのようなイベントを誘致し、国見町のすばらしい景観など、SNSで発信してもらおうことが、今まで以上にたくさんの方々に町のPRができると考えますので、ご期待申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時20分まで休議いたします。

（午前11時09分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、3番松浦和子君。

松浦和子君。

（3番松浦和子君 登壇）

3 番（松浦和子君） 令和2年第1回定例会において、さきに通告いたしました内容についてお伺いいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所の交流連携、移住・定住促進についてお伺いします。

総事業費9586万6000円を投じて整備されたくにみ農業ビジネス訓練所の研修事業に、長期研修、短期研修、体験研修がありますが、今回は新規就農希望者を対象とした長期研修についてお伺いします。

Iターン、Uターン、Jターン就農希望者に対応し、一、二年間の研修期間を確保するものですが、募集方法についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 3番松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所、長期研修の募集方法についてのご質問ですが、募集要領を作成するなど、それらに基づいて行っております。

令和2年度長期研修生の募集にあたりましては、町内会を通じてのパンフレットの全戸配布のほか、国・県・近隣市町の農業関係の部署、農業系の大学や高校、JAふくしま未来や報道機関などへパンフレットを持参、または郵送するなど周知を図っているところであり、町のホームページにも掲載して周知を図っているところでもあります。

そのほか、全国規模、仙台圏、県内で開催されます就農相談会に参加をいたしまして、農業研修の相談に応じております。

さらには、相談者へはパンフレットを郵送するなどの情報提供を行うとともに、当訓練所の参観デーといたしまして研修相談会を開催しております。常時、就農相談窓

口となっております県やJ Aふくしま未来などの農業関係機関、団体に対しましても、長期研修に関心のある方がいれば随時ご紹介いただくよう依頼をしているところでもあります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） これが平成31年度のパンフレット、それからこれが今回、全戸配布されました令和2年度の研修生募集案内のパンフレットになります。

広く学生から社会人まで広く周知されているということで、大変いろんな分野で活用されているということですが、ここに福島県の移住ガイドブックがあります。

この福島県の移住ガイドブックの中に福島県の市町村ガイドとして、県内57市町村の紹介ページがあります。国見町もしっかりとここに掲載されております。

各57市町村のそれぞれのお勧めポイントがここに掲載されておりますが、国見町は農業ビジネス訓練所をトップで紹介しております。国見町を含む13市町村が、新規就農をポイントに上げております。このガイドブックを御存じかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。ただいまご紹介いただきましたガイドブックにつきましては、拝見していませんが、情報提供として、訓練所の情報については、様々なお知らせ版とか、ガイドブックとか、そういうところには提供はしているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 今、なぜお伺いさせていただいたのかと申しますと、このガイドブックは、実は近隣商店街のお店に置いてあったものを頂いてまいりました。

国見町も実はあるのかなと思ひまして、庁舎内、観月台文化センター、見かけませんでした。私が見つけれなかったのかどうか、見かけることはできませんでした。

町で立派なパンフレットを作成してあるわけですから、県のガイドブック等を利用しながらPRしていただきたいと思います。お金をかけたらかけただけの無駄のないよう有効活用してほしいと思います。

次の質問です。

福島大学に農学群食農学類が平成31年4月にオープンいたしました。

食品化学、農業生産学、生産環境学、農業経営学の4コースがありますが、食農学類との交流連携は行われているのか、まだであれば今後行う予定はあるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

福島大学食農学類との交流連携についてのご質問であります。昨年8月21日には連携協力に関する基本協定を締結しております。

協定書に明記しております連携協力事項につきましては、農林業及び農学の振興に

関すること、食農学類の人材養成及び修学者の地元定着に関すること、農商工連携による地域産業の振興に関すること、地域教育及び生涯学習に関すること、農村まちづくりに関すること、また、くにみ農業ビジネス訓練所との連携に関すること、そのほか両者が必要とする事項となっております。

また、交流連携を進めるため、昨年11月20日には、食農学類の教授等8名の方々が当訓練所を訪れまして、意見交換を行いますとともに、12月11日には、農業生産学コースで野菜栽培を専門としております准教授を訪問し、当訓練所の活用を含めた交流連携について意見交換を行ったところであります。

今後は、これらの意見交換を踏まえまして、町内の農業の振興、活性化に向け、当訓練所を核にして、福島大学食農学類の学生なども含めた交流連携を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 食農学類との締結は、広報くにみや新聞でも報道されておりましたので承知はしておりましたが、その締結後に食農学類との交流が何か知らされてなかったような気がいたしておりました。

現在、1期生だけですので、学生数も少ないのでなかなかその交流が難しいのかなと思っておりましたが、今答弁をお伺いして、かなり広い分野での交流を検討されておりますし、既にスタートされているということで、これからその学生を取り込んで、くにみ農業ビジネス訓練所のあらゆる研修にこれから生かしていただければ、研修生も非常に張り合いがあるのではないかと思います。

次の質問に入ります。

農業は後継者不足と言われていますが、一方で農業に関心を持っている若者も多く、49歳以下の新規就農者は増加傾向にあります。その理由の一つに、国のサポート、施策があります。環境改善に向けて様々な取組が就農者の増加につながっているようです。

しかし、個人の農家が減少し、法人化としての経営体が急増しているというのが現実で、サラリーマンとして農業ができることは、若い世代には大きな魅力であり、増加の要因になっていることは数字にも現れております。

このような若者の農業に向き合う変化をしっかりと捉えて、くにみ農業ビジネス訓練所は研修生を受入れ、人材育成に取り組むべきと考えます。その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この質問につきましては、私のほうからご答弁をさせていただきますと思います。

まず、新規就農者についてでございますけれども、県内では平成27年度から令和元年まで5年連続で200人を超えるということで、就業者が増えてきているという状況で、またご指摘のように、法人のほうに、半数以上、就職等されておるとい

うなデータがございます。

そういった状況でありますけれども、農業ビジネス訓練所の研修生の質問ということでございます。

ご案内のように、農業ビジネス訓練所は研修施設でもございますし、あるいはそれをベースにして、当然に野菜のブランド化、あとは担い手の育成を行っていくと、そういった施設でもあるわけでございます。

様々な研修ということで、今回、長期研修の質問でございますけれども、昨年度は短期研修生が66名、それから体験研修が99名でございます。そういったオールラウンドな意味では、非常にこの施設も利活用されておるのかなと思っております。

ただ、長期研修生につきましては、残念ながら、現在今年度の応募ということになりますと、先ほどのお話もございましたいろいろなツールを頼りながらやっているわけでございますが、3名の枠に対して1名の状況ということになってございます。

今後については、別に4月からスタートということではございません。いつでも1年間ということできますので、例えば7月のモモの季節から1年間ということも可能でございますので、そんなことで今、県と果樹園等と連携を図りながら、そのアップにいろいろ努めているというのが現状と思っております。

また、地域おこし協力隊ということで、当初予算でもお願いしておりますけれども、いろいろと今調整中という方、1名もおりますので、なるべくゲットできるように鋭意対応していきたいと思っております。

また、今年、長期研修生第1号が出るということでございますので、その第1号の方の声なども十分聞きながら、くにみ農業ビジネス訓練所の魅力といいますか、JGAPも取った、そして施設も大型ハウスもある、様々な研修対応を行うというメリットを、先ほど議員おっしゃったように、いかにオールラウンドにアピールするかということだろうと思っておりますので、しっかりとアピールすることによって、長期研修生の確保、そして担い手の育成となってくるわけでございますので、そんなことを十分意識をしながら、対応していきたいなと思っております。

長期研修生については、なかなか今、非常に大変な状況にはありますけれども、オールラウンド的には、研修施設全体としては円滑に運営されておるかなと思っておりますので、今度は長期研修生の確保に向けて、これは鋭意、今後は対応していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） ただいま町長のほうからJGAPのお話が出ましたので、このことに関連して再質問をさせていただきたいと思っております。

ビジネス訓練所と道の駅との連携というのは、これは不可欠だと思います。なぜならば、旅行情報誌じゃらんが全国の71の道の駅を対象として調査し、2,525人から回答がありました。

初めてまとめた道の駅グランプリの結果、道の駅猪苗代が第2位に入り、1位から

5位までの間に東北の3つの道の駅が入りました。

利用の目的は、1位が休憩でしたけれども、2位以下は全てグルメに関する回答でした。道の駅国見あつかしの郷にも、この地域のグルメを求めてお客様は来てくださっているのではないかと思います。

そこで、私はビジネス訓練所の出番ではないのかなと思うのですが、まずそのJGAP認証という冠をつけて、様々なチャレンジが可能だと思います。

例えば、ビジネス訓練所のトマトは大変おいしいという、本当にこれは誰しものがビジネス訓練所のトマトはおいしいですよということをおっしゃいます。その認証を受けた完熟トマトを使ったトマトジュースを道の駅で提供するとか、新鮮な野菜や果物を使ったジュースを提供するとか、そういったものをぜひ使ったものを提供するような、ビジネス訓練所と道の駅の連携が私はこれから大切になってくるのではないのかなと思います。

今は健康志向の方が大変多くなってきましたので、話題性はあると思います。袋詰めの販売だけでなく、道の駅との連携でいかようにもチャレンジは考えられていくと思いますが、もし可能であれば、このようなチャレンジが可能かどうかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうから再質問にお答えを申し上げさせていただきたいと思います。

JGAPの取得は非常にハードルの高いものなのです。実は1年かけまして121項目なのです。いろいろな栽培形態の問題とか、あとは品質管理とか、あるいは消毒の問題とかいろいろございます。

そういったものを全て121項目の審査を受けまして、このたび、ミニトマトがJGAPの認証をいただいたということで、まさに安全・安心な野菜のお墨つきを国レベルでいただいたということでございます。

議員おっしゃるように、すぐそばに道の駅がありますので、JGAPが取れたのだと、その安全性はすごいのだよということを、当然そのことが必要であるということで、実は2月19日ですかね、発表させていただきました。

その後、すぐにお披露目を道の駅でさせてもらって、ミニトマトも無料で配布するとか、あるいは半額で売るとかいうPRをすぐさせていただきました。このJGAPを取得したのだよということを強くまずアピールをさせていただきました。

あとは、その道の駅とのコラボ連携でありますけれども、実は野菜づくり研究会という委員会が道の駅にあるのです。これは立派な部会なのです。会長はJA出身でありリーダーシップを取られる方で、まさに野菜のブランド化をどうするのだという議論をいろいろされております。

実は、くにみ農業ビジネス訓練所のほうでも、ブランド化についてはどうなのだというところで研修施設の先生何人かいらっしゃいます。その専門家の指導によって現在、かなりグレードがアップしてきていると。

トマトはもちろんでありますけれども、トウモロコシとか、カボチャどうするかということで、訓練所の指導を受けながら、カボチャのブランド化といいますか、国見のブランド化といいますか、そういったことも含めていろいろと今研究がなされておる最中でございます。

ミニトマトはすばらしい、非常に味もおいしい、どこに出しても恥ずかしくないものを作っておりますので、それをPRすると同時に、今議員お質しの6次化をどうするかという問題であろうかと思えます。

これにつきましても、6次化のいろいろな体系、施策がございますので、それらを十分見極めながら、そして、これは町でやるのか、あるいは道の駅でやるのかとか、いろいろそのスタンスの問題出てくるのです。

あるいは、業者の方をお願いするのかということが出てきますので、ただ、うちのほうでは施設などもございますので、そういった中でできないかとか、いろいろ検証しながら、まさに今議員おっしゃったように、JGAP認証取得をしたと、これはすばらしいことなのです。なかなかすごいハードルなので、そのことをしっかりPRする。物との連携でもPRすることによってさらなる農業ビジネス訓練所の知名度アップを図ると同時に、それが国見の道の駅のさらなるアップにもつながるということがございます。特に部会の方々からいろいろご要請あるのは、その安全性の担保どうするのだということ、例えば農薬とかこれで大丈夫なのかどうかとか、そういった懸念があるということで、これも研修施設と連携しながら今対応するというふうにもさせていただいておりますので、JGAPを取ったことも含めて、今後なるべく農業ビジネス訓練所、道の駅の相乗効果が図れるように鋭意対応していきたいと思っております。

そういうことで、ぜひ頑張っていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 町長の強い思いを聞かせていただきました。これからの連携が大変楽しみです。

次の質問です。

くにみ農業ビジネス訓練所の事業の目的に、野菜の多品目栽培による園芸作物の振興を図り、稼げる農業のビジネスモデルを構築していくとありますが、現在の状況は稼げる農業とは程遠いように見えます。稼げる農業に向けて取り組んでいること、指導している内容と成果についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

稼げる農業に向けての取組内容等についてのご質問であります。まず野菜栽培の取組状況について申し上げます。

令和元年度の当訓練所におけます野菜の栽培につきましては、栽培計画に基づきまして、17品目をパイプハウスでの促成栽培、または抑制栽培などにより25作型に

取り組んでおります。

長期研修につきましては、1年を通しての研修でありますので、長期研修生にはそれぞれの野菜栽培について実践をしていただいているところであります。

また、長期研修を修了した後、新規就農した際には、生産物の販売先の確保などの課題もありますことから、JAふくしま未来生産部会などへの支援要請や国見まちづくり株式会社出荷組合への加入などにつきまして、バックアップすることも必要と考えております。

当訓練所は、稼げる農業のビジネスモデルの構築を目指しておりますが、長期研修による農業の担い手の育成、野菜の多品目栽培体系を確立することによる栽培技術の向上、販売ルートを確保することによる農業所得の向上が図られれば目的は達成できるものと考えております。

先ほどの町長答弁にもありましたが、当訓練所初めての長期研修修了者が新規就農することとなっておりますので、その後の営農の状況などによりまして、当訓練所における研修の成果が現れてくるものと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 多品目にわたっての栽培ということでしたけれども、まだ春だから畑にあまりいろんなものが植えてなかったのかなと思って見えていますけれども、あまり土もよろしくないような気がいたしました。

そういったところもやはり基礎になるところですので、しっかりと指導していただければと思います。

次の質問です。

ありきたりの野菜の栽培、私でも作れるような野菜の栽培ではなく、市場の動向、消費者が求めている野菜は何か常に敏感に反応し、調査し、チャレンジしていくことが稼げる農業には不可欠と考えます。

例えば、イタリア野菜の栽培やハーブの栽培に取り組み、福島市内だけでも20店舗以上あるイタリアンレストランやフレンチレストランなどとの契約農家として、安定した経営と収入を確保するための指導や体制づくりが、これからの農業には大きな要素になると思います。

年間1,200時間の研修を一、二年間受け、研修終了後は新規就農者としての生活基盤をぜひ国見町に作っていただきたいと思います。移住する場合の住宅をはじめ、その他のサポートについてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） この質問につきまして、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

長期研修生への支援ということでございますけれども、まず、生活資金として、国の制度が原資でございます。申し上げますと、農業次世代人材投資資金・準備型となっておりまして、限度が150万円なのです。それ以内で支援をすることができるとい

うふうになっていますし、また、町としましては、先ほどお話が出ました移住・定住等で遠方から来る方に対しましては、町営住宅の借上げの支援ということで今年度予算化していますし、来年度もお願いしておりますし、そういう制度が町としても今、設けてあります。

また、新規就農をした場合もまたいろいろな制度があるのです。申し上げますと、まずは国の制度で、先ほど申し上げました農業次世代人材投資資金の経営開始型、これも150万円を限度に支給がされると。

さらに、これは町でやりますけれども、経営開始支援資金の貸付けになりますけれども、70万円を限度に貸付けができるという形にもなっていますし、あとは農業委員会のほうで農地のあっせんも新規就農者になればできるということになってございます。

さらに、発展しまして、認定農業者になった場合でありますけれども、これは経営所得安定対策ということで交付金の支給があるのです。さらに、長期低利である農業経営基盤強化資金の融資ということで、個人であれば3億円まで借りられるという制度もありますし、さらに、青色申告の際のいろいろな制度がございます。

さらに、今度は人・農地プランの関係で、そのエリアでの中核の農業者になった場合は、トラクターなどの農業用機材の購入にあたって10分の3の補助制度などもあるということで、結構いろいろな面で長期研修した場合、新規就農した場合、認定農業者になった場合、さらに中核者になった場合ということで、それぞれ制度がございます。

また、先般、空き家対策の関係で民間との協定を結んで、バンクに登録できるという形になりましたので、そういった空き家もお互いにリンクしながら、恐らくいろいろ入っていきますので、首都圏の方々がこういう空き家を借りて対応しようかというようなことも出てくるかなと思っております。

そういった際には、またいろいろと議会の皆様をお願いして、予算の確保なども含めて対応しながら、現時点でもう既に町営住宅の場合は大丈夫でありますので、そのほか、空き家をシェアハウスみたいに改装してどうするのだという議論なんかも出てきます。国の制度も今ありますので、そういった制度については予算化していますけれども、町単独でどうするのだみたいなこともあれば、それは議員の皆さんにご相談申し上げて、制度化していくということもありなのかなと思っております。

とにかく訓練所の長期研修生になると、今申し上げたいろいろメリットあるのだよということ、あと、空き家を使用した場合にもいろいろ国の制度もありますので、そういったことをしっかりとPRしていくことが私は必要なかなと思っております。

いずれにいたしましても、長期研修生、まだ1名でございます。地域おこし協力隊まだやっていますけれども、あとは先ほど出たように、7月でも構わないということでございます。当然、先ほど来申し上げておりますように、県と国との連携した啓発とか、あとは研修生になったメリット、それから訓練所の魅力、JGAPを取っておると、施設もこういうものがあるとか、移住・定住の関係もいろいろと町としてアピ

ールしていますので、そういったことも含めて、総合的にアピールすることによって、なるべく早い機会に3名の枠を確保できるように、今、産業振興課でやっていますけれども、枠が確保できるように、これは鋭意対応していくと同時に、予算の問題なんかも含めて出た場合は、ぜひ議員の皆様のご理解を賜り、ご議決を賜るということで前に前に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 実は、山陰地方の本当に交通の便の悪いところとか、四国の山の中に林業で移住したり、本当に交通の便の悪いところに家族で移住して農業をやったり、そういうことにチャレンジしている方が、意外といるのです。

こんなに交通の便がいい、医療体制も整っている、暮らしやすい、人も優しい、本当に親切、どうしてこの国見町に人が来てくれないのかなという、それが私の中で大変不思議な部分なのですけれども、ぜひ今、町長答弁してくださいましたその魅力、いろんなそういった支援をいろんな形で魅力をPRしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

敷地面積5,300平米という規模のくにみ農業ビジネス訓練所は、障害のある方を受け入れてくださるのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

障害のある方の長期研修生としての受入れについてであります。介助、介添えなどの特別なサポートを必要としない方であれば可能であると考えております。

また、現在は農福連携といたしまして、障害のある方が農作業へ従事するなど、農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組が広がりつつあります。

担い手不足や高齢化が進む農業分野におきまして、新たな担い手の確保につながるものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 今の答弁を伺って、ちょっとほっといたしました。

障害のある方は、ご自分のハンディーを重々ご承知だと思います。一つの仕事に本当に集中して一生懸命頑張っている姿を見ますと、今、特にパラリンピックでいろんな形で報道されていますけれども、農業にもハンディーを、自分のハンディーを重々承知の方というのは、本当に集中力を持って努力をして頑張っている姿に感動させられることがたくさんあります。

そういう方がビジネス訓練所で研修したいという声が、希望がありましたら、ぜひ受け入れて、独り立ちできるような指導体制をしっかりと構築していただきたいなと思っております。

最後にお伺いいたします。

私、今回、この農業ビジネス訓練所について質問させていただききっかけは、町民の方から何をやっているのか分からないという声がたくさん多く聞かれたのです。あのような立派なパンフレットも作り、いろんな形でいろんな場所、いろんな分野にPRをしているわけなのに、どうして町民の方が分からないのかが、一番足元の方が分からないのかなと思いました。

これから、その新規農業者を育成していく上で、くにも農業ビジネス訓練所として、今、何を行うべきかお聞かせいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。繰返しになるかも知れませんが、やはり担い手の育成、あとは多品目栽培の体系確立によります栽培技術の向上、販売ルートの確保、それらを兼ね備えて稼げる農業を目指す、そういうビジネスモデルを構築していきたいという目的で整備、運営をしておりますので、先ほど町民の方の何をしているか分からないというご意見もいただきましたので、パンフレットも全戸配布しておりますし、なお一層、町民の皆さんの認知度が上がるような取組もしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 農業ビジネス訓練所について質問させていただきました。

これからの役割をしっかりと私も見させていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時59分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前に引き続き一般質問を行います。

1番小林聖治君。

（1番小林聖治君 登壇）

1番（小林聖治君） まず質問に入ります前に、今回の新型コロナウイルスによりお亡くなりになりました方々に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、感染されて今ウイルスと戦っておられる方々に心よりお見舞い申し上げます。

我が国見町におかれましては、政府からの要請を受け入れ、県内の市町村の中でい

ち早く小中学校の臨時休校を行ったことは、様々な意見がある中ではありますが、私はこの判断に対し敬意を表するものであります。今回の新型コロナウイルスに対しましては、クラスター対策をはじめ高齢者に対する施策にも万全な措置を講ずるようお願いいたします。

では、令和2年第1回議会定例会に当たり、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

先日の内谷での火災におきまして、第一分団を中心に国見町消防団員100名が消火活動に当たるなど、消防団は地域防災に不可欠な存在であります。そこで、今現在の消防団員の数とここ5年間の団員数の推移をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） 1番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

平成31年4月1日現在の消防団員数につきましては245名となっております。

また、消防団員数の推移でございますが、平成27年度につきましては252名、平成28年度が249名、平成29年度が250名、平成30年度が245名となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 大体250名前後で推移されているという状況でございます。それでは、年代別の消防団員の数、もしお分かりになればお示してください。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

消防団員の年代別構成比でございますが、20代から30代につきましては66名の27%、40代から50代につきましては168名の69%、60代以上が11名の4%となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 主に40代、50代が消防団員の年代別で多いという状況でございます。それで、消防団員の確保のために現在は各分団の消防団員が地縁をつてに勧誘を行っているところでありますが、さらに効果を上げるために、町としてのバックアップが必要だと思います。町としての見解をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

消防団員募集につきましては、議員ご指摘のとおり、各分団員がそれぞれ地縁などによりまして勧誘を行って、団員の確保に努めていただいているところでございます。しかしながら、少子化、さらに価値観の多様化などによりまして全国的にも消防団員の成り手不足問題が顕著化しているところでございまして、消防団員の減少は大きな問題となっているところでございます。

今後も、各分団によります従前の消防団員確保も将来的に困難が予想され、消防団

員の減少によります地域防災力の低下が危惧される状況にありまして、議員お質しの町のバックアップの必要性につきましては十分認識しているところでございます。町におきましては、広報等によりまして消防活動を積極的に広く周知するとともに、消防団員の装備の充実はもとより、活動しやすい環境づくりなど魅力ある地域に根差した消防団の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 町として、従来どおり広報活動を基にということではありますが、昨年3月の定例会の一般質問において、当時の阿部泰藏議員の消防団員確保の質問に対して、広報活動による潜在的な需要の掘り起こしを行うとの答弁をされておるところであります。その後はどのような対策を講じたのか、改めてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

潜在的な需要の掘り起こし、具体的にはどのような対策を講じたのかとお質してございますが、まずは町民の方々へ消防団活動を知っていただいて、消防団への関心を持っていただくことが重要と考えているところでございます。消防団活動は火災などの災害出動のほかにも出初め式、定期点検、また各地区の防災訓練での消火訓練など多岐にわたり活動を行っていただいているところでございます。町としましては、先ほどお答えしたとおり、その活動を広報くみなどに積極的に掲載しているとともに、窓口での消防団募集のチラシ配布などを今後とも継続して行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 消防団はこれから初午、4月になれば火災予防運動に伴う夜警、あと月1回の消防訓練など、日夜、地域防災・防火のために活動しているところであります。そこで、消防団員が安全で活動しやすい装備品を支給すべきと考えますが、いかがでしょうか。町の対応をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この質問につきまして、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、消防団員におかれましては、近々ではご案内のように昨年10月の台風19号、本当に昼夜分かつた様々なご対応を頂いたということ、記憶に新しいところでございます。また、火災が2件ほど発生しましたけれども、それにつきましても、先ほど議員がおっしゃるように、本当にスピーディーにいろいろな面でしっかり対応いただいたと思っております。この場をお借りして、ご尽力に心から敬意と感謝を申し上げます。

議員ご指摘のように、消防団員は昼夜分かつた、電話が来れば出ていくという状況もございまして、あとは火災での様々な対応とか災害現場、本当に安全・安心はどう

するんだということは、非常に重要な課題なのかなと思っております。

そういった中、装備品、自分の身に着けるものをしっかりと担保していくということは、非常に重要な課題なのかなと思っております。議員ご承知のように、昭和63年に消防庁告示がありまして、消防団の装備の基準をこうなさいという基準がいろいろございます。えいやとなかなかできない部分もありますし、一步一步でありますけれども、その基準に基づいて町としては基準を満たすべくここまでいろいろと対応してきたと。また、消防団のほうからもいろいろ協議の中でご要請がございますので、そういった部分についても対応してきておるところでございます。

これからの話になりますけれども、近々で、できれば来年度でございますけれども、長靴に代わる編み上げ靴、これは機動性と安全性、両面で非常にすばらしいと言われておりますので、全消防団員に配備すべく今検討中ということで議会にご提案申し上げてございますので、ご理解賜り、議決を頂いて、来年度ぜひ対応していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、安全・安心の担保、装備品、消防団の対応をどうするんだということは非常に重要な課題でございますから、消防団と十分連携を図りながら、今後ともしっかりと対応していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 今の町長の答弁にもありましたように、令和2年度において編み上げ靴、安全靴を整備していただけるということで安心いたしました。また、さらなる装備の充実を含めた消防団の維持発展にしっかりと対応していただきたいと思っております。

それでは次の質問に移ります。

町内の防火水槽及び消火栓についてであります。先ほど消防団の活動の中で少しお話ししましたが、初期消火が地域の力で速やかにできるように、日頃から消防団により定期点検などで保全されております。そこで、町内の防火水槽及び消火栓の設置数をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

今年度整備分を含めた数字ではございますが、防火水槽につきましては152基、消火栓につきましては149基となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） それで、地上式防火水槽と地下式防火水槽の数というのはどうなっておりますか。把握していればそれぞれお示してください。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

まず、地上式防火水槽でございますが、75基となっております。続いて、地下式防火水槽でございますが、77基となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 私も地元の消防団員として月 1 回防火水槽、消火栓の点検を行っておりますが、消火現場において現在設置されている防火水槽、消火栓の数で十分かどうか、町の所見をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

消防水利が十分かとのことですが、十分かどうかの判断の一つとしまして、総務省消防庁から示されております消防水利の基準がございます。その中で、水利基準の第 4 条、防火対象物からの消防水利に至る距離が市街地及び旧市街地におきましては 100メートル以下、それ以外の地域につきましては 140メートル以下となるよう、また消火栓に偏らないよう、計画的に配置することと示されているところでございます。

そのような消防水利基準に照らし合わせますと、消防水利の配置につきましては、一部の地区でございますが、その基準を満たしていない消防水利の空白地が存在しているところでございます。町といたしましては、消防水利の空白地解消を最重要課題と認識してございまして、今後とも消防団と協議しながら有効的な消防水利の確保を図り、消防力の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 特に地上式防火水槽は取水を水路などに頼っているところであります。それらについては地下式防火水槽に更新する必要があると考えますが、町の考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） この質問につきましても私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

先ほど課長のほうから答弁ありましたように、防火水槽、全体で 152 基あります。そのうち地下方式、地上方式とあるわけですが、いわゆる地上方式が 75 基ございます。お質しの地上式から地下式の更新というお話でございますけれども、これらについては先ほど来お質しのように、消防力強化の観点からいきますと非常に重要な課題かなと実は認識をいたしておるところでございます。全て地下式にするということになりますと、実際数億円の費用がかかるという状況などもございますので、現在消火栓を使ったり、地上式のものを使ったり、うまくリンクしながら、総合的な消防水利の対応といったことを現実にやっているということでございます。ただ、空白地帯もほんの数戸ございますので、そういったものを十分意識しながら、今後対応していく必要があるものと考えております。

また、消防力の強化を図る点では消防水利を担保することはもちろんでありますけれども、消防車両とかポンプの問題、それから先ほどご質問ありました消防団の装備

の問題、あとは消防団員の数、これをしっかり担保するとか、様々な課題が実はあるのかなと思っております。

したがって、これを消防力という観点から総合的に捉えながら、先ほどいろいろご質問ございました消防水利はもちろん、あるいは消防団の装備品、あと消防団員の確保ももちろんでございます。それから消防車両、屯所の整備とか、消防力の強化のためには様々なものがございます。どういう形で年次的にうまくリンクしながら対応するか、予算は限られておりますので、その中でどうするのかということは非常に重要なことと思っております。

実は、この点については、議員も消防団であれば十分ご承知だと思います。消防団の幹部会議等の中で十分連携をしながら、来年度何をしようか、どうすべきかということについていろいろ議論をしながらここまで進めてきておりますので、先ほど申し上げましたように、今後につきましても総合的な消防力アップのためにどうするんだという議論、これを私ども事務局と消防団と十分リンクしてまいりたいと思います。ただいまご指摘がございました地上式から地下式にするとか、これを最優先にすべきであるとかございます。消防車両は、では来年でいいよと、いろいろあると思うんです。ですから、一步一步になりますけれども、十分皆様方でご検討いただきながら、とにかく強化にはしっかりと意識をしながら努めているということでぜひ対応していきたいと思っておりますので、今後とも消防団全体のご指導を議員からもよろしく願いいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 総合的な対策を進める中で、ぜひ消防団との連絡、連携を密にして、よく協議しながら進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。マイナンバーカードの普及についてであります。

平成28年に、社会保障制度・行政・税金に関する事務の効率化などを目的にマイナンバー制度がスタートしましたが、マイナンバーカードの取得という点はまだ浸透していないと思われまます。そこで、町におけるマイナンバーカードの交付状況と交付開始からの交付率の推移をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

まずは、マイナンバーカードの交付状況についてであります。令和2年1月末日現在で町から本人へ交付したカードは1,272枚で、1月末日時点の人口8,987人に対する交付枚数率は14.15%という交付状況となっております。

次に、交付開始からの交付率の推移についてであります。マイナンバーカードの交付が平成28年1月から開始されて以降、平成28年度末で9.57%、平成29年度末で10.87%、平成30年度末で11.88%の普及率となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 福島県内の市町村、自治体の多くが大体、10%から12%の中で、国見町が14.15%というのは税務住民課の方々のご努力の結果だと思います。そこで、マイナンバーカードの交付者の年代別はどうなっているのか、数字を持っているならお示しいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

国見町における年代別の交付の内容ということですが、申し訳ございません、現在1,272枚ですが、これまで年代別の集計はございません。ただし、全国なのですが、総務省でその時点、その時点で発表しています資料があります。そちらの直近の全国の状況で答弁とさせていただきます。

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数という中に男女・年齢別という部分があります。これは令和2年1月20日現在の数字として発表されておりました。一番交付枚数率が高いのが75歳から79歳で、男女合わせて25.6%となっております。あと5歳刻みで数字が出ておりますけれども、一番低いのはゼロ歳から4歳で2.8%となっております。全国的な部分については、高齢者の部分が高くて、あと若いほうにいくとちょっと低くなっているというのが、現在の状況となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 年齢別にいうとマイナンバーカードの交付率は高齢者のほうが高いということでございます。この普及が進まない理由として、一つにはメリット感がない、必要性を感じないとの声を耳にするところであります。普及促進に向けた課題についてどう取り組んでいくのか、町の対応をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

マイナンバーカードの普及促進に向けた課題について、町としてどう取り組んでいくのかとのご質問でございます。

昨年の第2回定例会の一般質問におきまして、佐藤定男議員から、マイナンバーカードの交付率を上げるための方法について質問を頂いたときに、昨年6月4日に開催されました国のデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及及びマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針」について答弁させていただきました。

そこで、今回のご質問に関しましては、それ以降の動きについて答弁させていただきます。

まず、昨年6月28日付で国から「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について」の通知がありまして、「各地方公共団体においては、マイナンバーカードの取得促進に積極的に取り組むこと。また、市町村においては、マイナンバーカードの交付体制の増強について計画的に取り組むこと。」という依頼でありました。

そして、昨年9月11日付で国から、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定

について」の通知がございまして、その中で、「各市町村で全体スケジュールにおけるマイナンバーカードの交付枚数の想定に沿ったマイナンバーカード交付円滑化計画を策定し、マイナンバーカードの交付体制の整備や普及促進に計画的に取り組むこと。」という依頼がありました。

そこで、国見町としましては、この国からの策定要請を踏まえまして、「マイナンバーカード交付円滑化計画」を昨年10月15日に策定いたしまして、本計画に沿ったマイナンバーカードの取得促進に、計画的に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 今ほど出ましたマイナンバーカード交付円滑化計画、もう一度この計画内容と、現時点で分かるところまで結構ですので、できれば進捗状況をお示しいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

マイナンバーカード交付円滑化計画の策定に関するご質問でございます。先ほども申しましたけれども、まず国のほうから全体スケジュールが示されました。9月3日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの交付枚数の想定、あるいはマイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等への利用環境整備に係る全体スケジュールということで示されました。

スケジュールの概要ですけれども、交付枚数については、国レベルで2020年7月末で3000万枚から4000万枚。健康保険証利用の運用が開始される時期、2021年3月末で6000万枚から7000万枚。医療機関のシステム改修の既成見込み時期、2022年3月末で9000万から1億万枚。そして、2023年3月末にほとんどの住民がカードを保有するというスケジュールが示されました。

それを受けまして、国見町で策定いたしましたマイナンバーカード交付円滑化計画の中身ですけれども、主立ったところで、1つは計画の策定体制ということで、町については関係課と協議しながら進めるということです。2つ目は、交付枚数の想定で、これについては、先ほどお話ししました全体スケジュールに沿った形でということでございますので、町でいいますと、令和4年度末でほとんどの町民が持つという形で枚数の設定をいたしました。

次に、交付体制の整備ということで、土日とか夜間でもマイナンバーカードの交付が受けられる体制を作りなさいということで、1つは今、毎週木曜日にやっております窓口の延長です。あとは、1月から始めました月1回の最終日曜日の臨時窓口ということで対応しているということでございます。

あと、これまでマイナンバーカードの申請は各自していただきまして、交付の際に役場に来る交付時来庁方式だけだったのですが、今回、申請時来庁方式も計画しております。申請の際、役場でもサポートしなさいというのがありましたので、それについても計画に沿って今進んでいるということでございます。先ほどの計画の進捗の部

分については、今報告した内容も含めまして、実施状況、実績について、国のほうに毎月報告しているという状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 概略は分かりました。それで、これは私ごとになりまして恐縮なのですが、私の子どもなどが料金を支払う際にお金を使わずにカードやスマホを出してささっと支払いを済ませてしまう姿を見て、特に若い世代がマイナンバーカードを使ってキャッシュレス決済や各種証明書のコンビニ交付ができるようになれば、普及の一助になると考えるところでありますが、町の見解をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） まず、キャッシュレス決済の部分について、まちづくり交流課からお答えさせていただきます。

マイナンバーカード普及のために、総務省では今年の9月からキャッシュレス決済によるマイナポイント事業を実施することとしてございます。これは、マイナンバーカードを取得した方が、さらに本人を認証するマイキーIDというパスワードをご自身のスマホやパソコンで設定しますと、マイキーIDでひもづけした民間のキャッシュレス決済サービス、例えばペイペイや楽天ペイなどのQRコード決済、スイカやナノコなどの電子マネーにチャージ、入金すると、あるいは買物をすると、マイナポイントが付与されるというものです。なお、マイナンバーカードで直接キャッシュレス決済することはできません。

町としましては、マイナンバーカード普及のためにこのマイナポイント事業の周知啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 次に、税務住民課よりコンビニ交付についてお答えいたします。

各種証明書のコンビニ交付ができるようになれば、マイナンバーカード普及の一助になるのではないかとということについてであります。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスです。マイナンバーカードの利用用途が拡大されますと、町民がメリットを感じ、マイナンバーカードの普及率が上がるものと想定されます。

しかしながら、国見町ではまだ導入はしておりません。多額の導入初期費用、毎年発生します維持管理費等の財源確保、費用対効果、さらには近隣自治体の動向に注視しながら、コンビニ交付システムの導入につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） それでは、県内の市町村におけるこのコンビニ交付の導入状況はど

んなふうになっているか、もしお分かりになればお示し願いたいのですが。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） お答えいたします。

県内のコンビニ交付の導入状況というご質問でございます。

これにつきましても、マイナンバーカードの作成等を担当しております国の外郭機関である J-LIS で資料がその都度ポイントで出ております。その資料により参加状況をお答えしたいと思います。

令和2年2月17日現在、福島県内は59市町村のうち23市町村が導入している状況であります。導入率は39%という割合となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 県内では23市町村がコンビニ交付を導入しているということでございます。

次に、令和2年度にはマイナンバーカードを活用した消費活性化策が実施される予定と聞いておりますが、これら施策に対する町の考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えします。

総務省が実施しますマイナポイント事業の概要につきましては、先ほど答弁したとおりでございますが、この事業がまさにマイナンバーカードを活用した消費活性化策でございます。マイナンバーカードの交付を受けた方がマイキーIDを設定したキャッシュレス決済サービスを利用してチャージや買物をしますと、利用金額の25%、上限5,000円分がマイナポイントとして付与されまして、買物などに利用できるというものでございます。

今年9月から来年3月まで7か月間実施されるということですが、事業の詳細につきましては現在、総務省で検討中でございます。町といたしましては、周知啓発を図りますとともに、マイナンバーカードを窓口で交付する際にマイキーIDの設定も同時に行えるよう支援する予定としてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1番（小林聖治君） 今の答弁によって、システムなり仕組みがある程度理解できました。

ただ、例えば既にマイナンバーカードを交付された方について、マイキーIDの設定はどのようにされるのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

既にマイナンバーカードを交付された方に対しましても、マイキーIDの設定の仕方が分からない方につきましては、役場窓口において設定が行えるよう支援する予定でございます。

また、総務省のほうでは今後、大型商業施設あるいは携帯電話事業者の窓口などで

も支援が行えるよう検討しているとのことでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 最後の質問になりますが、将来的に地域で利用できる自治体ポイントの導入など、町としてマイナンバーカードの普及と共に検討していかなければならないと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

まず、自治体ポイントについてでございますが、2つの利用方法がございまして、1つ目が地域経済応援ポイントと呼ばれるもので、これはクレジットカードのポイントを自分の好きな自治体ポイントに交換することで、その地域の商店での買物、あるいはオンラインショップからその地域の特産品をお得に購入できるというものでございます。2つ目は、各自治体が自己財源によって自治体ポイントを付与するという方法で、例えばボランティア活動に対する地域活動ポイント、あるいは健康づくりの活動に対する健康ポイントなど、こうした取組をする自治体もございます。

全国で自治体ポイントの設定を行っているのは今のところ80ほどの市町村でございまして、議員お質しのとおり、マイナンバーカードの普及とともに広がってくるものと思いますので、今後、国の動向を注視しますと共に全国の事例を調査、研究しまして、国見町における自治体ポイントの在り方を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

1 番（小林聖治君） 今ほどの自治体ポイントというものは、1つは地域経済ポイント、2つは自己財源によって付与する例えば健康ポイントのようなものというお答えでありました。国見町には特産物をはじめ歴史、フルーツなど素晴らしいものがたくさんございます。ぜひ日本全国にアピールできるように、新たな施策に挑戦して取り組んでいただきたいです。以上、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、10番浅野富男君。

（10番浅野富男君 登壇）

10 番（浅野富男君） 令和2年第1回定例会に当たりましての一般質問であります。

まず1番目でありますけれども、一年単位の変形労働時間制についてであります。

一年単位の変形労働時間制度は、繁忙期には1日10時間労働まで可能とし、閑散期にはその分労働時間を短縮し、1日当たりの労働時間を8時間になるように調整する働き方と言えます。これまでもこのような変形労働時間の決め方は、繁忙期と閑散期が著しいなど特殊な事業についてのみ協定が結ばれた下で行われてきました。

しかし、このような労働形態が、公務員である教師にも適用となる法案がこのたび成立しました。このことについて、何点か尋ねてまいりたいと思います。

1つ目でありますけれども、小学校、中学校の教師の身分はどのようになっている

か。市町村なののでしょうか、それとも県職員なののでしょうか、まず尋ねたいと思います。
議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 10番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

公立小中学校の教職員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第37条に規定されております県費負担教職員となっているものでございます。県が給与等を負担する市町村職員というようなことございまして、服務については市町村に定められた条例規則に従うこととなっているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうしますと、いわゆる労使関係で考えた場合には、雇主は町ということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 労使という考え方かとお質してございますが、基本的には校長先生と教職員という形になろうかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 次の質問に移りたいと思います。

この法案の成立にあたっては、教職員の長時間労働について、働き方改革という名目で見直しを図るといのが目的になっておりますけれども、この制度についてどのようなお考えでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えさせていただきます。

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、通称給特法の改正ですが、教員の勤務の長時間化など、近年というよりはもう長い間常態化しているというのが実態なのかなと思います。そのことに鑑みまして、学校における教職員の働き方改革として、本当に働き方を見直す、そして子どもたちに効果的な教育活動が行うことができるように、働き方改革の一環として法律が改正されたものと理解しております。

この中では、第5条、第7条ということになりますけれども、今までは勤務時間の上限に関するガイドラインだったのでございますけれども、それを指針に格上げするという事などを含めてございまして、働き方改革という指針を生かして運用していくものと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 今、教育長から答弁を頂きましたけれども、今回この長時間労働を見直すという形で、働き方改革ということで、政府などのほうで提案をしたということですが、もう一つの内容といたしまして、1日8時間労働の原則がなくなるということが言えると思います。それから、公務員は適用除外となっております

けれども、今回それを可能とするような変形労働時間制ということになるかと思いません。

こうしますと、ほかの職種、自治体労働者をはじめとしたほかの業種にも適用されることにもなりかねないといったようなことが考えられると思います。また、公立学校で運用することについては、夏休みのまとめ取りに限定され、閑散期の勤務時間をゼロにして繁忙期の長時間労働に充てるということにもなるかと思いません。

ただし、今回これを導入することになりますと、恒常的な残業がないこと、それから実施する、しないは選択制であることといったことがこの変形労働時間制の中に含まれている内容かと思いません。

そこで、3番目になりますけれども、教職員の実態でありますけれども、持ち帰り業務の把握の可否なども含めまして、勤務実態はどのようになっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えいたします。

持ち帰り業務とのお質しでございます。持ち帰り業務につきましては、個人情報や成績データなど、個人が特定できるものの持ち出しにつきましては原則禁じられておりまして、制限をされているものでございます。

しかしながら、教材研究というようなことで授業の準備に係るものですか、授業で使うためのプリントの作成、それから学年だよりなどの保護者向けのお便りなどの作成については、先生方は持ち帰って作業をされているものと把握いたしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） こういったことは、残業時間という形での計算はされないものと思いますが、その辺りはどのように処理しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えいたします。

持ち帰った場合の業務の捉え方ということのお質しでございます。現実的な部分としましては、持ち帰った部分での業務の捉え方としては、区分けが非常に難しいものと理解しております。例えば授業の準備のために、知識を得るために読書をした場合はどうなのかとか、細かい部分がもろもろ出てまいりますので、現実的な対応としては、そこまでの把握については難しいものと理解しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 確認になりますけれども、どのぐらいの時間がかかっているのかについても、これは把握は難しいという認識でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうしますと、教職員の方につきましては、先ほど教育長が答弁したとおり、これまでもかなり忙しい中で長時間労働を強いられているのが実態だということで、私もそのように認識はしておるところであります。したがって、これを具体的に管理していくということからすれば、個々人の勤務時間について、現時点では誰がどのような管理をしているかというところが非常に問題になるかと思いませんけれども、この辺りはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） お答えいたします。

個々人の勤務時間の把握という部分でございますが、教職員の勤務時間につきましては、小学校、中学校共にタイムレコーダー、タイムカードによって勤務時間の把握をしているところでございます。それを通常は管理職によりまして、併せて業務の内容について、把握を行っているところでございます。勤務時間数につきましては、タイムカードの集計について教頭が行いまして、全教職員の勤務状況については把握をいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） タイムカードで管理をするということでもありますけれども、そうしますと、この下では正確な時間が出てくるものと思います。私の承知しているところでは8時15分から16時45分までが1日の勤務時間ということのようですけれども、さきの6番議員の質問にもありましたけれども、それぞれ労働時間はどのような実態になっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えさせていただきます。

教職員の勤務時間につきましては、公務員ですので、今、浅野議員ご指摘のとおり7時間45分ということで、学校の始業時間に合わせて若干の差はありますけれども、8時15分から16時45分、お昼が一応45分ということとなっておりますが、実態としては、先ほどの佐藤定男議員からのご質問、ご指摘もありましたとおり、例えば親が仕事に行かなくてはならないので、何で学校を開けてないんだというようなことがあったりして、7時ぐらいからもう学校が開いているような状況です。特に中学校におきましては部活動等もありまして、実際業務などについては部活動が終わってからやらなくてはならないなんていうことがあって、本当に長時間勤務が常態化している。そういった中で改善を図っていくために、様々な働き方改革ということで進められていくように今工夫して、計画しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 先ほど6番議員にお答えした中では、教諭につきましても10時

間、11時間という数字がお答えの中で出てきたと思うんですけども、月45時間、年360時間以上の残業があるところでは、今回この変形労働時間制は適用されませんよというお話として聞いているんですけども、その辺りの認識としてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えさせていただきたいと思います。

法の上で10時間ということなのですが、変形労働時間制を仮に採用したとしても、先ほど来述べさせていただいているとおり、実態は10時間を超えるような日も当然いっぱいあるわけです。法改正の趣旨としては、実際に超過勤務がこれだけ常態化しているの、そこは何とか少しでも軽減していくということだと捉えております。

なので、ガイドライン、今度指針になるわけですが、それでも月の上限が45時間、繁忙期とか緊急な場合についてもその倍程度となっていますけれども、そこまで働かせるという趣旨で指針を使うということではなくて、勤務時間を減らすように業務を改善していくという趣旨で運用していかない限りは、この法が生かされるとは言えないので、教育委員会としましても、その趣旨を生かすように服務監督権者としては働いていくというつもりであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 勤務時間を減らすためには業務の量を減らすというのが当然かと思うんですけども、業務の量を減らすために即できる、何から取りかかるという考えで今現在のところいらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 様々な観点があるんですけども、まず中学校で超過勤務の大きな原因になっている部活動ですけれども、これは昨年度において、運動部の部活動についてのガイドライン、それから文化部の部活動についてもガイドラインが定められました。それで、まず上限を平日だと2時間、休日だと3時間、それから土日のいずれかは部活動を休みにするというので、具体的な改善を図るというふうになっております。

ですから、例えば佐藤定男議員の質問の中にもありましたけれども、英語に関わってということがあります。授業については教職員が行うことになるわけですが、授業に関わるアシスタント的なものとかチーム・ティーチング的なものとして、本町では英語についての特別講師を配置するなど、できることから進めていきたいと思っておりますし、国の制度としましては、今後、部活動指導員なども配置できるようになってきていますので、そういう制度を活用しながら、実効あるような勤務内容、職務内容の縮減に結びつくような形で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） それから、1番目の質問で、教師の雇主、管理者は校長先生であるという答弁を先ほど頂きましたけれども、この変形労働時間制を導入するためには当事者間、先ほどの答弁と合わせますと校長と教師の間でそうした合意協定が必要であるということになるかと思えます。したがって、この協議は教育委員会の権限外ではないかと私は考えておりますけれども、この辺りはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えさせていただきます。

教育委員会が権限外かということでもあります。まず変形労働時間制の導入を可とした今回の給特法の改正ですけれども、これも前に答弁させてもらったとおりですけれども、市町村教育委員会の場合ですと県費負担の教職員であります。それで、県費負担の教職員については、勤務条件等については条例主義というのに基づいて行うということになりますので、まだ制定はされていませんけれども、県の条例に従う、それによるということになるかと思えます。

それで、今回の改正が協定に基づくということではなくて条例に基づくということになりますので、条例が制定されるまでの間には当然、県、教職員、教育委員会と様々なことがありますし、労使の交渉事項になると思えます。なので、そこに労使が加わるというのは当然のことではありますけれども、市町村の教育委員会の立場で申しますと、県の条例に基づいて、今度は学校で校長と教職員と服務監督権者としての教育委員会がよく相談し合って、仮に変形労働時間制を採用するのであれば、誰が対象で、いつの時期でと細かく計画を定めていくことになるかと思えます。なので、市町村教育委員会としては、協定の対象という観点ではなくて、適切な計画になるように一緒に知恵を出していくという立場になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 県の条例がまだ制定されておられませんので、確かにこの条例がないとこの変形労働時間制によることはできないということになりますけれども、教育委員会には校長と、それから教職員含めて服務監督権があるということでの答弁がありました。その中において、今回仮に県のほうで条例が制定されたということになりまして、この校長等教職員の間で合意が制定されたということになった場合には、当然そこに入っていかと思えますけれども、先ほども言いましたけれども、その前に、今あるこの労働時間、かなり長いということで、これに入ることは今の時点ではできないのではないかと考えますけれども、その辺りでの教育委員会の考えはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 本当に今、実態として教職員の労働時間が10時間を超えるということで、そういうところの改善も含めての今度の改正かなと思えます。条例改正前なので、当然明日からやるということはありませんけれども、実態としてオーバーしている部分はあるので、普段の勤務時間の改善も進めながら、教職員にとっ

て不利にならないようにしなくてははいけない。

例えば週休2日制導入の初期にあったように、土曜日勤務しなくちゃならなかった分、夏休みにまとめ取りみたいな制度があったかと思うんですけども、それと同じ制度ではありません。例えば4月に入学式などがあって、勤務時間が9時間なり10時間あったとすれば、その分についてはまとめ取りができるような仕組みがあったほうが教職員にとっては当然プラスになるのではないかと。

先ほど来申し上げているんですけども、結果的に教職員の勤務が軽減される、縮減される、そういう趣旨を踏まえての改善、運用にしていかなければこの法律の意味はないので、その辺は十分踏まえながら服務監督をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） これが遂行可能になるのは来年春からということでありまして。あと1年間ありますけれども、その間に教職員の勤務時間を減らすということによってこれから取り組んでいくのかなと思いますけれども、その辺りまで含めまして、この制度全般、教育委員会としては取り入れるべきと考えるのか、取り入れないと考えるのか、その辺はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） これは具体的にまだ校長、あるいは教職員等と検討したわけではないので、私見としてお話しさせてもらうことになりますけれども、先ほど来話しましたように、なかなか教職員の勤務時間というのは実態として短縮されない部分がある。その部分の解決のためには、少しゆったりできる夏休み等に休んでいただくのがいいのではないのかなとは思っております。そういう意味では、改正給特法の趣旨を生かした勤務というのは可なのかなと考えております。

ただ、くどいようですが、逆に10時間まで働かせられるんだとか、そういうような運用でやっていってしまったのでは全然意味がないということになりますし、法の趣旨に反するので、それは止めたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 人間の生活スタイルからしますと、寝ないで働く、食べないで働く、あるいは暇だからいっぱい稼ぐということは難しいことと思っておりますので、私自身はこの変形労働時間制は止めるべきと考えております。8時間労働制につきましても、これは人類史の中ではかなり長い時間かかって勝ち取ったものということなのです。やっぱりこれが人間にとって一番いい生活スタイルということから、8時間というところに落ち着いたんだと思います。ぜひ長時間勤務をなくするように努力していただきたいと思っております。

次の質問に入ります。公立・公的病院再編統合についてであります。

昨年9月に公立・公的病院の再編統合について、唐突にも424の病院について公表がされました。地域医療構想では、全国の公立・公的病院を対象に5万床もの病床

数を減らす計画があるものの、なかなか進まない現状にあることから、突然の発表となったと言われております。医療費の抑制が大本にあると思いますけれども、公立・公的に関わらず、医療機関は住民にとって健康を守るための不可欠の機関であります。公立では地元に藤田総合病院がありまして、今回の発表では該当にこそならなかったものの、国からの補助は受けている医療機関でもあります。

この構想では、レセプトの数で医療の需要度ははかれることも否定できません。人口減少の下ではこのことで再編の対象とされては困るものでありますけれども、この点について町の見解を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

まずは、地域医療構想についてお話しいたします。

これは平成26年に成立いたしました医療介護総合確保推進法により、当時の改正医療法に位置づけられたもので、令和7年に団塊の世代が全て75歳に到達するということから、病床の医療機能ごとに将来の病床数の必要量あるいは病床の機能分化及び連携の推進が目的とされてございます。

確かに全体の病床数も人口減少とともに削減という方向になりますので、削減が主目的とのご指摘がございまして、改正法が成立したときに当時の厚生労働省が、地域の医療構想は不足している医療機能の充足を求めるものであって、稼働している病床を削減するものではないとのコメントを出したところであります。

なお、福島県においては平成28年12月にこの地域医療構想を策定しておりますが、推計の方法につきましては、医療法さらには同法の施行規則に定められた推計方法に基づき、平成25年度のレセプトのデータ、さらには令和7年度の将来人口推計により算定したものとされてございます。

加えて、県においては、将来の必要病床数は今後の人口減少数、さらには年齢構成の変化を踏まえて7つの圏域のマクロ的な視点から分析をした結果ということと、あくまでも圏域における将来の医療提供体制を検討する上での参考材料の一つと示してございます。そのため、この構想の中にも、策定後は地域医療構想調整会議を開催して、地域の実情に応じた各医療機関の役割分担、連携を協議することで、平成28年12月の構想策定後からこの調整会議を圏域ごとに開催しているところでございます。

ご質問のレセプトの数で需要度ははかれるのは人口減少する中で大変ではないかというご指摘がございしますが、レセプトの分析につきましては、医療機能を分類する上で活用されるという意味もございします。例えば入院から何日目までが急性期なのか、さらにはいつからが回復期なのか、慢性期の病床についてはどのような病気が該当するかなどの分析にも活用されているものであり、病床機能の必要量を算定するためには必要な部分と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 医療の機能ということで答弁がありました。その中でもう一つ計

算に入っていない部分があるのではないかと思います。確かに医者にかかればレセプトが出てきますので、数は数えられるかと思いますが、直接病院に行かなかった、あるいは行けない状態にあるということは、この数の中に入っていないのではないかと思います。特に公立病院は地域医療という課題を持っておりまして、それに応えるためにはそうした部分についても勘案する必要があるのではないかと思いますけれども、この辺の見方はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

病院に行かなかった方についての対応、その分の分析はどこに入っているんだというお質しだと思いますが、この地域医療構想の分析の部分につきましては、先ほど答弁をしたとおりレセプトの内容の分析、これは数も当然含まれると認識をしておりますが、その部分があります。さらに、医療機関の部分でお話をしますと、地域性、例えば僻地であったりとか、もしくは同じような症例を扱う病院が近接しているとか、地域において専門の病院として機能している、あるいは総合的な診療科を持っている、これは様々な病院がございますので、その部分も加味して総合的に検討されると聞いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 総合的に勘案されるということかと思っております。先ほど来言っておりますけれども、地域医療というのは経営状態を良好なところに持っていただくだけではないということが民間病院と違う公立病院の役目かなと思っております。

そこで、特に辺地での医療を守ること、公的病院の果たす役割、そして近くに医療機関がなくなったら住民はどうなるかなど、地域医療構想に対して住民の立場からのしっかりとした意見というものが非常に大事ではないかと思っております。こうした意思を持ってこそ、先ほど言いました424の中にできれば入りたくない、入らないようなしっかりしたものが需要ではないかと思っておりますので、その辺りの考えを伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、この質問につきましては私のほうからご答弁させていただきます。

今いろいろご質問がございました。まさに浅野議員お質しのとおりであろうかなと思っております。実は、私も県におった際に医療機関の指導を含めいろいろやってきた経過があるわけでございますので、そういった中で、一元的に厚生労働省で、こういった形で、福島県の場合は24の公立・公的病院のうち8つが再編統合対象と発表されたことは非常にショックでございました。基本的には、まずは町民の安全・安心、あるいは住民の安全・安心、これをしっかり担保していくことが非常に重要なことと思っております。

したがって、地域医療を守るためにどうするのか、それから公的医療機関をし

つかりと担保していくにはどういう議論をすべきかといったことを総合的にいろいろと議論する、検討する。それを特に地域レベルでベースとしてまずやってみるということが、私は非常に重要ではないのかなと思っております。

ご案内のように公立藤田総合病院、まさに伊達地方の中核病院として存在するというところでございます。公立藤田総合病院が実際に国見町にあるというのは、得難い、非常にすばらしいことだと思っております。ただ、ご質問ありましたように、存在はする。しかし、存在をどのように維持発展をさせていくのか。これは重要な課題なのかなと思っております。

特に今、地域医療の確保、医師確保、看護師確保、非常に大変な状況になってございます。また、経営の安定化も含めていろいろ大変でありますけれども、何とか皆さんのご支援を頂きながら、この公立藤田総合病院の一つの流れ、形ができておるなという思いもいたしております。今後につきましても、地域医療としての要である公立藤田総合病院の意義、存在というのは非常に重要だと思いますので、これをしっかりと未来に維持発展をさせていくということが地域医療の関係では本当に重要な課題なのかなと思っております。

しかしながら、この世の中の状況を見ますと、人口減少がどんどん進んでおると。したがって、先ほど来議論になっております人口減少になれば、病院に係るレセプトもどんどん減ってくるという状況になるわけでございます。ただ、それはそれとして当然あるわけでございますけれども、地域医療構想、つまり病院をどうするんだ、ああするんだの議論については地元の自治体、それから地元の医療機関でベースとしてしっかり議論しながら対応していくことが必要なのかなと考えております。

今回9月にこのことが表に出た際には、全国知事会、全国市長会、それから全国町村会のほうで、これを国が一律に決めるのは遺憾であるという強い意思表示も実はさせていただいております。今後については、県のいろいろ調整会議もございまして、国でもやっています。そういったところを十分注視しながら、何か情報が入れば、地元ですから議論をして、こちらから要請、サジェスチョンする。公立藤田総合病院の意義、存在というのは非常に重要でございますので、そういったことを十分ベースに置きながら、さらなる維持発展に対応できるように、今後とも議員の皆様方にはバックアップいただきながら、ぜひ前に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 人口減少の中で公立藤田総合病院は今黒字かなと考えているんですけれども、赤字にならないという保証もないかと考えております。そうした場合に、廃止の対象になる可能性も出てくるかなと考えているところですが、町村会、県の知事会等そうした地方の機関の中でもこういったことが議論されていると町長の答弁でありました。そうした中できちんと反映させることも必要なのかなと思いますので、その辺りでの議論がどのような形になっているのかお知らせいただければ

と思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 地域医療の中で公立藤田総合病院の存在は、特に地方でのオールラウンドな病院、つまり総合病院ということで非常に評判が良いとされております。ただ問題は、福島圏域と伊達地方圏域とのコラボ連携をどうするんだという議論が当然出ているところをごさいます、そういった中でしっかりと公立藤田総合病院の意義、存在というものを前に進めていくことが必要かなと思っております。年間1,600件を超える救急搬送があるということをごさいます、病院の意義、存在というものが福島県全体、そして県北でも、現時点では非常に評価されているということをごさいますので、この評価を踏まえしっかりと維持発展をさせていく。

今赤字の話もありましたけれども、当然そういったことも生じるかも知れません。ただ、伊達地方で住民の生命と健康を守る病院であるということを常にアピールしながら、この地域医療機関としての公立藤田総合病院の未来に向けた維持発展にしっかりと対応していくということが非常に重要なかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 圏域の議論もあるということで、これも出てくるのかなと思いがら今、答弁を聞いたんですけれども、町としてのしっかりとした意見、町民に対する医療を守るということで、どこに行きましてもそういった意見を通していただくことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時30分まで休議いたします。

（午後2時20分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時30分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

最後に、2番佐藤 孝君。

（2番佐藤 孝君 登壇）

2番（佐藤 孝君） 通告に沿って質問いたします。

質問の前に、新型コロナウイルスの対応について申し上げたいと思います。

昨日の町長の所信表明における新型コロナウイルス対応の説明は、あまりにも事務的で形式的で官僚的で、ある意味緊張感が欠けるものと受け止めておりました。私は、小中学校を休校とする政府方針を受けて、町の対応がどんな議論と経過で、どのような懸念あるいは混乱を想定して、他の市町村に先んじて決断したのかなどの説明をす

るものと思っておりました。まして、小学校は休校としたのに、なぜ幼稚園や保育所あるいは放課後児童クラブは休校、休園にしないのかと多くの町民は不安を抱いているのが現状であります。政府の要請とはいえ、最終的な判断あるいはその責任は自治体にあります。保育所、幼稚園が安全だとして開園を決断した背景、あるいは開園リスクへのエビデンスをお聞きしたいし、町民に伝える義務が私ども議員にありますので、ぜひとも早急なる説明の場と質疑の場を強く求めて、質問に入りたいと思います。

少子化対策の一環として、子ども・子育て支援法が平成27年4月に施行されました。支援事業は各自治体が主体性を持つと同時に独自性を打ち出すなどして、その充実に努めている現状にあります。町におきましても人口が減少し続けまして、今年に入りついに9,000名を割るという現状になっております。同時に、出生数も減っておりまして、安心して産み育てるための様々な取組を充実させることが喫緊かつ重要な課題になっているところであります。

子どもを安心して産み育てていく途中では、病気など予期せぬ諸問題に直面することは誰しもが経験しておりまして、そのことであたふたした経験も多くの皆さんがしていると思っております。一方、共稼ぎで職場での休暇が取れない繁忙期、子どもを安心して預ける場をどこに求めるか、これもまた深刻な問題となっております。行政がその受皿づくりを担う必要性がより一層高まっていると思っております。

そのような中、町では4月から5か年間の第2期子ども・子育て支援事業計画がスタートいたします。そこで、この計画では病児・病後児保育が子育て支援としてどのような位置づけとなっているのか、基本的な姿勢をお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 2番佐藤孝議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

病児・病後児保育に対する基本姿勢についてのお質しですが、まずこの事業の目的は、当然今、議員がおっしゃられたとおり、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するために実施するものです。3つの類型がありまして、病院、保育所などの施設で預かる施設型といわれるもの、体調不良になったときに対応するための体調不良児対応型、それから訪問型と呼ばれる非施設型の3類型があります。また、この事業の中では安全性、安定性、効率性についても検証を行うこととして、安心して子育てができる環境を整備し、福祉の向上を図ることを目的としているものであります。

それで、実情に応じて市町村が取り組む重要な事業の中の一つに当然入っているわけですので、教育委員会としましても検討を進めてきている事業ということでありませう。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 概念でありましたが、そこで病児・病後児保育とは具体的に何なのか。対象者あるいはスタッフ、国の補助あるいは町が事業を委託して訪問指導などが可能なのか、その辺の骨格についてお聞かせ願いたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

病児・病後児保育とは、保育を必要とする乳児・乳幼児または保護者の労働もしくはその疾病、その他の事由により、家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっている者について、保育所、認定こども園、病院・診療所、その他の場所において保育を行う事業でございます。

この事業は施設型と訪問型に分類されます。先ほどの教育長の答弁にもございましたが、施設型としては病児対応型、病後児対応型、体調不良児型がございます。その中で病児対応型は、児童が病気の回復期に至らない場合で、かつ当面の症状の急変が認められない場合に、この児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業であります。また、病後児対応型は、児童が病気の回復期で、かつ集団保育が困難な期間において、当該児童を病児対応型と同じく専用スペース等で一時的に保育する事業でございます。病児・病後児の対象児童は、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が認めた乳児・幼児または小学校に就学している児童でございます。

訪問型は、病児及び病後児を対象に、その児童の自宅において一時的に保育する事業でございます。

この際のスタッフでございますが、病児・病後児保育は利用児童10人に対して看護師が1名以上、かつ利用児童3人に対して保育士は1名以上の配置が必要となります。訪問型は一定の研修を受けた看護師、保育士、研修により市町村長が認めた者の配置が必要となっております。こちらは病児・病後児1人に対して1名以上を配置することとなります。

この事業は地域子ども・子育て支援事業の一つで、子ども・子育て支援交付金として国・県から3分の1ずつ交付されます。また、事業所等が要件を満たせば、町が認めたものとして委託することも可能となっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今、病児・病後児の概念等について説明いただきましたし、国の補助の有無、それからスタッフの関係、詳細にわたってご回答いただきました。実は、今回の質問は来年度の予算要求をする意味での質問ではなくて、令和3年度に向けたある意味、問題意識の共有、あるいは条件整備を進めるという立場で質問をしているわけでありませう。

ただ、令和2年度中に必要性がある、またお互いに了解点に達すれば、補正対応を当然求めていくという考え方に今いるところでもあります。あるいは、緊急性が認められなくても、事業を実施できるよう子育て支援の一つの施策として整備をすることも、これは行政の大きな役割だろうと思っているところです。

そこで、ここで具体的なことをお聞きしたいと思います。先ほどの第2期の事業計画でパブリックコメントを2月にしていると思います。その中で病児・病後児保育に

関する意見要望等があったのかどうか、あれば論点をお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたりまして1月20日から2月10日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、提出された意見はありませんでした。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 意見が何もなかったということに驚いているわけではありますが、これが実態ですから仕方ありません。

それで、同時期に行いました保護者等への意向調査の中で病児・病後児保育に関連した要望等ございましたか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

平成31年2月から3月に、未就学児と小学生の保護者を対象に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しております。その中で、病児・病後児の利用希望についての要望はありました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今の時期ではなくて、昨年2月から3月という理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 平成31年の2月から3月でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 先ほど教育長、東海林課長からご答弁のありましたように、近隣の福島市、伊達市で、直営か民間かは別としまして、施設型としていわゆる病児・病後児保育に取り組んでおります。桑折町では平成28年4月から施設型と訪問型の利用者への料金の半額補助を行っております。これは私が直接聞いた話でありますけれども、伊達市と桑折町では施設型、要するに受け入れて病児・病後児保育をするという要望、要求というものが大きくなっているということでもあります。キャパシティの問題は後で質問しますが、先ほど答弁であったように施設型、町の保育所等で受け入れると仮定した場合、町職員で病児保育専門士、あるいは認定病児保育専門士等の資格を有する方は何名いらっしゃいますか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

町職員ではおりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今申し上げた専門士はいろんな団体がありまして、その団体の研修あるいは試験等を経て認定をされた方を病児保育専門士と言っているわけです。例えば認定病児保育専門士は、保育士あるいは看護師であって、2年以上の実務経験が必要であると。それから私が申し上げた認定病児保育スペシャリストというのは、国家資格ではありませんが、一定の研修、試験、そして24時間の実務があれば認定を受けることができますとなっております。

それで、先ほど教育長の基本的な姿勢についてご答弁いただきましたが、支援事業計画に病児・病後児保育については検討するという記載をされている以上、職員にこれらの保育専門士を養成するというのも必要だと思っておりますが、それらについて対応する考えはございますか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

職員の認定病児保育専門士等の養成についてでございますが、町といたしましては、事業を実施する場合、安全・安心の観点から、病児・病後児の保育は看護師等の専門職が実施すべきと考えております。職員に対しての病児保育を前提としての研修は難しいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 後でも議論させていただきますが、保育士さんの充実なり、あるいは看護師さんの配置は望ましいことでもありますから、当然そのような答弁になると思っておりますが、現状として今すぐなかなかその配置にならないのは、それぞれ皆さん方ご承知のとおりだと思います。

そこで、先ほど私が申し上げたように、研修等で認定病児保育士資格を取得し、認定者として認められるという制度がございますので、今すぐ困難であるとの答弁でありましたが、ぜひ具体的な検討に入っていただきたいと思っています。

私が調べた限りでは、NPO法人まごころサービス国見センターに非常勤として登録されている病児保育専門士の方が7名いらっしゃいます。これは一般財団法人女性労働協会という団体の認定を受けた皆さんで、全て町内居住者だと伺っております。職員においても、保育業務に携わっていない方を含めて、私が先ほど申し上げたように病児保育専門士を養成していくということは今後の事業展開をする上で大事なことだと思っておりますので、教育長、もう一回ご答弁を頂けますか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えさせていただきます。

議員お質しの件、NPO法人まごころサービス国見センターで実施していることも緊急サポートネットワークに携わっている方々かと思っております。このスタッフは、こども緊急サポートネットワークふくしま主催で規定の研修を受けてスタッフ会員となり、事業を実施していると伺っております。町といたしましては、病児・病後児保育を実

施する場合には、子どもの安全・安心を考えると、看護師等の専門職及び専門研修を受けた保育士の配置が適切と考えております。

認定病児保育スペシャリストの研修ということなのですが、この有資格者を配置することで、地域の子ども・子育て支援事業という病児・病後児保育施設にはなりません。認定病児保育スペシャリストの資格をもって保育士や看護師の代わりとすることはできません。したがって、その資格者だけで病児・病後児保育事業が進められるわけではありません。また、町職員もそれぞれの職務上によって勤務しておりますので、業務としての研修は今のところは難しいかなと考えております。

ただ、町職員あるいは保護者、事業に携わる方々がこのスペシャリストの研修を受けて、保育や病児についての理解を深めることは本当に大変有意義なことと思っております。保育士等にあってはもっと専門的な研修を深めて、病児・病後児保育に当たるべきだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 後でも議論しますが、町として事業を行う場合に、当然看護師の配置とか、あるいは病児・病後児の対象者の方も、病院、お医者さんの了解、承認がないと実際にその施設で病児・病後児のサービスを受けられないということも理解した上での質問です。来年度から実施するものの細かいやり取りだと先ほどのような話になってくるんですけれども、取りあえず前段の整理ですから、私の言っていることもぜひ理解していただきたい。専門職を配置すれば、これは一番理想的なわけです。ただ、サポートする人間も養成する必要があるんじゃないですかと私は申し上げているだけでありますので、その点についてもぜひ理解をしていただきたいと思っております。

そこで令和3年度以降、施設型として仮に事業を進めるとして、当然受けられるマンパワー、先ほどお話がありましたキャパシティも問題になります。では、町の施設で受け入れるスペースが確保できるかどうか、お答え願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

病児・病後児対応型の事業を実施する場合は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース、またはこの事業のための専用の施設であって、保育室及び児童の静養または隔離の機能を持つ観察室、安静室を有すること、あと調理室を有すること、事故防止及び衛生面に配慮されている必要があります。現在、町の施設でそのスペースを確保することは難しい状態でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今の答弁だと、町単独で事業を進めることはキャパシティもないし、マンパワーも確保できないという壁に当たります。広域連携が今非常に重要視されておまして、この問題ではありませんが、1月末に県北管内、それから南東北で

首長が一堂に会した討論会、パネルディスカッションがあったと思っております。隣接する伊達市、桑折町と連携して広域的な施設型事業の展開があり得ると思っておりますが、その考え方があるかどうか。

併せて、公立藤田総合病院などの医療機関との連携、つまり病院の中の保育施設の利用等、看護師の対応、そういう事業委託も理論的に可能かどうか、お答えください。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、病児・病後児保育の実施を検討する場合は、近隣との連携が必要となってまいります。病児保育施設の広域利用につきましては、利用に向けて条件整備を進めているところでございます。

また、公立藤田総合病院などの医療機関との連携でございますが、病児保育を実施する場合、看護師、保育士の配置が必要となるため、人員配置も含め、事業の実施要件を満たし、保護者が安心して児童を預けることができる環境を整えることができれば可能と思われまます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 施設型、つまり病院内の施設につきましては、町が事業委託して病児保育をすれば、これは理論的に今、可能だという話がありました。あくまでも資格者の常駐が必要となるというのは、先ほどの答弁でも明らかになっています。仮定の話で本当に恐縮なのですが、公立藤田総合病院が町の委託を受けた場合、病院内施設で先ほど申し上げたNPO法人まごころサービス国見センターのような民間事業者の中の有資格者を常駐させるという方法も可能ですか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、病児・病後児保育を実施する場合、職員の配置につきましては、利用児童10人に対して看護師1人以上、かつ利用児童3人に対し保育士1人以上が必要となります。つまり、利用児童を定員3人とした場合に、看護師1人、保育士1人が必要となります。ただし、利用児童が見込まれる場合、保育士、看護師がすぐに駆けつけられるなどの迅速な対応が可能な場合は、常駐を条件としないとなっております。しかし、必要なときに看護師、保育士が出勤して業務に従事できる柔軟な対応ができる体制の調整が必要となります。その要件が確保できれば委託は可能と思われまます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） NPO法人まごころサービス国見センターで行っておりますこども緊急サポート事業、通称緊サポと言っている事業であります。この事業実績がここにありまして、利用登録が50世帯です。1世帯に2名の方もいらっしゃいます。病気の子どもさん、あるいは病後の子どもさんを見るわけでありまますから、細かい事

前情報は当然必要になります。したがって、登録制になっておりまして、それが先ほど申し上げた50世帯です。

今年度、平成31年4月から昨年12月末まで9か月の利用実績は39名、219時間30分、全て訪問型です。先ほどご答弁いただきました施設型ではなくて、各家庭にこちらが向かう訪問型の実績が約220時間です。これも繰り返して恐縮なのですが、実は、病院との話合いの中では、公立藤田総合病院内の保育施設を使ってもいいですよ、条件を整えば貸してもいいですよという話になっているんです。仮にそうなった場合、この前提が満たされれば、町が希望者を募るということはできますか。やれるか、やれないかだけお聞かせ願いたいんですが。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

こども緊急サポート事業は、国で示している地域子ども・子育て支援事業の中に含まれない事業となっております、あくまでも個人の登録とされますので、町が希望者を募ることは難しいと考えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 現時点では難しいという理解をいたしました。何が可能かを探っていくということも当然我々の仕事としてあるかなとは思いますが。先ほどの議論であったように、広域連携が極めて重要ですし、あるいは一つのポイントになっていると思います。伊達市で施設型を実施してきた経過があると私、申し上げましたが、マンパワーもキャパシティも十分だとすれば、地方自治法の規定に基づいた連携事業開始までにどんな手順が必要なのか、お聞かせください。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

広域利用につきましては、昨年、福島県内の市町村における病児保育施設の広域利用の取扱について示されております。連携先と対象児童や施設などについて事前の協議は必要となりますが、病児保育事業広域協定書により協定を締結するようになります。その後は、病児保育施設の利用を希望する者から施設設置者が申込みを受けた場合に、協定締結市町村であることを確認し、空き状況に応じて申し込み、受け付けをするような形になります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 実際に令和2年度からやるということではありませんので、細かいやり取りはもう必要ないと思いますが、あえて伊達市とか桑折町があることですから、短時間で条件整備ということにはならないでしょう。ただ、現実的にそういう要望、要求が他町にはある。もちろん国見町にもあるという話は聞いています。広域連携がより具体的、あるいは現実的な対応であるという事実は、私はあると思っているんです。

そこで、先ほどまごころサービス国見センターの話をしましたでしたが、施設受入れ型ではなくて各家庭などに訪問する訪問型の場合、訪問委託先の条件は何なのか、お答えください。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

訪問型の実施要件は、まず職員については病児・病後児の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等保育士、研修により市町村長が認めた者、いずれか1名以上となっております。職員は、職員の資質向上、人材確保等研修事業の実施についてで定める訪問型の病児・病後児保育の研修を修了した者となっておりますので、その要件を満たす職員の配置が条件となります。

また、実施施設は緊急時に児童を受け入れてもらうための協力医療機関の選定等も必要となってきます。県内では訪問型の事業を実施している市町村はございません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 訪問型に対応できる認定病児保育スペシャリストとか、病児保育専門士などを有する町内企業、団体、あるいはノウハウ、実績を持つところはどこですか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

町内で訪問型に対応できる事業所については把握しておりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） そうしますと、公立藤田総合病院は、実は病院内で病児保育を実施しております。教育長の答弁があったとおり、厳密に言うと国の補助の対象となるような病児・病後児保育とは違うけれども、NPO法人まごころサービス国見センターは保育をサポートする事業はやっているんです。先ほど私、話しましたが、訪問型の場合は利用する子どもさんの事前情報を基に保育をするわけですから、当然登録制になります。町として、施設型の事業が人材とか、それからキャパシティの関係でなかなか具体的に検討することが難しい、また広域連携についてもそう簡単に、すぐには来たというわけにはいかないということも分かりました。

そこで、先ほどの質問と若干違うんですが、要するに国が認めた、国がしっかりと枠にはめた病児・病後児保育ではなくてサポートするそれらの訪問保育を登録すること、各事業所が行うようなサポートについて町が介在するということはどういうニーズがあるのか。それを行うことは可能であると思いますが、できませんか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

町といたしましては、一定の実施要件を満たした職員を配置している場合に訪問型と認めるようになりますので、その要件を満たせば訪問型の実施は可能だと思われま

す。それで、委託を含めて町が実施する場合は、専門の看護師等の配置が必要となります。あくまでも緊急サポートの場合はその事業とは別ということなので、町としてはその事業実施以外ということで、個人で登録していただくようになると考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 施設型で病児・病後児保育をきちっとした形で、しっかりとした受皿を作って、責任ある行政を進めるという意味では、現時点でのいろいろなやり取りを考えれば、やはり広域連携がより現実的だなということになると思っております。自分たちの企業、例えば役場なら役場職員のためだけのサービスということになりますが、公立藤田総合病院以外で病児保育を実施している町内の企業、団体はございませんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

幼児教育課で現在把握している企業、団体はございません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今現在、伊達市が行っている実施事業の実態がデータとしてここにあるんですが、病後児保育、つまり回復期の方々を対象にした事業なのです。これは3つの施設で実施しておりますして、本年度の4月から12月末までの実績が22件です。伊達市の場合、私立ですから、保育園への補助額を直接保育所に支払っておりますして、この実績が406万円です。

実はこれとは別に、病児・病後児保育とはちょっと違うんですけども、伊達市産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業というものをしておりますして、この名前のおおり、産前産後で家事とか保育が容易でない方へ、ヘルパーさんがその家庭に行って様々な仕事をお手伝いするという支援事業です。これは保育専門士ではなくて、ヘルパーさんを派遣している事業なのです。これも民間のほうに事業委託をしておりますして、実績は、同じように昨年4月から今年1月末までで家事が200件、育児が312件、合わせて512件の利用があります。これらの実態は教育委員会で把握しておりますか。把握しているか、していないかだけで結構ですからお答えください。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

事業内容については承知しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今、私が言ったように病児・病後児保育が22件、産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業が512件という実態はありますので、ぜひ数字をお調べになってください。

国見町でも、病児・病後児保育に限らず、育児に困っている方は相当数いらっしゃると思っています。幅広い子育て支援の施策が必要になってくるのは当然だと思います。その意味では、先ほどから質問しております病児保育等については、子育て支援の一つとしてより具体的に検討すべきだと思っています。

そこで、令和3年度に向けて幼児を持つ保護者などからの直接聞き取り、あるいはアンケートなどの意向調査、ニーズ調査を行う考えはございますでしょうか、お答えください。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えさせていただきたいと思います。

令和3年度に向けてということで、直接アンケートなり意向調査なりを行う考えはあるかということですが、平成31年、今回の計画を立てるためにニーズ調査を行った際に、病児・病後児保育についても当然行っておりまして、そのことについては先ほど課長のほうで答弁させていただいております。

その中で、施設があっても利用したいと思わないという意見がある一方、特に未就学児をお持ちの保護者の方からは、できれば利用したいという意見もありました。しかしながら、検討の結果、本町の施設や現状では今年度から実施するには至らないということで、計画には乗せることができなかったわけです。

この計画は5年計画でありますけれども、中間評価や途中で保護者の意見等をお聞きしながら変更したり改善したりしていくのは当然のことですので、まとまった形で意向調査をするかどうかというのはまたこれからの検討ですが、保育所、幼稚園でも毎年アンケートも取っておりますし、直接保護者からいろいろな意見も聞いております。そういう意味で、令和2年度中に保護者のほうからアンケートなり意向なりをお聞きしたいとは思っております。

また、保健福祉課のほうで包括支援センターを立ち上げておりますので、そこでも保護者のいろいろな意見、要望、悩み事も寄せられると思いますので、そういうことも踏まえながら進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 保健福祉課で担当しています地域包括支援関係のお話も今ありましたので、ぜひ両課で緊密な連携を取って、より実効性のあるアンケートを令和2年度中の早い時期にお願いしたいと考えます。

関連してお聞きします。桑折町で事業を利用している方の補助をしていると私、冒頭申し上げました。費用は2分の1ですから、国見町だけではないんですが、例えばまごころサービス国見センターで利用している方が220件いたとした場合、1時間単価がこの事業所は900円です。ですから、その2分の1ですから1時間450円を桑折町では補助しているわけです。額的には当然上限もあると聞いていますので、そんなに大きな金額ではないんです。この補助について、令和3年度まで、あるいは令和2年度中の検討も含めて、具体的に補助するというのを検討していた

だけないですか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えさせていただきたいと思います。

ニーズ調査に基づいて、令和2年度から第2期の子ども・子育て支援計画を実施していくわけです。まずはこの内容について確実に実施していくことが原則かなと思っています。

一方、先ほども答弁させていただきましたが、この計画は5年間これだけでいくよということではなくて、いろいろな要望なりご意見なりを頂戴しながら修正したりしていく性質のものであります。したがって、病児・病後児保育事業ということだけに限定するわけではなくて、様々な事業について年度内にも、令和2年度にも当然検討していくということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） そのようにぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど伊達市の実情をお話ししましたが、伊達市の実情を考えれば、国見町の居住者にも様々な保育サービス、あるいは病気の時サービスを受けるという潜在的希望者がいると推測することが当たり前なのだろうと思います。伊達市は病後児保育が100%であると申し上げました。これは、具合が悪くなった場合に当日、医療機関に行き、その後の対応として、お医者さんに預けていいですかという許可をもらって初めて病児保育ができるわけですが、多分そこまで至らないということなのでしょう。まずは病院に行くということで、あとはうちで休ませると。そんなことで病後児保育が100%という実態であります。

それから、まごころサービス国見センターで行っているのはその逆です。病気になった。会社に行かなくちゃならない、どうしよう。では、取りあえず1時間、2時間預けたいということです。病児保育、病気になったときにお世話になるというものです。これは教育長の答弁にあったように、医者からの許可をもらう前の段階で、国のきちとした枠にはまった病児保育ではなくて、ある意味、保育サービスということで事業を利用するということです。

いろいろ話をしていきますと、病児・病後児保育を進めるにはやっぱり多くの乗り越える課題があることは当然わかっておりますが、全国の多くの自治体で実施している実態を見れば、子育て支援事業に欠かせないものであるということも明らかでございます。この事業を進めてほしいという話、願いは幾つもあるわけですが、病気の時ぐらひは会社を休んで、子どもと一緒にいてあげるのが保護者の役割ではないですかという意見も当然存在しますし、当たり前の話だと思います。情緒が不安定なときに保護者が寄り添っているのが一番ということになるわけです。

もう一方で、専門家が見ているほうが安全だと。まして、私は会社休めないという声も当然あります。よく耳にしているんですが、保育所や幼稚園に看護師さんがいればいいのではないかと。そうすれば、病後児だとかどうのこうのという話をしている

必要がないわけでありませう。

最後に、幼児教育課長にお尋ねします。毎日これら幼児教育に関する仕事を日常的にされているわけでありませうので、大変な現場、実態も承知をしていると思ひます。より充実した保育をする上で、今何が足りなくて、何が喫緊の課題として必要なのか。当然現場と意見交換等していると思ひますので、それらの内容があれば披瀝願ひたいと思ひます。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） お答えいたします。

藤田保育所の場合ですが、ゼロ歳は生後90日目から入所が可能となっております。近年の傾向といたしまして、保育所のゼロ歳児の途中入所の割合が大変増えております。特に今年度、4月当初のゼロ歳児は3人でしたが、現在は19人と大きく伸びております。ゼロ歳児を保育するためには、ゼロ歳児3人に対して保育士1人以上が必要となります。ゼロ歳児が19人の場合は、保育士が7人必要となります。どこの自治体も同じでございますが、保育士不足が課題となっております。したがって、子育て支援を充実させるために第一に考えなければいけないのは、待機児童を発生させないよう保育士を確保することだと考えております。早期の幼児教育、保育の充実などの保育ニーズに対応していくために、保育士の確保に加え、保育の質の向上のために研修の充実を図ることと考えております。

また、乳幼児の保育にあたりましては、保育中に微熱を出すなど体調急変の適切な対応等が必要となるときもあります。看護師がいてくれれば安心して保育に当たることができ、保護者もより安心して働くことができるのではないかとこの声があります。病児保育事業につきましては、場所の確保等が困難なために実施が難しいのは今までの答弁のとおりでございますが、看護師の配置ができれば、保育所において乳幼児の健康管理、保健衛生管理や子育ての悩み等も看護師の立場として相談、支援等の対応が可能となり、保育の質も向上すると思ひれます。したがって、看護師の配置につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 具体的な子育て支援策が講じられますように、引き続き議会の場で議論することを申し上げて、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日5日木曜日は、午前10時より議案調査会を行いますので、委員会室にご参集ください。

6日は、午前10時から本会議を開きます。なお、午後3時35分より広報常任委員会を委員会室で開催しますのでご参集願ひます。

これで本日の会議を閉じます。
皆様、長時間にわたりご苦勞さまでした。

(午後 3 時 2 2 分)

第 3 日

令和2年第1回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月6日（金曜日）午前10時開議

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第 1 | 報告第 1号 | その他の債権の放棄について |
| 第 2 | 報告第 2号 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について |
| 第 3 | 議案第 1号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 第 4 | 議案第 2号 | 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第 3号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第 4号 | 職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第 5号 | 国見町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 6号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 7号 | 国見町営住宅管理条例及び国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第 8号 | 国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第 9号 | 国見町公民館条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第10号 | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例 |
| 第13 | 議案第11号 | 公立藤田病院組合格約の変更について |
| 第14 | 議案第12号 | 令和元年度国見町一般会計補正予算（第5号） |
| 第15 | 議案第13号 | 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第16 | 議案第14号 | 令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第17 | 議案第15号 | 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第18 | 議案第16号 | 令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第19 | 議案第17号 | 令和元年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第20 | 議案第18号 | 令和元年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号） |
| 第21 | 議案第19号 | 令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第2号） |

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第1号 その他の債権の放棄について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第1号「その他の債権の放棄について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 報告第1号、その他の債権の放棄についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号は終わります。

◇ ◇ ◇

◇報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第2号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 報告第2号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、報告のみにとどめます。

◇ ◇ ◇

◇議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第1号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第2号 国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第2号「国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 議案第2号、国見町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第3号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第4号 職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第4号「職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第4号、職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第5号 国見町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第5号「国見町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第5号、国見町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第6号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第7号 国見町営住宅管理条例及び国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第7号「国見町営住宅管理条例及び国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長(羽根洋一君) 議案第7号、国見町営住宅管理条例及び国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番(浅野富男君) 議案第7号の定住促進住宅の保証人についての改正ですが、保証人が保証する範囲についてきちんと定めるということで、それは保証人になる方にとっては、一定の目安ということ、判断できることがはっきりするという、いいことだとは思いますが、これについて、こういった不都合が生じて、この限度額を設定するという事になったのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 建設課長。

建設課長(羽根洋一君) 今回の改正におきましては、民法で新たに保証人の保護のため、極度額を設けなければ、その契約については無効とするという条項に伴っての変更でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番(浅野富男君) 町営住宅、公営住宅なのですけれども、これの設置の目的があります。「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」というのが第1条に書いてある。ご存じだと思いますけれども、これからしますと、保証人の在り方というのが、住宅を提供していただく場合にとっては、保証人を見つけるということもかなり高いハードルになるのではないかと考えられる部分もあります。そういったことから、今回、この改正がなされたものと私も理解をしているところなのですけれども、よりそういったことに近づけるという形で、東京都内では、これを保証人ではなくて単なる連絡先という形でも大丈夫という形でやっているところもあります。今回のやり方については、自治体の判断に任せるという形で進められてきたものだと思いますけれども、本町では、そのようなことについてはど

のような考え方でしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

現在、保証人を撤廃しようという動きがあることについては重々承知をしておりますが、町が抱える現在の債権状況、さらには手続の上でも、12月分にわたる債権分の保証につきましては連帯保証人等によりまして保証していただきたいということです。今回、極度額という手法について設定することが可能なものですから、12月分についてお願いしたいということで提案させていただいている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第8号 国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第8号「国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。本議案について説明を求めます。

幼児教育課長。

幼児教育課長（東海林八重子君） 議案第8号、国見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第9号 国見町公民館条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第9号「国見町公民館条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長(安藤充輝君) 議案第9号、国見町公民館条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第10号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例

議長(東海林一樹君) 日程第12、議案第10号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(引地 真君) 議案第10号、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第11号 公立藤田病院組合規約の変更について

議長(東海林一樹君) 日程第13、議案第11号「公立藤田病院組合規約の変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(引地 真君) 議案第11号、公立藤田病院組合規約の変更についてをご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) 町長。

町長(太田久雄君) それでは、私からも、議案第11号の共有を図るという観点も含めて、追加で説明をさせていただきたいと思います。

まず、規約を変更する背景でございます。

この規約は病院設立時に制定されまして、そこから昭和47年に変更されまして、現在に至っておるという状況でございます。この規約変更後、既に半世紀、50年近く経過をしております、地域医療あるいは公立藤田総合病院をめぐる情勢は大きく変わってきておるという状況でございます。

特に、皆さんご承知のように、平成16年に公立藤田総合病院の改築がされました。ただ、経営の赤字、資金ショート等々によって大変厳しい状況にあったところございまして、構成市町による特別負担金の支出を余儀なくされまして、平成19年には1億1000万円、それから、平成20年から現在まで1億3000万円の支出。支出の根拠につきましては、規約に基づいて国見町が5、桑折町が4、伊達市が1の割合で支出をしております。国見町は平成19年が5500万円、そして、平成20年からは6500万円ということで支出をしております。

こういった状況と並行しまして、伊達市の合併等がありまして、患者数がいろいろと増減と申しますか、変更がありまして、特に伊達市の患者数がどんどん増えてきているという状況がございまして、その負担の増を図るべきではないかということで、町の議会で私も何度か質問を受けておりますけれども、そういったことは病院議会におきまして、この十数年来、数多くの質問を受けております。私も7年ちょっとたちますけれども、特に、いろいろな面で負担増を図るべきではないかという強い質問等をいただいております、現在に至っておるという状況でございます。

こういった議会等の様々な意思を十分踏まえて、構成市町協議の上、負担等の見直し、規約の変更を行うということで対応することとされたところでございます。

次に、規約変更の協議の経過でございます。規約の変更につきましては、これまで構成市町の事務レベルの参与会、私ども首長の管理者会等で数多くの協議、検討を行ってきたところでございます。その結果、特別負担金の支出目的につきましては、従来の病院赤字の補填とか、あるいは資金ショートから、病院改築の補填はもちろんありますけれども、主に医師確保、看護師確保の目的で負担することが望ましいというふうには、目的としては据えたところでございます。

また、負担額でございますが、構成市町も財政状況はそんなに潤沢ではない、厳しい状況がある。さらには、公立藤田総合病院も経営努力しまして、何とか黒字基調を平準化しつつあるということで、従来の1億3000万円から1億円にしようということで協議されたところでございます。

あと、負担割合でございますけれども、これにつきましては、均等割、患者数割、それから、均一割等で3つの指標を加重平均して算出しますと、国見町が約40%、桑折町が約30%、伊達市が約30%となりまして、4、3、3の割合での支出をするということにされたところでございます。国見町は4000万円ということで、本議会のほうに上程をさせていただいておるところでございます。

なお、規約の負担割合が国見町が4、桑折町が3、伊達市が3の割合となりまして、また、負担金の見直しを踏まえて、病院組合の体制、当然管理者を含む、あるいは議員の皆様方の定数についても、見直さないとおかしいのではないかと。セットでやるべきではないかという強い意見等がありまして、その結果を踏まえて、協議の結果、管理者は私そのままということでございますけれども、議員定数につきましては、12人から10人にすべきであると。配分につきましては、負担割合で国見町4人、桑折町3人、伊達市3人とする協議案とされたところでございます。

その理由としまして、いろいろございます。

1つは、この議員定数12名でございますけれども、実は昭和31年に21人から12人になったんです。その後、六十数年改定がされておらないという状況がある。あとは全国の自治体の流れにおきまして、議員定数の削減が主流でございまして、例えば、申し上げますと、公立岩瀬病院の議員の定数は10名、それから、宮城県白石市の公立刈田総合病院が9名という状況になってございます。

さらに、特別負担金の支出額を1億3000万円から1億円にしたということもございまして。さらには、負担割合に連動して4、3、3にするのがベターではないかと。等々の意見を踏まえて、12人から10人の定数減、4人、3人、3人の割合という形にされたところでございます。

なお、町の議会、それから、病院議会等の調整は何ぞやという話になるんだろうと思います。それにつきましては、恐らく病院議会にいられる方は十分承知かと思っておりますけれども、幾度となく議会のほうで質問が出まして、負担の見直しはやる方向に行くならば、必ずや管理者、そして議員定数についても見直しすることもありますよと

いうご答弁を、本会議、それから全員協議会等で数多く、させていただいてきたところでございます。

さらに、今年の2月6日に、この定数の2名減、そして4人、3人、3人の割合の件につきましては全員協議会がございまして、そこで1時間半くらいいろいろとご議論いただきまして、結果的に議長の采配で、この案で構成市町で議決いただくようにという最終的な判断がありまして、現在、議案としてご提案申し上げているということでございます。

また、町議会のほうにつきましても、昨年12月、今年2月等に幹部の議員の皆様方にお伝え申し上げて、こんな状況でいきますのでよろしくという話なども、実はさせていただいておるところでございます。

そういったことで、特に、管理者会というか、構成市町と議論になったのは、とにかく負担増、負担割合だけではこれはいかないよと。セットで全体的な体制も見直さなければ、これはもうとてもではないけれどもという話がいろいろございまして、協議の結果、本日、ご提案申し上げました規約案という形になったところでございます。

この問題は議員の皆様方も十分ご承知のように、もう50年、60年議論してきておる中身でもございます。古くて新しい課題というふうになろうかと思っておりますので、どうぞ十分ご理解を賜り、構成3市町でそれぞれ今、議案が上がっています。どうぞ国見町の議員の皆様方にも、私はここでは町長の立場でございますけれども、ぜひ議案としてご議決を賜って、そして、未来に向けて公立藤田総合病院の維持発展に、一昨日、浅野議員にもご答弁申し上げましたように、伊達市のウエートが高くなるということは、三者一体で今度は支援ができるという形になります。今までは、どうしても国見町のほうが高くなっていますけれども、これからはなかなか地域医療は大変な状況になります。したがって、伊達市も強力に関与していただけたこととなったことは、私は公立藤田総合病院にとってはすばらしいこととあります。何かあった場合は、当然三者ほとんど平等な形で支援がされるという形になろうかと思っておりますので、本日、ご提案申し上げていることをご理解賜り、議決をいただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

私からは以上でございます。よろしくお願い致します。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま、町長からの説明を聞いて、やはり50年という長き歴史の中で、このような負担割合となったことについては、大変すばらしいことと私も感じております。

先日、公立藤田総合病院の負担割合と導入の説明を頂きました。その中で、まず負担割合、平成19年が1億1000万円、平成20年に、管理者会の政治判断で1億3000万円ということで増えたという経緯なのですが、今、町長がお話されたように、話合いの結果、1億円になったということなのですが、3者で話し合ったときに、なぜ1億3000万円から1億円に減ったのか、その根本的な理由を

お伺いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） これも先ほど、申し上げましたけれども、実は公立藤田総合病院は改築をしまして、平成17年ですか、11億3000万円以上の非常に大きな赤字を抱えて、その後も10億円程度の赤字を抱えながら来ました。ここに来まして、黒字基調といいますか、数百万円でありますけれども、去年、おとしも黒字、今年も今のところ、見通しとしては昨年度と同じということですので、黒字基調に来ておるかなと思っております。こういったことで、公立藤田総合病院に対して、実は1億3000万円を出資したのはまさに赤字解消、資金ショートということでありました。

ところが、今、申し上げましたように、赤字あるいは資金ショート部分についてもかなり解消されつつあるという状況で、実は内部留保資金が25億円程度ございます。ということなどもありまして、いろいろと支援はするけれども、各町、市の財政状況も非常に厳しいことなども踏まえますと、医師確保、看護師確保をベースにして1億円程度でどうかという管理者会等の協議がありまして、そういった協議案ということで提出をする形になったということでございます。

以上で、ご答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長が今、言われたように黒字決算だということなので、今までのような赤字に対する補填という意味ではなく、あくまでも医師確保と看護師の確保目的の負担であるという答弁でありました。

ただ、現在、新型コロナウイルスで大変な状況であります。そうすると、医師あるいは看護師の負担増に対する出資としては大変足りないと思います。単純に医師と看護師だけのためにと、1億3000万円から3000万円足りなくなった分は、病院が経営努力していくという説明もありました。実際、世の中の状態を見て、病院が利益を出すというのは並大抵のことではないと思います。構成市町がある程度、病院が大変だ、構成市町の財政も大変だという点も分かります。しかしながら、この病院は、国見町だけの病院ではありません。桑折町もあり、伊達市もあり、近隣市町の全ての病院を賄うぐらいの立派な病院であります。この病院がなくなれば、とんでもないことになります。構成市町の財政は確かにひどいかもしれませんが、病院の医師や看護師に、病院経営が負担になったのではどうしようもないと思います。その点で、この特別負担金を減らすことによって、今後、病院経営は大丈夫なのか、その点についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私のほうからお答え申し上げますけれども、先ほど、申し上げましたように、実は病院改築当初4年ぐらい、非常に赤字基調が続きまして、大変な状況であったということで1億3000万円の支出になったわけですが、実はそういう支出等によりまして、先ほど、申し上げました25億円程度の内部留保資金が

あるということと、経営的にも安定化しつつあるということ。さらには、これは各関係市町においてもなかなか財政的に厳しいということ。そういったことを総合的に判断して、実は出さなくてもいいのではないかという話もあったのです。赤字解消しているので、資金ショートはしないと。でも、それは私は、これはぜひお願いしたいという話も当然出まして、1億3000万円から1億円、つまり国見町では4000万円を支出するというようなことで、協議案として決定がなされたということでございますので、ご理解賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 町長が説明する前までは別の質問しようかと思ったんですが、ちょっと具体的な話も出てきましたので、何点か質問させていただきます。

1つ、ちょっと私、気になったのは、この規約改正の最終的なまとめは議長の采配でやったようなことを、先ほど、町長が申し上げましたが、人のせいにならないで、議長はあくまで進行役ですから、そういうことを言われますと、何か責任回避をしているのではないかと、こう思ってしまいますから、しっかりと説明をしていただきたい。

そこで、先ほど管理者会等での、経営審議会ではないです、検討委員会ではなくて、管理者会で管理者会の見直し、それから、議員定数の見直しの話が出たという説明があったんです。これまでの病院議会の管理者の答弁は、管理者会、議会の見直しはこれから出てきますと、先ほど、こういう説明だったと思います。ところが、病院議会はいくまで病院議会でありますから、地方自治法上は構成組織の構成町のこの場での説明が最優先されるわけです、これは当然町長はお分かりだと思います。そういう意味では、負担割合の問題はこれまで何度も説明されていますから、いろんなところで、これは分かるんです。これまでのご努力についても、私は敬意を表します。ただ、議員定数、それから、町長のおっしゃった管理者会の見直しとさっき申し上げた話については初めてですから、まず、ここでその議論をした上で、やはり方向性を出すべきだと、私はこういうことを今、感じております。そのことについて、もう一回ご説明いただけますか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 先ほど、体制の見直し、いわゆる負担金を見直すことになる、体制も当然見直しを入れなくてはならないよということを、病院議会のほうで私が答弁させていただいたということでございますから、管理者会でいろいろ議論をしたということではないです。これは恐らく昨年10月、病院議会にいらっしゃった方は分かると思うんですけども、私は齋藤松夫議員のご質問にお答えして、負担金の見直しは非常に重要だけれども、もし見直すのであれば、当然その体制、管理者とか、あるいは議員構成の見直しなんかも出てきますよと、それでもいいですかというようなことを、実は答弁をさせていただいているんです。これは、そこにいた議員の方は

十分承知だと思えます。そのことを先ほど申し上げたということですので、その点についてはご理解を賜りたいと思えます。

それから、規約の改正につきましては、地方自治法第286条、第290条によりまして、管理者会で決定ができるという形になっていきますので、それを踏まえて、実は第290条の協議をここで申し上げているということですので。この協議はあくまでも、これもいわゆる地方自治法の解釈、後でご覧になれば分かると思うんですけども、これは内容の議論ということではなくて、協議した案そのものについて是非を問うというような書き方を、地方自治法の解釈ではなされておるということですので、本日はその規約改正が2点ございます。その2点について、いいのか、悪いのか、オール・オア・ナッシングです。駄目なら駄目、2つオーケーならオーケーという議決をいただくというようなスタイルに、地方自治法上なっているんです、286条、290条を後でご覧いただくと分かると思うんですけども。

結果的に言いますと、この議会でご承認いただくと、今後は県に届出をして、県の許可をいただいて初めて規約として成立するんです。その過程の中で、県とも十分詰めながらここまでやってきておりますので、地方自治法の解釈、私が今、申し上げました、そのことも含めて、ご指導いただいて、現在のご提案を申し上げているという形になっていきますので、ぜひご理解を賜り、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 地方自治法の解釈については、それは私もある程度知っています。

今の説明だと、管理者会で勝手なことができるという説明なのです。議会の話ではなくて。いやいや、待って待って、ちょっと待ってください。そういう話なのです。ただ、構成町の議決がないと進まないです、前に。だから、言っているわけですから。

もう一つ、先ほどの私の質問で、町長が答弁していないので、もう一回、聞きます。

管理者会の見直し、議会の見直しが出てくるかもしれないという説明がありました。管理者会の見直しはどのような形になっているんですか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） これは、議会で答弁をしたということで、私はお話を申し上げたところでございます。管理者につきましては、私がそのままなる。そして、先ほど申しました議員の構成については12名から10名、そして国見町が4、伊達市が3、桑折町が3にするというような管理者会での意思決定をして、協議案として決められたということですので、負担割合とともに、今回、この協議案ということで、ここに上程を申し上げているということですので、ご理解を賜りたいということですので。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） どうも、その管理者会の見直しの話出てこないの、もうこれはい

いです。

それで、議員懇談会等でいろいろ先輩議員等の話を聞くと、定数の見直し、負担割合の見直しは何回も議論されているのは我々も知っています。ただ、増やすか、減らすかは別です。定数の見直しについては、それぞれいろんな、議会の正式な場での議論はしていない。ただ、それ以前の話としては、何回も出ているというのは聞いています。ただ、正式な、要するにこういう場での定数問題は今回が初めて。これも、今さら町長に私が申し上げても仕方がないのですが、病院経営をするにあたって、当然利用者の声は極めて大事なわけです。利用者の声を酌み上げるのは、直接病院に行ってお話をする方もいれば、あるいは、それぞれの業界団体を通じて病院経営に意見をするという方もいらっしゃるでしょう。あるいは議会を通じて、病院経営のありようを問いかけることも、当然あると思うんです。その民意を吸い上げるといいますか、反映させるツールとしての議会があるわけですから、言い換えれば、その議員の定数を管理者会で勝手に、言葉は悪いですけども、一方的に減らしたり、増やしたりするというのは、普通あり得ないです。皆さん方が議案を提案して、チェックを受けるわけです、執行部が。チェックを受ける執行部側が、議員の定数は10人でいいでしょうなんていうのは、本来あり得ない話なのです。ですから、本来はこの場でそういう議論をさせていただいた上で、そして、提案をすると、私はそう思うんですが、それについてはどうですか、見解は。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

先ほど、申し上げましたように、地方自治法に基づいて、規約の案等について、原案については、いわゆる構成市町、管理者会で決定できるという形になっています。ただ、それでは済まないだろうということで、病院組合の全員協議会にかけました。それから、町の議会の幹部の議員にもこういった方向になっていますという形でお話を申し上げさせていただいておるとい状況でございますので、私どもとしましては、手続上は特に問題はなく対応したと強く認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 4回目です。最後にしてください。

2番（佐藤 孝君） もう質問しません。地方自治法上、問題だと言っているのではなくて、道義的に手順が違うのではないですかと私は言っているつもりでございます。いずれにしても、今回の規約改正はセットで来ていますから、反対するわけにはいきません。最大の今回の課題は、負担割合を5、4、1から4、3、3に見直す、これは国見町、桑折町ともに悲願でありますから、これについては冒頭申し上げたように、これまでの管理者の皆さんのご努力に敬意を表したいと思います。

ただ、一方、この定数問題、私は減らすことが悪いとか、増やすことがいいと言っているのではなく、定数問題の手順の在り方として、ちょっと間違っているのではないですかという意見を申し上げます。したがって、この問題については、地方

自治法に基づいて、この場でまた改めて、あるいは病院議会の中でも議論をできるような環境整備をお願いをしたいと思います。要望です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 議案第11号についての討論であります。いろいろ発言がされておりますので、それに基づいた形で、私の考えを述べたいと思います。

まずはじめに、私、病院組合議員でないことを前提に、この討論を行います。

本議案は一部事務組合である公立藤田病院組合規約の一部について改正を行う議案であります。その一部とは、組合議会の定数について12人から10人に減じるものとなっております。組合議会の定数については、代議制という民主主義の根幹をなすものであり、経営検討委員会だけではなく、それぞれの構成団体によっても十分に議論されなければならないものであると考えます。現時点では、このような形跡はありません。したがって、議会の定数については、今後、改めて論議すべき事案であることを表明するものであります。

また、本議案についてはもう一つの改正点があります。それは病院経営のために、各構成市町が負担することになっている負担割合です。これについては長年の懸案事項となっていたものであります。合理的理由の下で改正の運びとなったものと承知をしております。

議案第11号については以上のことを申し上げ、賛成の討論といたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 私は本議案に賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、負担金の金額ですが、総額1億3000万円が1億円に、負担割合も国見町の50%、桑折町40%、伊達市10%が、それぞれ40%、30%、30%となるものです。伊達市が負担増となりますけれども、その英断に深く敬意を表するものであります。特別負担金は健全な病院経営を安定的に図っていくための最も重要な課題であります。すなわち医師及び看護師確保のためであり、関係市町の継続支援は必要と考えます。また、新しい負担割合は利用実績、地域有意性などを考慮したもので、納得できるものであります。

次に、議員定数の変更ですけれども、12人から10人に変更、構成市町の割合を国見町4人、桑折町3人、伊達市も3人とするもので、これまでの定数12人は病院設立から今日まで変わっておりません。この間、いろんな議論もあったかと思えます。今回、特別負担金の割合が変更されれば、各負担割合に基づく定数の変更も合理的であると考えます。今回の規約の変更で定数が2人減となったといたしましても、この

割合の議員定数が確保できれば、十分議会の機能を発揮できると思います。

以上のことから、私はこの議案に賛成いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 私もこの議案に賛成の立場から意見を申し上げます。

負担比率を見直したということですが、これは関係構成市町間の長年の懸案であり、それがこのたび国見町が4、桑折町と伊達市がそれぞれ3と改正されることになったことは、まさに画期的なことと高く評価します。

しかし、もう一つの規約の議員定数については、この負担割合に応じて決めたとありますけれども、桑折町と伊達市の負担割合が同じならば、現時点のように、伊達市は今、2ですけれども、それを4にして、6、4、4という決め方も合理的であり妥当なもの、私は思うのですが、この点については、町議会では検討する時間もないのです。この案が町議会に示されたのは去る2月20日です。しかも、組合議員以外の議員には当日示されて、検討する時間も与えられていません。このたびの定数の変更については、負担金の割合の変更とセットで提出されている以上、これを分離して審議する時間ありません。地方自治法第286条の2の実例には、組合規約の変更は関係町村のいずれの町村でもなし得るとあります。

したがって、私は組合議員の定数は、後日改めて検討する機会を設けることを提案し、懸案であった構成市町の負担金割合の変更を優先し、この議案に賛成します。

議長（東海林一樹君） 討論はほかにありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 負担割合の変更の問題は、長年の歴史的な経過の中で、歴代の管理者の皆さんあるいは議会が議論を重ねての結果でありまして、今回の負担は、割合が増える伊達市の英断ということもあります。また、状況を整えてこられた管理者会の皆様をはじめ、その労苦と努力に敬意を表したいと思います。

先ほどの質問で申し上げましたが、負担割合を5、4、1から4、3、3にする規約改正については、私は当然賛成をするものです。

しかしながら、同僚議員からもありますように、それに付随して提案されております議員の定数を改正するものについては、どう考えても根拠あるいは意義も含めまして、極めて曖昧。とても合理性があるとは、私は思っておりません。

繰り返して恐縮ですが、利用者、それから、構成自治体の住民の方々からの意思を知るツール、これはいろいろあり得ると思います。先ほど申し上げたように、直接病院の関係者あるいは病院当局に申し上げる場合、それから、町内会とか、いろんな業界団体を通じて話を持っていく場合、それから、議会を通じて意見を出す。様々な手法があると思っています。健全な組織運営あるいは経営を行う意味では、利用者の声を率直に聞く姿勢は欠かせないものだという事は、これは論をまたないところだと思います。

しかし、今回の提案は民意を酌み上げるツールを一方的に、それも何の事前説明もなく、2月に入って突然送られてきたということになります。このこと自体がまさに

手順としては、私はいかかなものかと思っているところであります。負担割合の変更に伴うのであれば、12名の定数の割振りを当面変えれば、取りあえずは済むことだと思っています。そういう意味では、ある意味自然だったかもしれないと私は思っています。しかし、今回の提案は、負担割合とは直接関係のない定数そのものの削減、増減に切り込んできているところであります。先ほど私は申し上げましたが、議案を提案して、審議をお願いしてチェックを受ける管理者会、つまり執行部がチェックをする側の議員数を一方的に、それも突然に削減する提案をすることは、これはまさに私は本末転倒のことだと、このように考えているところであります。そもそも議員定数は議会内で十分な議論を重ねた結果として、その増減が決まる、これが私の一つの原則だと思っております。

しかし、今回、負担金割合の変更が今回の規約改正の最大の目的でありますから、国見町と桑折町にとっても悲願だったのも事実であります。手順を踏んで、提案をされて、この歴史的に問題となっている負担割合の課題を解決する、今回、これを否決するわけにはいきません。定数問題は私が先ほど申し上げましたように、今後、改めて議論の場を設けていただくことをお願いをして、今回の議案に賛成いたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 私も賛成の立場から討論させていただきます。

私も浅野議員と同じように病院組合議員ではありませんけれども、負担割合、負担金額、そして議員の定数削減の3つが入っていると思うんですけども、私はこの負担割合に限っては、先ほども言いましたように、50年来の懸案事項であったものが解決したということは、大変いいことだと。関係市町が理解をしてくれた結果だと思っております。

その中で、最後に、議員定数に限っては、減らす、増やすということについては問題にいたしません。ただ、先ほど言いましたように、負担割合というものは、今後、必ずついて回ると思います。ですから、小まめに、1年ごとだと思いますけれども、いろんな話し合いをしていただいて、患者さん、看護師、医者の方々が安心できるような病院経営をやっていただくことを願ひまして、この議案に対して賛成の討論とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇
◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時30分まで休議いたします。

（午前11時20分）

◇
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時30分）

◇
◇議案第12号 令和元年度国見町一般会計補正予算（第5号）

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第12号「令和元年度国見町一般会計補正予算（第5号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第12号、令和元年度国見町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 補正予算書の19ページ、寄附金の収入でございます。補正額が7500万円、これはふるさと国見町応援寄附金ということですが、昨年と比べますと大分多いように思われますが、昨年の金額と比べたいので、昨年の金額をお聞きしたいのですが。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

昨年度の実績でございますが、決算書の記載をしておりました額でございますが、はっきりとした数字は記憶しておりませんが、5000万円ほどだったと記憶しております。

今回の補正につきましては、今年度、ふるさと納税を受け付けるインターネットの申込みをするサイトの数を増やしました結果、昨年12月の申込みがかなり増えまして、今回の補正となったところでございます。現時点での申込み金額を申し上げますと総額1億2500万円ほどでございますので、補正をさせていただいたというところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 小学校費と中学校費でトイレの改修費が計上されております。トイレの改修については、長年、保護者から強い要望がありまして、このたび、こういう

運びになったことは大変喜ばしいことだなと感じているところです。和式が全て洋式化されるのか、また、それぞれ何基ずつ洋式化されるのか、数なども教えていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（澁谷康弘君） 松浦常雄議員のご質問にお答えをいたします。

小中学校のトイレの改修につきましては、国の補助事業を受けられる見込みが立ち、今回の補正でお願いをいたしまして、令和2年度に繰越しをして事業を行うものでございます。今回予定しております箇所数につきましては、小学校のほうで13基、それから、中学校のほうで23基というような内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ページ数は37ページになります。

6款農林水産業費の6目になると思いますけれども、13節の委託料の中において、ハザードマップ作成998万2000円、その内容は、先ほど総務課長が言いましたように、ため池のハザードマップという説明を受けましたけれども、まずため池ハザードマップとはどういうものなのか、その内容について説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

ため池のハザードマップの作成につきましては、昨年12月に開催されました定例会でも補正予算をお願いしまして、25か所のハザードマップを作成するというところで回答をしているところであります。

背景といたしましては、一昨年7月の豪雨により西日本などで多くのため池が決壊したことから、農林水産省といたしまして、決壊した場合に浸水が想定される区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池とする新たな基準を設定しております。

町内では26か所のため池がその基準に当てはまるということで選定をさせていただきましたところ。そのため池のハザードマップの作成委託料として12月に予算を頂きまして、その後発注しまして、約800万円程度予算が余りました。それで、今回、998万2000円増額であります。一連の流れといたしまして、ため池の耐震性の調査ということで増額をさせていただきました。国といたしましては令和2年度から取り組むこととしておりましたが、前倒しで予算がついたということで、耐震性調査につきましては、今回の増額で約1800万円の予算を計上できることになっております。

先ほどのため池のハザードマップの内容についてのご質問であります。当然浸水想定区域を想定した地図等の作成、その後につきましては、当然町民の皆さんにお示しするというような取組を進めたいというふうに考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ため池が25か所あるということですが、これを町民の方にお示しをするということなんですけれども、まず、25か所のため池に近い町民の方にそれを配付するのか、あるいは町民全戸に対してそれを配るのか。そして、いつ頃の完成を目的にしているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ため池のハザードマップにつきましては、簡易分析に係る23か所分については、今年度中に成果品が上がってくるようになっております。詳細解析が必要な観月台のため池、二池ありますが、それにつきましては、今回の補正予算で繰越明許をお願いしているところであります。

成果品につきましては電子データで納品ということになりますので、それを今後、利用に応じて、地図として紙ベースで作成するなり、防災マップの見直しにあわせてお示しするというような方法も考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、ため池のハザードマップ、もう既にできてきます。今回の場合は国から900万円の補助を受けて作るようになっていきますけれども、ハザードマップを作ることが目的ではないと思うんです。この先なんです、問題は。このハザードマップを作った後に、どのようにマップを利用するのか、町民の人たちがこれをもらったことによって、どのようにして有効に使っていくのか、その辺の今後のやり方について、その点をお示してください。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

12月の議会でも若干触れさせていただきましたが、当然町民の安全安心のために活用すると。広く周知をしていきたいと考えておりますし、町民の皆さんにもぜひそういうものを活用していただきたい。ご覧になって、自助意識、そういったものの醸成といいますか、意識していただきたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者あり）

議長（東海林一樹君） 3回までといたしますので、よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） まちづくり交流課長にお伺いいたします。

26ページの10目歴史まちづくり推進費の13節委託料の基本構想の254万1000円が減っております。事業等に影響はなかったのか、その理由についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

歴史まちづくり推進費の委託料、基本構想の委託料254万1000円の減についてでございますが、今年度、策定を進めてございます歴史文化基本構想の策定支援業務の委託料でございます。全額が国庫補助の対象ということで、これにつきましては当初予算で561万円を計上しておりましたが、補助金が減額で決定されたものですから、それに合わせまして補正減としたもので、歳入も同様に減額をしているものでございます。この国庫補助ですけれども、ある程度補助の減額を見込んで予算計上しておりましたので、委託業務への影響は特にございませんで実施をしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 教育次長にお尋ねします。

21ページです。

事業収入の中で、給食事業収入がマイナス100万5000円と出ています。

それから、49ページの歳出のほうでは76万1000円のマイナス、賄材料費。今回の新型コロナウイルスの問題が起きまして、いち早く町で対応したと。その決断はすばらしかったなど。やはり子どもたちを守るためにも、町民の健康を守るためにも正しい判断だったのかなど。しかも昨日の説明会では、その後、ここ3日間の間に苦情がなかったというような話を聞きまして、良かったなと思っているんですけども、ただ、今回の議会、3日から開会しましたので、しかも、学校給食の問題あるいは学校の関係の問題は、その前からあったとしても資料には間に合わなかったと思うんです。当然給食費の問題あるいは学校の送迎を行っているバスの経費の問題等というのは、今回の補正ですべきなんですけれども、時間的に間に合わなかったという形だと思う。だから、これから、恐らく歳出や何かでは変更が出てくると思うんですけども、その際、私からお願いの方々質問するんですけども、例えば、送迎するバス会社では、人を養って、バスを保留して、しかも1か月間それがなくなってしまうと。少なくとも23日の卒業式までは予定あったわけですから、それから、その間の給食代の賄いから何から、材料は恐らく前もって業者は発注してやっているはずで、たまたま毎日テレビ等でこの問題討議されております。しかも、国では、その損失は特別交付金か、あるいは補助金で賄うという発言をしていますので、ぜひとも業者のマイナスにならないように、学校の協力をいただいている人たちも喜んでこれからもやってもらえるような形にぜひしたいと思うんですけども。学校教育課長にお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（澁谷康弘君） 八島議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の一連の新型コロナウイルス関係の対応の部分での給食の食材であったり、ま

た、スクールバスの運行の部分は当然ながら変更しておりますので、業者側での減収等の支障は出てくるものと考えているところでございます。

今回、休校の措置をするときの首相のお話にもありましたけれども、基本的にそういった影響があったものについては、国で持つというようなことがございました。ただし、今現在、教育委員会に対して、そういった教育分野でのもろもろの対応については、具体的な措置はまだ来ておりません。

ただ、1つ、国からの今回の休校に関するQ&Aの資料が来ておりますので、ご紹介をさせていただきます。現在、給食、スクールバスも同様だと思いますが、政府として予備費の活用による緊急対応策の取りまとめを行っておりますというようなことでございます。それらの活用も含めて、今後、どんな支援ができるか検討を進めていきたいということでございます。

我々としては国のこれからの対応を待って、具体的にどういう形になるか、町としてはどのようなことができるかというところも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 教育長にお尋ねします。

これから、一応休みだよとなったけれども、学校の授業が休みになっても、卒業式、入学式等の学校行事がこれからあると思う。今までも教職員が離任する前に、子どもたちを学校に集める臨時登校日もありました。これからの対応は、どのように教育委員会としては考えているのでしょうか。教育長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

まず、これまでの教育委員会の対応ということでお話をさせていただきますと、24日でしたか、専門家からの提言というのがありまして、それを受けて、小中校長会等を開いて今後の対応については進めてきていたところです。新型の伝染病でありますので、まだまだ分からないところが結構ありますし、国でも蔓延するのを防ぐという目的で、いろいろな形で進んでおりまして、通知もいろいろ来ておりました。それで、27日の首相の談話を受けて、今まで相談してきた部分を踏まえて、3月2日からの休業ということで定めたわけです。

今後のことでありますけれども、専門家会議では、ここ2週間が山場だというようなことがありますので、まず、感染防止のために休業するというところを一番大事にして、今後のことについては状況を見極めながら進めていきたいと考えております。

なお、小中学校の卒業式等に関しましては、以前にお願い申し上げましたとおり、時間短縮、簡素化を図りまして、来賓なしで卒業生と保護者のみの式とさせていただきます。ご理解を賜ればありがたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質問ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今、対応の質問ありましたので、私は幼稚園、保育所の関係でお尋ねします。

保育所、幼稚園の施設については休園しないという決定がされておりますが、これは国見町だけではなくて、どこでも同じような不安やそれに対する疑問があることはもうご承知のとおりだと思います。小さな子どもさんを自宅に置けない、要するに保育に欠けている、ですから、開けるというのが政府の方針なんです。ただ、みんなが聞きたいのは、では、感染リスクがないんですか、低いんですかということころなのです。これについては国見町は休園、休所しないという決断をされましたので、その背景となったものとして、判断材料の一つとして、厚生労働省から、今の2つ等の施設、学童保育も含めて、感染リスクが少ない、低いという根拠あるいはエビデンスがあったのかどうか。なければならぬ結構ですから、保健福祉課長、お願いします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

厚生労働省から、私どものほうに、学童保育であったりとか、保育所、幼稚園の部分についてのリスクの部分についてのお話は、直接はございませんでした。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） それもこの補正に関連しているのでしょうか。

2番（佐藤 孝君） それで、エビデンスがないということなんですけれども、私、1点だけ聞きたいんです。結局、どこの町も同じなんですけれども、最終的なこの判断は、要するに町長の政治判断ということによろしいのですか、それだけ聞かせてください。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

学校保健安全法の規定に基づきまして、感染病予防について学校を休業するのは、最終的には設置者が定めるということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質問ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後１時まで休議いたします。

（午後０時０６分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後１時００分）

◇

◇

◇

◇議案第１３号 令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議長（東海林一樹君） 日程第１５、議案第１３号「令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第１３号、令和元年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第１３号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第１４号 令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議長（東海林一樹君） 日程第１６、議案第１４号「令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第１４号、令和元年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第15号 令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（東海林一樹君） 日程第17、議案第15号「令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第15号、令和元年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第16号 令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第18、議案第16号「令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第16号、令和元年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第17号 令和元年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第19、議案第17号「令和元年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 議案第17号、令和元年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第18号 令和元年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第20、議案第18号「令和元年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第18号、令和元年度国見町渇水対策施設特別会計補

正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 上下水道課長にお尋ねします。

今回の補正で漏水対策の基金は総額幾らになりますか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 年度末の残高であります、4億697万6000円となります。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第19号 令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第21、議案第19号「令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第19号、令和元年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 令和元年度の当初予算編成時の想定有収率の予想、予測といいますか、今、課長の段階で持ち合わせている直近の有収率の実績の数字を教えてください。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

当初の有収率ということでありまして、平成30年度の実績が77.2%でありましたので、令和元年度の目標としましては80%を目標としておりました。

今現在の有収率であります、76.92%となります。ちなみに、直近の有収率

であります。1月分の有収率は、漏水の修繕がかなり進みまして79.02%となったところであります。平均しますと76.92%ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今、課長のほうから話されましたが、具体的に漏水対策、今年度1月末、2月末どちらでも結構ですから、何をしてきたのかお聞かせください。

それから、もう一つ、これ数字があればお聞かせいただきたいし、なければ17日の当初予算のときに質問します。漏水によって、要するに有収率が上がった、その金額を今持っていれば。この2つをお願いします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） まず、漏水対策であります。毎年漏水調査ということで実施しております。さらに、令和元年度につきましては、広報くにみ等におきまして、漏水発見のお知らせを例年になく多く掲載いたしまして、町民への漏水の発見のご協力の広報活動を強化したということでございます。

有収率が上がった金額については、算出しておりません。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 漏水の箇所数は今、分かりますか。箇所数と、それが宅内なのか、宅外なのか。あと、有収率が上がったことによるいわゆる収益がどの程度反映されているのか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えします。発見箇所ですが、漏水調査を委託しまして、今年度発見した箇所数については56件で宅地外です。また、収益の反映については、有収率が上がったことにより、企業団から購入している受水量が減少したことになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9日月曜日は午前10時より議案調査会を委員会室で開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後1時34分）

第 4 日

令和2年第1回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年3月17日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第20号 令和2年度国見町一般会計予算
 - 第 2 議案第21号 令和2年度国見町大木戸財産区特別会計予算
 - 第 3 議案第22号 令和2年度国見町入山財産区特別会計予算
 - 第 4 議案第23号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計予算
 - 第 5 議案第24号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 6 議案第25号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計予算
 - 第 7 議案第26号 令和2年度国見町介護保険特別会計予算
 - 第 8 議案第27号 令和2年度国見町土地開発事業特別会計予算
 - 第 9 議案第28号 令和2年度国見町湧水対策施設特別会計予算
 - 第10 議案第29号 令和2年度国見町水道事業会計予算
 - 第11 常任委員長報告
 - 陳情第 7号 看護師と介護従事者の特定最低賃金新設を求める陳情
 - 陳情第 8号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- （追加日程）
- 第12 議案第30号 工事請負契約について
 - 第13 同意第 1号 国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第14 発議第 1号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書
 - 第15 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
 - 第16 議員の派遣について
 - 第17 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	引地 真君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	澁谷康弘君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	安藤充輝君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、町長より発言を求められております。

町長。

町長（太田久雄君） それでは、お時間をいただきましたので、本日の議案審議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症に対する国見町のこれまでの取組につきまして、ご報告を申し上げさせていただきたいと思っております。

町としましては、国・県等々の状況を踏まえながら、まず2月7日でございます、手洗い、咳エチケットなどの予防方法をお知らせする回覧を、町内に配布をいたしますとともに、町のホームページに掲載させていただいたところでございます。

2月15日でございますが、この日には副町長と総務課、保健福祉課の両課長に、県内、それから県北地区での発生があった場合に備えまして、情報の収集、事前対応、事後対応、そして町民への情報の提供方法、消毒液等の在庫確認、発注、配置、それから対策予算などについて検討することを指示させていただきました。

2月25日には、第2回目となります感染防止のチラシを作成し、全戸に配布させていただいたところでございます。

また、2月26日でございますけれども、政府が大規模な感染リスクを回避するため、イベント等の中止、延期または規模縮小を要請いたしましたことから、町といたしましても万全を期すということで、2月27日に、新型コロナウイルスの第1回目の調整会議というものを開催しまして、国の要請に基づくイベントの中止などの町の対応確認と共有、それから、正確な情報収集、町民への周知、県内や県北地区で発生した場合の対応策の検討などについて確認をいたしたところでございます。

しかしながら、議員の皆さんもご承知のように、この日の夕刻、政府が子どもたちを守る観点から小学校、中学校、高等学校、それから特別支援学校の休校の要請をいたしましたことから、町教育委員会におきましては情報収集に努め、緊急校長会を開催し、その意見を踏まえまして3月2日からの休校を決定をさせていただきました。町と教育委員会においては、時間のない中、子どもたちの安全安心を最優先するということでの決定でございました。

翌28日の第2回目の調整会議におきましては、国見小学校、県北中学校の3月2日からの休校の確認と併せ、町としての対応策をそれぞれ検討をさせていただきました。皆さんご承知のように、町として保健師はおりますけれども、感染症の専門家はおらないということでございますので、知見が非常に不足しているということでございますので、基本的には政府の考え方を受け入れるということで対応することとい

たしたところでございます。その結果、ももたん広場、つながる一むの休館、中学校の部活動の休止、体育館、グリーンアリーナ923の休館、イベントの中止など、町としての対応を決定させていただきました。

一方、幼児、低学年児童を対象としました保育所、幼稚園、預かり保育につきましては、国からの要請を踏まえまして通常の保育対応としまして、児童クラブにつきましても、これらの対象児童を持つ保護者等の負担軽減を考慮しまして、3月2日から長期休校と同様の時間帯での受入れを決定させていただいたところでございます。いずれにいたしましても、国の専門家会議で出された意見、それから、政府の要請等を踏まえて、町として決定をさせていただいたところでございます。

3月5日には、第3回目の調整会議を開催しておりまして、一人暮らしの高齢者、それから高齢者のみの世帯に配慮しまして、いきいきサロン等の継続、新型コロナウイルス対応予算については、緊急的に出た場合は予備費で対応すること等の確認をさせていただいたところでございます。

また、3月9日には、これも皆さんご承知のように、県内で初めての発症がございまして、これまでの調整会議を対策会議に格上げをしまして開催をさせていただきました。対策会議では、感染予防、問合せ窓口を周知するチラシを全戸配布、小中学校の休校の継続、ももたん広場、つながる一むの休館の継続、卒業式の簡素化の対応などについて協議をいたしたところでございます。

2回目の対策会議でございますが、3月12日に開催をいたしてございまして、町内で発生した場合の保育所、幼稚園等の対応策、それから、緊急事態宣言等が発令されたときの対応策、正確な情報収集と情報提供、情報共有、町民への周知などについて協議をさせていただいたところでございます。

第3回目の対策会議でございます。昨日16日に開催しまして、13日に成立し14日に施行されました改正新型インフルエンザ等特別措置法についての内容の共有、それから、県内2例目となります感染発生を受けて、予防徹底を図るチラシの全戸配布をすることなどについての協議をさせていただいたところでございます。本日、配布をさせていただいたところでございます。

なお、万が一、町内で発生した場合、その対応についての指揮命令系統は当然、ご承知のように国・県となりますことから、町はこれらの関係機関と十分なる連携を図りながら対応していくということも確認をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも国・県の動向等を十分注視しますとともに、情報収集に努め町としてできることをしっかりと今後とも行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、これまで町としてやってまいりました対応策のご報告とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。



◇議案第20号 令和2年度国見町一般会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第20号「令和2年度国見町一般会計予算」につ

いての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（引地 真君） 議案第20号、令和2年度国見町一般会計予算についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。

本議案に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って、最後に全体的な質疑を行います。

なお、質疑にあたっては、議席番号及び質疑事項のページ、答弁者を告げて、1件ずつ質疑されるようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 税務住民課長にお尋ねします。

13ページに町民税の項目がありまして、900万円の減額になっております。人口減少で納税する方が減っているということなんでしょうが、平成31年度予算と令和2年度予算編成時の納税者は議案調査会で聞いたんですが、改めて納税者数と納税義務者の1人当たりの額をお知らせください。

議長（東海林一樹君） 税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 2番、佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

昨年度と新年度の予算における納税義務者あるいは1人当たりの金額ということでございますが、まず、議案調査会のときにもお話を差し上げましたけれども、納税義務者の部分で、個人町民税の均等割について算出する際には、納税義務者の直近で把握している部分で算出をするようになります。人数ですけれども、平成31年当初予算時は4,527名、そして、令和2年度当初予算時における人数は4,499名となっております。そこで、当初予算額に対する1人当たりの税額ということになりますと、それぞれの予算額がありますので、そちらで今の人数を割るという形で出した数字にはなりますけれども、平成31年度当初予算においては1人当たり7万6209円、令和2年度当初予算額に対する1人当たりの金額といたしますと7万4683円という数字になります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 総務課長、お願いします。

16ページに特別交付税が5321万円計上されております。さきに配付されている資料では、ここ六、七年、特別交付税の当初での予算計上はありません。昔はどうなっているか、私は調べておりませんが、つい最近にはない予算編成の仕方なんです。それで、前回の調査会でも聞いていますけれども、改めて、この特別交付税を当初に組んだ背景をお答えください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

特別交付税を計上した理由でございますけれども、今年度、3年に一度の交付税検査がございました。これは県による検査でございました。その際、普通交付税の錯誤措置が求められております。7500万円はこれまでに国見町が多くもってきたと。その分につきまして、令和2年度の交付税から差し引くというものでございました。当初予算編成におきましては、通常、普通交付税につきましては20億円程度を見込んで計上しているところでございますが、令和2年度の特別交付税につきましては、この7500万円の錯誤措置を勘案いたしまして、普通交付税が減るために、これを調整するといったところでの特別交付税の5341万円の増でございます。

また、これまで特別交付税の計上を国見町としてはしておりませんでしたけれども、県内の自治体をいろいろ調べてみますと、この特別交付税を計上していない自治体のほうが少のうございます。今回、5300万円ほどの計上をお願いしておりますが、この内訳についても当然担保されるものでございます。地域おこし協力隊の分、あとは公立藤田総合病院の分と、それぞれ5000万円を超える担保がございますので、令和2年度につきましては計上をさせていただいたというところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 歳入欠陥のおそれについても、そうでないんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

ただいま申しましたとおり、通常、この特別交付税5300万円以上の金額が町のほうに歳入されておりますので、歳入欠陥というご心配には当たらないと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 交付税の中に、会計年度任用職員の国から交付される額が多分入っていると思います。地方財政計画では、公営企業も含めて1700億円が見込まれております。全国の会計年度任用職員はざっくり60万人でありますから、これは1人当たりで単純に割ると30万円になるんです。そこで、令和2年度の予算積算の際に、普通交付税の中で何名分を見込んでいるのか、お答えいただけますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

令和2年度の当初予算に会計年度任用職員の人数を織り込んでおりますのが、112名でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2 番（佐藤 孝君） フルタイムとパートの区分を、まず一つお聞かせください。

それと、112名ということの積算根拠だとすると、平成31年度4月1日現在の非正規職員の数が、間違いがなければ110名だったと思います。増えているということになるんです。これからの自治体サービス組織検討委員会で様々議論されてきて、議案調査会の中では事業の縮小、廃止を計画していると。廃止をしたという報告もされているんですが、事業を縮小、廃止をしているのに、会計年度任用職員の数が増えるという背景が何なのか、私には理解できないので、もうちょっと説明いただけないでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

人数が昨年度110名よりも増えているのはどういったことかということですが、これまでの一般事務、臨時職員の分につきましては人数が減っております。ただし、保育士、幼稚園の教諭、あるいは幼児教育課関係の施設、幼稚園、保育所、預かり保育、あとは児童クラブ、こういったところの資格職の会計年度任用職員を採用したといったところでございますので、そちらの数が増えたということでございます。総じて全体的には、予算上は112名、実質、採用が決定しているのは109名でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入関係の質疑は終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費、2款総務費について質疑ありませんか。35ページから57ページです。

松浦和子君。

3 番（松浦和子君） 総務課長にお伺いいたします。

会計予算書40ページ、主要施策の概要3ページ。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、11節役務費の広告料500万円とありますが、広告の内容と目的についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

広告費500万円の内訳でございますが、まず、これは町の事業について義経まつり、イルミネーション事業、あとは仙台圏へのシティープロモーション事業、あるいはふくしま駅伝といった、メディアを活用した際の広告に支出をすることで計上したものでございます。地元紙、新聞社2社あるいは河北新報社、あとはテレビ局、ラジオ局、地元の月刊誌でございます。これらの媒体に、町の事業や町の良さをPRするために、広告費として支出をするものでございます。それぞれこれまでの事業に比べまして、東京2020オリンピック・パラリンピックのコミュニティーライブサ

イト等もございますので、令和2年度につきましては500万円を計上したというものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） ただいまの答弁で、義経まつりや、イルミネーションにも広告料というお話がありましたけれども、各課所管にそういうイベントが入っておりますが、その広告料は全てまとめて総務課の経費ということで、その事業を担当している所管課の経費には入らないんですか。お伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

今、お質しのとおり、総務課のほうに一括で、ある程度大きいものは集約をしたところでございます。その金額がこの500万円でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、3款民生費について質疑ありませんか。57ページから70ページです。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 保健福祉課長にお答え願います。

62ページの障害者対策であります。ヘルプマークの交付については17件と伺っておりました。この方々の障害の箇所と身体的不自由の内訳がもしお分かりだったら教えてください。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 佐藤孝議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ヘルプマークについてご説明をさせていただきますが、ヘルプマークにつきましては、東京都が考案をしたマークで、障害のある方が携帯をし、災害時あるいは日常生活で困った際に周囲に理解を求めるものでございます。緊急連絡先やかかりつけ医などの情報が記載されたヘルプカードなどがデザインされたものもあり、平成24年から配付をされているというところでございます。

現在は普及も進み、43都道府県で活用されており、福島県では平成30年から配付を進めているところでございます。

ご質問の配付をされている方の内訳でございますが、肢体不自由が4名、内部障害が3名、視覚障害が3名、精神障害が5名、難病が2名の計17名となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 貴重な時間で大変恐縮なんですけれども、個人的なことを申し上げ

ますと、私、左の眼が弱視、斜視で、全く視力がありません。ただ、右のほうが見えますから、身体障害者の手帳は交付されておりません。見た目は何でもないんですけども、身体的障害を持つ方はたくさんいらっしゃいます。目もあるし、耳もあるし。ヘルプマークは私もつけていますが、つけていると、先入観、つまり予断を持って障害者に偏見を生まないという非常に大きな効果があります。町として、この普及に向けた、例えば広報活動などの障害者の方を保護する取組について、今、考えておりますか。お答えください。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町では、平成30年11月の福島県の要請を受け、配付を始めたところでございます。普及啓発のために平成31年1月に町のホームページに掲載をし、翌2月に広報くにみに掲載をして周知を図ってきたところでございます。全国的には、ヘルプマークの普及について、全国ヘルプマーク普及ネットワークが2020オリ・パラプロジェクトなどを通じて普及啓発を図っていると承知をしております。

ご質問の普及に向けた取組につきましては、引き続きホームページや広報くにみなどを通じて実施をしたいと考えているところでございます。

なお、令和2年度につきましては、第7次障害者福祉計画の策定もございますので、ヘルプマークあるいはヘルプカードについての項目について検討するとともに、策定業務の中で啓発につながるような取組などは工夫をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 保健福祉課長にお伺いいたします。

主要施策の概要51ページ、会計予算書は71ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、子育て世代包括支援センター事業についてお伺いいたします。

令和元年10月に子育て世代包括支援センターももさぼが保健福祉課内に設置されました。出産や育児で悩んでいるお母さんたちの対応に務めていただいております。

開設からの利用者数は何名ぐらいになっているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

子育て世代包括支援センターももさぼにつきましては、昨年10月に設置をいたしました。利用者数のお尋ねでございますが、月平均という形でお答えをさせていただきます。月平均で延べ10人程度の方の相談を受けているというところでございます。特にハイリスクの家庭の相談が多うございますので、あくまでもこの10人というのは延べということで、お一人の世帯が複数回ということもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、4款衛生費について質疑ありませんか。70ページから76ページです。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） これは総務課長にお答えいただきたいんですが、災害時や、先ほど、町長から報告ありましたように、感染症発生時のための備蓄用のマスクは町あるいは社協とかを含めてどの程度あるか、分かりますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

マスクの備蓄につきましては、ございません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 前の特措法でも、マスク等の備蓄は多分国の責任で備え付けるということになっていると思いますが、やはり町として、去年の台風災害等もありますので、これはマスクだけではなく、生理用品とか、あるいは食料品とか、様々ありますから、緊急対策用の備蓄用品をもう一回洗いざらい検討し直して、次年度の国土強靱化にもこれが入るのかどうか、私ははっきり分かりませんが、ぜひ具体的な見直しをしていただきたいと思いますが、環境防災課長、お願いします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（村上幸平君） お答えいたします。

町におきましては、まず自然災害に備えまして、地域防災計画に基づきまして、災害時におきます避難者に提供します非常用の食料、飲料水、毛布、さらに防災の資機材等の備蓄に努めているところでございますが、議員お質しのマスク等の備蓄につきましては、長期的な避難所生活となった場合、集団生活におきます疫学的観点、あとは感染防止のためのマスクを含めた医療品等の備蓄につきましても、その備蓄量も含めて、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 佐藤議員のご質問ですが、保健福祉課の立場からもお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、マスクが全国的に不足をしているという状況もございます。今ほど、環境防災課長からの答弁もありましたが、感染症の予防という観点だけではなくて、防災的な意味合いからも備蓄として必要との認識に至っております。

このため、感染症に対応する保健福祉課としては、マスクあるいは女性用の衛生用品、赤ちゃん用の液体ミルク、あとアレルギーフリーの食品などの備蓄について、今すぐというわけにはいきませんが、まとめて検討して計画的に備蓄をしていきたい

と考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、5款労働費について質疑ありませんか。77ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、6款農林水産業費について質疑ありませんか。77ページから87ページです。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

予算書86ページの6款の農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費の12目委託料で山林下刈り業務の33万円の金額がありますけれども、その中身について、まずお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

山林下刈り業務33万円につきましては、さくらの森の年2回の除草作業の費用といたしまして計上しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） さくらの森の除草作業費用ということですが、昨年も質問をさせていただきました。そのときに、さくらの森の振興をするためには、まずは復旧・復興ということで、今はそこに出せるお金もないということで、森林委員会等も開いていないとのことだったんですけれども、今年も森林委員会等は開かないと、一向に進んでいないということなんでしょうか。その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

今年度の予算の中では、森林委員会の開催の予算につきましては計上をしていないところであります。

また、さくらの森整備構想は平成24年に策定されたものですが、その構想に基づき整備事業を実施する場合につきましては、その事業費が約4000万円ということで見込まれており、財政的な部分も含めまして、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 最後に、町長にお尋ねします。

これは平成28年9月に一般質問もさせていただきましたが、財政的に大変厳しい

状態であると。なおかつ、先ほども申しましたように、町の復旧・復興が第一で、それを中心にやっていきたいとのことなので、粛々と進めていくということでありました。

しかし、今の現状を見ますと、私も昨日行ってまいりましたけれども、さくらの森という場所と思えるほどの状況ではありません。ましてやそこに町民が行く場所、あるいは憩いの場所を求めるような場所ではありませんので、まず、さくらの森という場所を町民が分からないのではないかなというぐらいひどい状態であります。これから造る歴史公園は相当のお金をかけて造りますから、それを反対するわけではありません。しかしながら、こういうさくらの森、自然に残っているものをいかに利用して、そして、町民あるいは子どもたちが、そこに憩いの場所を求めて野外でも遊べるような場所を粛々と、小さくなれども、何年かかってもいいですけれども、さくらの森というものを大きくすることが必要だと思うんですけれども、将来に向けてどういう考えを持っているか、町長にお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、さくらの森公園につきまして、私のほうからご答弁をさせていただきますと思います。

たしか平成28年にご質問をいただいて、ご答弁をいたしております。特に、大事にしたいのは復旧・復興、あそこは結構線量が高かったんですね。まずはあそこの除染の対応を、平成28年度、平成29年度まで対応させていただいたということが一つございます。

また、その後については、これも森林委員会等、今後どう持っていくんだということをいろいろ検討しながら、これは対応していくという話を確かにさせていただいたところでございます。

ただ、私も、よくあそこを通っていくわけでございますけれども、あそこのエリアで具体的に整備をしてどういう形で発信をしていくのか、あるいは今、渡辺議員がおっしゃいましたように、森で子どもたちが遊ぶとか、そういったことが非常にいいのではないかというお話も当然あったわけでございますし、そういった観点で、どういうスタンスでやっていくのか。あらあんな青写真はありますけれども、より具体的な設計などはまだできてないわけでございますから、今後につきましては、そういった森林関係の委員会とか、議員おっしゃいましたように、公園があるかどうか分からないのではないかとということもございますから、周知徹底、それから、今、言ったベースである委員会等での様々な検討、そして、必要性があるのかどうかということも含めて、土俵はあるんですけれども、より具体的にやっていく必要性があるのかどうかも含めて、いろいろと検討していく必要性があると、私は前回、たしか申し上げていると思うのです。

ですから、そういった観点で、多額な金額もかかるということでございますから、今、言ったような、いろいろなストーリーを描きながら、そういった流れを十分酌みながらやっていく必要性があるかなと感じておりますので、実は震災の復興創生期間

が来年度で切れますけれども、その辺が一つのめどなんでしょうか、どうするのかということも含めて検討していく形になっていくんだらうと思っております。具体的に、恐らく来年度末の委員会の中身ができておらないかと思っておりますので、再来年度あたりで、そういった検討会を立ち上げて、その中でどうなんだということも含めて、いろいろとまた議会と議論しながらやっていくと。

ただ、確かに、より具体的にそこを整備しますと数千万円の金がかかるということが一つございますし、あと維持管理経費が結構かかるんです。今、実は第6次総合計画の検討が始まっていますので、そういったあたりで検討させますけれども。やはり、これから、国見町が非常に大変なのは物を持つことだと思うんです。物を持ったときに維持管理経費をどうするんだという議論が、非常にこれから大変になってきます。ですから、そのことも十分見据えながら対応していくということも、ある意味で必要なかなと感じておりますので、今後、今、言ったようなことをいろいろと委員会の話、あるいは6次総合計画での検討とか、様々なストーリーを描きながら、今後、令和3年度あたりからどうできるのかということも含めて、いろいろ検討していくことが必要なかなと思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 86ページの森林振興費、12節委託料の最後のところで、ふくしま森林再生事業5300万1000円とありますが、金額もかなり大きいんですけども、どこの地区でどのような事業に使うのか、答弁をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度におきましてのふくしま森林再生事業につきましては、石母田地区約11ヘクタール、大木戸地区約9ヘクタール、事業の中身につきましては、森林整備となります間伐、植栽等であります。また、今年度までに森林整備を実施してきた地区の下刈りを実施するというところで、5300万1000円の予算を計上したところでもあります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 産業振興課長にお尋ねします。

82ページの下段の委託料であります。くにみ農業ビジネス訓練所は会計年度任用職員が3名、それから、委託料の農作業676万円のうち600万円が再生協議会としての人件費だと、こういう説明をされております。確認をさせていただきますが、繁忙期を除いた訓練所の通年の運営人件費は805万円ということよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 佐藤孝議員のご質問にお答えいたします。

82ページの12節委託料の中の一番下、農作業の委託の関係のご質問であります
が、これにつきましては、先ほどお質しがあつたように、地域農業再生協議会に対し
ての件費分の委託ということで約600万円、それに間違いはございません。あと、
合わせて農繁期につきましてはシルバー人材センターなども利用している状況となつ
ております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 令和3年度から、これまでの補助金が切れるということだろうと思
います。農業後継者の育成とか、あるいは新規就農者を掘り起こすといいますが、そ
れはソフト事業だと考えれば、これは当初から言われていたんですけれども、国見町
の仕事ではなくて、これは県の仕事ではないんですかと、こういうことが今でももち
ろん言われております。そのことをここで問うつもりは全くありません。

ただ、今、7番議員のさくらの森の質問に対して、町長がこれからは物を持つと負
担が大きくなるという旨のご発言がありましたので、関連して言いますけれども、こ
のくにみ農業ビジネス訓練所は来年から単費で運営をするようになると思います。や
っぱりこれだけ件費をかけて、農業後継者が育ってくればいいんですが、今のと
ころ、長期の方が1名。副産物としての農作物の売上げが約450万円という予算計
上ですから、どう考えてもバランスが合わないんです。先ほど申し上げたように、ソ
フト事業だとすれば、しっかりとした見直しをして、運営主体も含めて、これは抜本
的な考えを変えていかないと、それこそ大変な状況になってくるのではないかと思
いますので、その辺の検討について、現時点で産業振興課長のところで把握してい
るものがあれば、お答えください。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

現時点というお話でのお話しであります。現在もやはり効率的な運営に努めてい
るという意識を持って対応しておりますし、今後ともそのようなことで進めていき
たいと、現時点では考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） なければ、11時15分まで休議いたします。

（午前11時03分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇
議長（東海林一樹君） 次に、7款商工費について質疑ありませんか。87ページから91ページです。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 90ページになります。総務課長にお聞きします。

観月台公園の活用についてであります。第5次振興計画の中でも、観光資源としての観月台公園の位置づけが明確にされております。町民の憩いの場所ということで親しまれてきていると思っておりますし、いいと思います。

新年度予算編成で様々な観光事業、まちづくり事業がありますが、実は観月台公園の「か」の字も出てこないんです。これだけの資源があるのに、なぜ活用をしていないのか、私にはよく理解できないものですから、観月台公園の位置づけをまずお聞かせいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（引地 真君） お答えいたします。

観月台公園の位置づけはどうなっているのかというお質しでございますけれども、まず、観月台公園という名称でございますけれども、平成27年2月に認定を受けました歴史まちづくり計画の中に記載がございます。あの辺りに江戸時代の天保年間でございますでしょうか、ため池があったという絵図がございます。歴史的なところを考えれば、まず、そこが発端なのであらうと考えております。明治、大正に入りまして、旅館やらカフェやらがあつた周囲にできていく。平成に入りましてから、平成6年、町制施行40周年を記念いたしまして観月台文化センターが開館しております。そして、それに併せて、平成8年だったと記憶しておりますけれども、観月台公園の改修を行いまして、親水公園的な機能を持たせたといったところがございます。また、これも歴史まちづくり計画との関連でございますけれども、あの周辺に奥山家住宅がございます。観月台文化センター、あとは観月台公園、そして奥山家住宅、あとはその後ろのほうに藤田城址といったものがございまして、あの一帯は文化と歴史と憩いのエリアという位置づけが当時されていたと記憶をしております。

そういった観点から考えますと、議員お質しのおり、欠落をしている部分も多少ございますが、令和2年度におきましても、それ以降におきましてもそうでございますけれども、JR藤田駅、藤田商店街、そして、道の駅国見あつかしの郷という、この3つの点を結ぶラインの中に観月台公園、観月台文化センター、そのエリアも当然含めて事業の構築を図るということは可能なことでございますので、令和2年度以降、そういった事業の構築を既存の事業であったとしても、まず頭に入れて構築を進めるという考え方をもちたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 振興計画もありますので、ぜひ改めて位置づけを明確にしていればと思います。

具体的に、まちづくり交流課で周遊ツアー等の企画もされておりますので、今の総務課長答弁に沿って、せつかくのこれだけ貴重な観光資源があるわけですから、ぜひ観月台公園を活用していただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、8款土木費について質疑ありませんか。91ページから98ページです。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 建設課長にお伺いいたします。

予算書96ページになります。

8款土木費、4項都市計画費、3目都市再生整備計画推進費、12節委託料1000万円とありますが、景観保存計画策定業務の委託業務とはどのような業務なのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 松浦議員のお質しでございます。

まず、景観保存計画につきましては、歴史まちづくり計画の中で景観計画策定を明言しており、それを受けまして、行く行くは国見町においても景観保存団体としての移行、そして景観条例の策定というものを目指しているということでございます。

この景観保存計画の策定業務ということでの委託の内容でございますけれども、これにつきましては、計画本体のみならず、最終的には景観に関する条例関係、規則関係、そして、その他屋外広告、それから、重要建築物などの幅広い規則関係も連携していくということなので、その計画の策定、さらには合意形成に向けた業務までを含むという形になっています。特に、今、計画、さらには条例で規定するというところで申し上げましたけれども、この景観計画におきましてはエリアを指定したりして、その中で歴史や文化、そして、自然等の調和に根差したような形での建築等の規制についても検討するようになっておりまして、その中には、意匠、デザイン、色彩、そして、高さなどについても一部制限を加えるような形での検討がなされます。非常に専門性も高くなる業務も含めた中での計画費の設定という形になっておりますので、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 大変整合性の高い業務ということですがけれども、先ほど、2番、佐藤孝議員が、現在ある観光、観月台公園のことをおっしゃいました。やはり今あるもの、国見町に昔からあるもの、そういったものも大事にしていこうという考えは、その景観計画策定業務の中に入っているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

これまで歴史まちづくり計画の中でも申し述べられておりましたけれども、歴史や文化、そして自然との調和を根差したまちづくりを進めるということが盛り込まれて

おりますので、観月台公園も、歴史まちづくり計画での位置づけについては総務課長が先ほど答弁しましたけれども、当然景観計画の中にも盛り込まれるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上 一君。

5番（村上 一君） 94ページの河川維持費の中での調査測量で、滑川改修の調査費800万円が計上されておるんですけども、あそこは歴史公園整備事業も同時に進めていかなくてはと思うんですけども、その点伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 村上議員のご指摘でございます。

来年度の計画の中で、800万円の予算で滑川の改修計画について計上させていただいております。現在、滝川と連携して滑川についても、今回の県の補正予算に応じて調査が進められるということで聞いておりますが、現在、検討が進められております阿津賀志山防塁の歴史公園と接続する関係になっております。それにつきましては、その接続部分、区域区分等についてうまく調整し、公園整備のほうに遅れのないような形で区分するとともに、連携できるものについては連携するような形で、円滑な作業が進められるようにと検討しております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 93ページの工事請負費の関係であります。各地区配分で1000万円プラス全体的対策費400万円で合計1400万円という説明であります。通学路の危険箇所について把握されていますか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 通学路の関係につきましては、今年度、ブロック塀の関係で教育委員会が中心になって調査をしたと確認しております。そのほか近隣につきましては、一般道と同等な形で確認をしている程度でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 私のところの町内会でも、町内会を通じて開渠側溝の蓋かけをお願いしてきた経過があります。分かっていると思うんですけども、道路面と側溝の天端が結構高さがあるって非常に危険な場所なんです。何年も前から要望しているんですが、町の回答は施工が難しいと。町で道路を作っておいて施工が難しいという回答だったんです。それから、金がかかるということなんです。全く改善の対策が講じられておりません。

400万円でどういう工事を想定しているのか、私は分かりませんが、危険箇所は優先して直していかないと、お金がないとか、何とかといたら、一生直らないわけで、道路の修繕ができないわけです。ここらのしっかりとした計画を作っていただい

て、やっぱり危険箇所を計画的に一日も早く除去していくことをお願いをしたいと思いますが、そういう計画を建設課では今、持っていますか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

危険箇所については、安全安心を優先し進めているところでございます。ただ、以前からご指摘いただいたところについては、経費の関係、施工の関係等、さらには子ども、中学校の通学の関係等を考えても、実施しなくてもいいのではないかという判断で、繰延べになっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） いや、私のところの話をしているのではなくて、ぜひそういうことでやってもらわないと困るという話をしています。

それで、1000万円の配分については、前の議案調査会で私は言いましたけれども、藤田地区については断固反対なわけですが、このやり方は。町内会に丸投げして、優先順位を決めろなんていうやり方は駄目だという結論なわけですが。したがって、そのことの是非は言いませんが、お金がかかるところについては、先ほどの繰り返しになりますけれども、計画性を持っていかないと、何十年も危険箇所を放置することになるわけです。金がない、金がないの一点張りなんだから。ですから、改めてしっかりとした計画を、通学路の危険箇所をまず調査をして、その上に立った道路改修、側溝改修の計画を作るということをお願いしたいと思いますが、町長、ご答弁いただけますか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、これは私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、けれども、危険箇所をどう担保するのか、非常に重要な部分なのかなと考えております。特に前回12月に狹隘道路の質問を受けていますし、そのほかのエリアからも、結構そういった相談を受けているということでございますし、今、佐藤 孝議員からもお話がございました。これは通学路の問題で教育委員会との関係もございまして、十分連携しながら、その辺はどうするんだということも含めて調査をするということがあるんだろうなと思っております。

偶然、タイムリーに来年度、国土強靱化計画、いわゆる安全安心なまちづくりの観点で、ハード、ソフトでいろいろやっていく形になっていますので、その辺あたりで中に入れ込んで、なるべく国・県からの交付金が得られるシステムも組めないかどうか含めて検討しながら、先に進めていくということなのかなと思っております。

ソフト面とハード面、両面で来年度、計画を作る話にもなっておりますので、そういった中で、こういったスタイルができるのかも含めて検討して、12月に質問いただいた部分については、そういった中なるべく入れ込んで対応していきたいと思っておりますし、今の質問等、それだけではないと思うんです。恐らく調査すればいろいろあると思うんです。それは県のほうにお願いするわけでございますけれども、

いろいろございますので、通学路の安全安心を担保する、非常に私は重要なことだろうと思いますので、それらを十分調査をしながら、先ほど言った計画の中に盛り込んで、いろいろ具体的にできないかどうかも含めて、あるいはできないのなら町でどうするんだということも含めて、今後、先へ向けて検討していくということが必要なのかなと、今、佐藤議員の質問を受けて感じたところがございますので、そんなことで、ぜひ対応していければと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、9款消防費について質疑ありませんか。98ページから105ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、10款教育費について質疑ありませんか。105ページから133ページです。

佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 個別の主要施策のほうで109ページをお願いします。

小中学校新入学支援事業とあります。内容を見ますと、小学校入学、中学校入学の児童生徒に対しまして、それぞれ小学校が2万円、中学校が3万円のお祝い金を贈呈するとあります。財政の厳しい中でのこういう支援は大きな決断だったと思いますけれども、保護者の方にとっては大変ありがたい事業だと思います。

それで、この支援の内容ですけれども、2万円と3万円のお祝い金、これは次年度以降継続ということになっておりますけれども、お祝い金として継続するのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（澁谷康弘君） 佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

今回の新入学支援事業としまして予定をいたしました、小学校新入学児童1人当たり2万円、中学校入学生徒1人当たり3万円の事業でございますが、子育て支援の一環といたしましてお渡しをするものでございまして、いわゆる新入学児童生徒の制服相当分ということで計画をしたものでございます。次年度以降につきましては継続実施のつもりでおりますが、制服の支給という形で進めていきたいということで、現在、検討をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 予算書124ページになります。まちづくり交流課長にお伺いいたします。

5目文化財保護費、7節報償費の調査指導委員会の委員に、町内からは何名の方が

委員になっているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

調査指導委員会の委員につきましてのご質問でございますが、指導委員会の委員は合計で12名おまして、そのうち町内委員といたしまして、郷土史研究会あるいは蓮育成会の代表者等3名が町内の委員となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 町内委員が12名中3名、僅か4分の1です。国見町を知っている委員がたった3名しかないというのは、何かちょっと物足りなさを感じます。恐らく12名の委員の方たちは大学の先生とか、そういった方たちなんだろうとは思いますが、そういう方たちだけが集まって委員会というのは、机上論者がほとんどかなと、どうしても受け止めかねない、そんな思いしております。そのような委員会で成果に期待できるのかどうかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） まず、この委員会ですけれども、阿津賀志山防塁調査・整備指導委員会という委員会になりますが、阿津賀志山防塁の発掘調査等に対する専門的な指導、また、現在、進めております歴史公園の整備に対しましても、それぞれ専門的な見地からご意見をもらうために設置しているところでございます。

委員につきましては、今ほど議員のご質問にあったとおり、歴史、土木の専門家、大学教授などが6名、防塁の活用の面から、ブランディングや、観光の専門の方3名、そして、地元委員が3名となっております。町民の意見が十分反映されるかということですが、町内委員はそれぞれの団体の代表者でございますし、また、郷土史の研究者でございます。委員会の中ではそれぞれの立場から活発なご意見を頂戴しておりますので、十分内容に反映していると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 130ページ、体育施設費について生涯学習課長からお答えいただきます。

町民プールは既に休止をされて3年たっております。このことを9月の決算議会で質問をして、令和元年度の休止の経過について、ちょっと不十分さがあったのではないかと、見積りを取るべきだという質問をさせていただきました。そのときの教育長答弁は、休止の見積りを取る前に調査費をつけたいという答弁でございました。課長、調査費の要求、それから、結果、調査費はつきましたか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（安藤充輝君） お答えいたします。

調査費の積算について行ったところですが、その調査をはっきりさせるのに

あたりまして、相当な金額が発生するということが判明したところで、数百万円の調査費が発生するため、今回の予算の中には計上ができなかったものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 10月末に子ども議会がございました。偶然、私と同じ内容の質問を、小学生の方が教育長になされておりました。このときの答弁を詳しく私は覚えていませんが、私の質問に対する答弁よりもかなり踏み込んだ答弁がされて、ある意味、ほっとしておりました。

それで、修繕の見積りを取って、要するに修繕改修でいくのか、あるいはプールを壊して、解体をして新しいものを作るのか、それとも、解体をして、施設とか、あるいはテニスコートみたいなことを考えるのかということも、やっぱり全て調査、見積りを取らないと始まらないわけでありまして、その間は言わば防火水槽の役割ぐらいしかないわけです。したがって、改めて言いますが、しっかりと調査をして見積りを取って、スポーツ推進委員会、それから、振興計画審議会あるいは議会の場でしっかりとした議論をするように、条件を整えていただきたいと思います。具体的な今後の日程化について、教育長、ご答弁いただけますか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきたいと思います。

9月の議会のときに議員からご指摘いただきましたように、説明が不十分であったというところについては、本当に改めておわびを申し上げたいと思います。

調査費をつけるということではなくて、調査をさせていただくということで答弁させていただいたと思うんですけれども、見積りを取るための予備調査というような形で調査をさせていただきました。循環ろ過器については交換しなくてはならない。それから、配管についても交換しなくてはならないということは前から分かっておりました。それで、プールを再開するという前提だと、どういうことになるのかと調べていただきました。今も申し上げましたが、循環ろ過器はもう取り替えるしかない。ところが、このプールが昭和60年度に着工したプールで、循環ろ過器を出して、新しいものをそのまま入れるというふうにはいかないことが分かりまして、プールをかなりの部分を壊して入れ替える。それから、配管についても、そのまま管だけを掘り出して取り替えるような工事では済まないということが分かりました。また、ほかにもプールサイドについても補修をしなければならないことや、幼児用プールについても最低限、内側の塗装というんでしょうか、膜をつけて安全になるようになっているんですが、そこも取り替えなくてはならないことが分かりました。そうすると、再開を前提とした調査設計が必要で、これが今、課長のほうで答弁させていただいたとおり数百万円かかります。全く新しくするというのではなくて、再開するためには、詳細な見積りではありませんが、概算で7000万円程度かかるということが分かりました。これは前回は答弁させていただいたとおりですが、かなりの金額がかかるということで、来年度、第6次長期計画に併せて、公共施設についても計画を立てていく

ということなので、そこで方向性等を見定めていきたいと思っております。

なお、子どもたちについては、子ども議会のときに答弁させていただいたとおり、夏休みにショートスイミングスクールというものを実施していますが、その回数を2倍にして実施し、幾らかでも子どもたちのためになるように取り組んでいるところです。なお、今年度については60名ほどの利用がありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上 一君。

5番（村上 一君） 111ページの教育費の小学校費で送迎委託業務のスクールバスなんですけれども、3025万8000円とあるんですけれども、前から見直しが必要ではないかと私も話をしておるんですけれども、平成24年に統廃合になった時点では、藤田小学校を中心に円形を描いて、その場所は徒歩で通学すると。それから外れる場所はスクールバスということだったんですけれども、それが今回は石母田地区が新たに加わる。その中で、児童数も減少している中で、来年度からはスクールバス利用が105名くらいになるということで、金額として1人当たり30万円くらいかかるのではないかと。やはり見直しの時期だと前から言っているのですけれども、その点お伺いします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（澁谷康弘君） 村上一議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

今年度、予定をいたしました送迎委託業務、スクールバスの運行委託契約のための経費でございます。

昨年度と比較いたしますと、消費税の増税分を除いてほぼ同額の内容でございます。

スクールバスの運行に関しましては、議員お質しのとおり、平成24年から運行しております。それ以来、児童数は僅かずつ減少を続けているところでございまして、見直しの必要性は確かに迫ってきていると認識をしているところでございます。

しかしながら、昨今の子どもたちをめぐる、いわゆる安全安心の確保をどうするかという部分もございまして。また、スクールバスの運行のための検討委員会の中でも、子どもたちの安全安心という部分が、一番先に委員の皆様からも出てきます。確かに運動不足だとか、肥満解消とか、いろいろな問題はありますが、それよりも先に安全安心の担保が最優先であろうというご意見もございました。

そのような中で、懸案でありました石母田地区についても何とかバスの運行を、現6コースの中から一部石母田地区に入らせていただき運行するという方向のめどが立ちました。今後、児童数がどんどん減少はしていきますけれども、そのような中で、保護者の皆さんの意見、更には防犯関係団体の皆さんの意見なども聞きながら、見直しについては今後とも進めていきたいと思えます。令和2年度に関しましては、従来通りの6コースの中に石母田地区も含んだ形で運行を進めたいと考えたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、11款災害復旧費から14款予備費について質疑ありませんか。133ページから135ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、最後に歳入歳出全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 予算書の96ページ、都市再生計画推進の阿津賀志山防塁歴史公園整備工事として1億3000万円が計上されております。ここは大規模な工事として、大型バスが2台止まれる駐車場、それから、あずまやなども建設されるということで、すばらしい公園になるのではないかと期待しておるわけです。

ところで、その駐車場にトイレが設置されますが、最初の説明では、健常者と障害者のトイレが男子1基、女子1基ということでした。それではとても足りないという議員の声があり、2回目の説明を求めました。そのときには、基本設計に戻って男子が3基、女子が2基、そして、多目的が1基、それから倉庫、これは蓮池のための肥料を入れる倉庫として位置づけられているんです。私が大変不可解なのは、男子のトイレよりも女子のトイレが少ないんです。男子が3基で女子が2基、そして、多目的が1基。他目的に女子が入れば同数ではないかという説明ですが、とんでもない話で、多目的のところに男子が入れば、女子が使えるトイレは2つしかないです。そして、不必要な倉庫が位置づけられています。トイレとして作るものに倉庫があるというのは理解できません。倉庫と女子用のトイレとどっちが必要なのか、それを考えれば、私はそんな倉庫は必要ないと考えます。そして、トイレとして作ったものを、別の目的で使った場合に、目的外使用にならないか。国・県の補助金を使うのに、そういう使い方でいいのかどうか、私はかなり疑問に思っています。一度作った計画は直せないというのではなくて、やはり間違いがあると思ったならば修正するべきです。はっきり言いますが、男子のトイレよりは女子のトイレのほうの数が多く必要だというのが、大方の意見です。私はこの年末年始に多くの人に聞いてみました。女子のトイレのほうを男子よりも多くしてもらいたいという声が圧倒的です。なのに、男子のトイレが3つ、女子のトイレが2つ、多目的が1つ、そして倉庫です。この計画は、私は見直すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

阿津賀志山防塁歴史公園の整備にあたりましては、昨年、策定しております阿津賀志山公園整備基本計画に沿って整備検討を進めてまいりました。その中で、トイレについては、整備基準に基づいて算定した6基を基本計画に掲げておりますので、その最終結論に至るまでは様々な議論がありましたが、最終的に6基ということで議員の皆様にも説明をいたしまして、議員懇談会の際に6基ということでご確認をいただい

た中で、実施設計に盛り込ませていただいております。建物工事につきましては来年度になりますが、そのような計画の中で進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、トイレの中に倉庫がありますが、これにつきましても、今回の公園整備の中で中尊寺蓮池整備も一体的に行うものでございまして、蓮池の管理運営にあたりましては、中尊寺蓮池育成会等との協議をしております。その中で、蓮池管理の道具類や肥料などの保管場所が必要だということで、トイレ・ガイダンス複合施設の中に設備を設けたということでございます。補助の面でどうなのかということでございますが、基本計画に基づき都市再生補助事業の中で、蓮池、トイレ、駐車場、一体となつての整備になりますので、問題ないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。私のほうから申し上げます。

今、課長の答弁がありましたように、前の議員懇談会の中で、議会の方向性はこうしましよと、基本計画にのっとり進めるということで方向性を決めてありますので、その辺はよくご理解をいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 冒頭の町長のご報告がありましたので、新型コロナウイルスの関係で1点だけお聞かせください。

保健福祉課長の答弁で結構です。

実は、町内で藤田病院に新型コロナウイルスに感染した人が収容されているというデマが飛び交っています。私はそれを聞いたときに、それはデマですよということは申し上げておりますが、改正特措法の中で藤田病院がどういう位置づけになっているのか。つまりどのように感染の状況が変わったら、藤田病院の機能を果たすようになるのか。これをお聞かせいただきたい。感染症のベッドが幾つで、あと今申し上げたように、どのような状態になったら、その他のベッドも使うようになるのか、これが1点。

それから、もう一点は、国・県がこれを管理するというのは分かっております。したがって、基本的な収容状況を発表するのは、プレスリリースは多分国、厚生労働省あるいは、ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、もしかすると県、どちらかだと思うんです。国見町が、独断でプレスリリースはできないという認識でいいのか、その2点をお願いします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 佐藤孝議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染症は、感染病法に基づいて2月1日に指定感染症に指定をされました。この指定によりまして、医師による感染者の届出、感染経路等の調査、患者の移送、入院、就業の制限、消毒などが義務づけられることとなります。具体的には疑似感染者、感染者とも、移送や措置入院、強制的にというところが含まれるという意味での措置入院の適用となります。

この措置入院については感染症指定医療機関に限定をされておりまして、全国に410か所、病床数で1,871床となっております。なお、福島県の県北におきましては、県立医大付属病院が2床、日赤福島病院が6床となっております。これらの指定医療機関の病床が満杯となったときに、次のレベルになりますが、協力医療機関に順次受入れ要請が県からなされるということになってございます。この協力医療機関につきましては県北で8病院ありまして、その中に公立藤田総合病院が含まれているというところでございます。現状では指定医療機関の病床が空いているというところでございますので、現時点で公立藤田総合病院に入院している可能性はないと理解をしているところでございます。

それから、公表の関係でございますが、どこの医療機関に入院をしているかというところも含めて、公表につきましては福島県が行うことになろうかと思えます。ただし、入院している医療機関の発表というよりは、感染者が確認をされたという発表を福島県が行う、もしくは中核市が持っております保健所がありますので、保健所管内のところでいうという形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時03分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 歳入歳出全体的な質疑を続けます。質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） まちづくり交流課長にお伺いいたします。

会計予算書49ページ、11目地方創生推進費、12節委託料660万円、主要施策の概要は19ページになります。

所管課は企画情報課ですが、まちづくり交流課の事業ということですので、まちづくり交流課長にお伺いいたします。この660万円の明細、ブランディング121万円についてお伺いしたいと思います。

平成31年第1回定例会においても、まちづくり交流課長に質問させていただいておりますが、その際、そのときの事業費予算920万円のうち、250万円がブランディングプロモーションアドバイザー事業でした。

この業者は、道の駅開業準備の段階からの業者だと思います。今までの事業費をトータルしますと相当な額になると思いますが、具体的な業務内容と成果についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

2 款総務費の地方創生推進費の委託料 6 6 0 万円のうち、ブランディング事業 1 2 1 万円の内容についてということでございますが、これにつきましては、国見ブランドの創造ということで、町のイメージづくりのために、国見らしい道の駅を統一感のあるイメージやデザインで作り上げるために、ブランディングの専門家に様々なアドバイスや提案をいただく事業でございます。

また、道の駅のみならず、町が各種パンフレットや案内サイン、さらに歴史公園などにも統一感のあるデザインをしてもらうものでございます。

今年度におきましては、道の駅のファストフードコーナーの模様替え、あるいはくにみ市場のレイアウト変更、さらにレジの案内サインの設置などにアドバイスがありました。

特に、くにみ市場のレイアウトにつきましては、以前は通路が狭く、陳列棚が高くて圧迫感があるというようなご意見もございましたが、陳列棚、平台のほうに変更しまして見通しが良くなり、広さが感じられるようになったと声もあると聞いておりますので、効果があったものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3 番（松浦和子君） 今、フードコート、それから直売市場のほうをリフォームしたという答弁をいただきました。あと、いろいろとチラシのデザインなどお話を伺いました。

平成 3 1 年第 1 回定例会での答弁の一部に、女性の目線や消費者目線で様々なアドバイスや提案をいただく事業という答弁がございました。この 1 年で魅力ある道の駅の国見あつかしの郷になっているとお考えでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

この委託業者につきましては、開業当時からこの道の駅の建設の基本コンセプトによりまして、この道の駅のイメージ、統一感を維持するために同じ業者、専門家のアドバイスを受けているところでございます。

様々なご意見があるかと思いますが、道の駅の来場者や売上げが今年度におきましても昨年並みに確保できているということで、こうしたブランディングの成果がまた行ってみたいというリピーターにつながっているものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3 番（松浦和子君） 来場者も多いということですが、これだけの交通の便が良く、4 号線が走っておりまして 1 日 2 万台の交通量があるというお話を伺ってまいりました。

南は安達まで道の駅はありません。北は大崎市の道の駅までありません。ちょうどその真ん中に位置している道の駅ですから、ましてや交通の便もいい、これは入場者

数は入って当たり前だと思っております。

企業は結果を出して幾らの世界です。単純に考えて僅かオープン2年やそこいらでリフォームをしなければならぬような仕事をしているのかなと思うわけです。貴重な町の財源を投入しており、慈善事業ではないわけですから町民の皆さんにももちろん認めていただけるような、そんな道の駅、そして利用者に地域性を感じていただけるような道の駅にしていかなければならないと思います。

大変申し訳ありませんが、女性目線を感じたことは一度もありませんし、川内野菜とか地域のそういった特産物、川内野菜は本当においしいです。その野菜を探すのが大変です。でも、見つかって求めて料理すれば本当においしいです。どうしてそういう国見町の地域の農産物を表に出していただけないのかなと、とても残念に思っております。

それで、ずっと長いお付き合いがあるんだと思いますけれども、今後の対応どうされるのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

様々なご意見いただいておりますが、このブランディングの事業ですが、委託についてはアドバイスという部分でございます。皆さんの声も参考に、最終的には会社が判断して実行することになります。より良い道の駅になるように引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） ページ数、84ページになります。

大枝排水機場ポンプの関連で質問したいと思います。

今回、昨年より541万9000円予算として増えておりますけれども、この内容を見ますと、電気工作物、それから電池交換とかといった細かい部分の数字が手許に資料としてありますけれども、それによりますと、これは台風19号によって壊れたための修理になるのでしょうか。この増額の部分はどうなるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

大枝排水機場の機器設置ということで、84ページに625万円計上しておりますが、これにつきましては、排水機場の設備であります直流電源盤の蓄電池の交換ということで計上をさせていただいております。

これにつきましては、昨年の台風19号の影響ということではなく、経年劣化的な部分での蓄電池の交換ということで計上しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 昨年の台風19号ですけれども、通常にはない大雨が降ったとい

うことで、この排水機場のポンプを動かすのが難しいほど、阿武隈川の水位が上がったということで回さなかったという話も承っているのですが、このあたりはどうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

昨年の台風時につきましては、4台ポンプありますが全て稼働したということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） あそこの排水機場なんですけれども、かなり水位が上がると排水が難しいような構造になっていたのではないかなと記憶しているんですけども、そういうことはないのでしょ。うか。ぎりぎりまで阿武隈川が水位が上がったとしても排水はできるということなんですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

阿武隈川の水位が上がってあふれるなんていうことでは困りますが、そうでなければ排水についてはポンプでできる構造になっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 主要の施策の概要ということで、13ページになります。担当は企画情報課になります。

この中で、東京国見会143万2000円という予算が計上されておりますけれども、この東京国見会に対しては、さきに佐藤孝議員が質問したと思うんですけども、既にある程度の成果が出てきていると、むしろ今度は仙台方面を重視してやっていくということでしたけれども、今回また東京国見会が復活したと。仮称でありますけれども、東京ふるさと国見会ということになりますけれども、この内容についても一度お話してください。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

東京国見会につきましては、本年度については実施をしなかったということがございます。

以前に佐藤孝議員からご質問があったものを受けて、中身を今までのようなスタイルではなくて本来の出身者を中心とした、さらにはそれを応援する方々を中心とした会に変えようということで、令和2年度においては、参加を募って組織化を含めて進めてまいりたいということでございます。

過去につきましては、風評対策事業やあるいはプロモーション事業といったものを地方創生の一環を含めながら事業を実施してまいりました。令和2年度でその復興期

間も終わる、令和3年度からの新しいステージに向けてコアとなる国見出身者を中心にして、そこに応援する方々、今までいろんなツアーでいらっしやった方々とか、または企業、企業版ふるさと納税を目指すような形を含めた企業の方々とか、そういったものを含めてきちんとした組織化を図っていくということで、今回事業を検討してまいりたいと考えているところであります。

ふくしま国見Dayにつきましては、昨年初めて実施しましたがけれども、これはまた別途、国見町に対する来客といいますか、客を呼ぶための手段の一つということで、これはまた地方創生のほうで別に実施をしていくことになりますけれども、東京国見会につきましても、組織化を図ってきちんとしたコアメンバーで立ち上げるということでご利用を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、出身者、あるいはいろんな方々等、今までと同じ人たちではなく、本当に国見町を応援している方を中心として、組織化するというところで役場が中心となって組織を設立するというところで考えてよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

スタイルはいろいろあろうと思います。全国1,700何がしの市町村ございますし、それぞれでいろんな形での運営がなされていると思います。

ただ、事務局の在り方につきましては、なかなか東京在住の方にお任せできるものかということもございますので、事務局としては、当然、担当である企画情報課が担って、町の部局の人間もその国見会に関わるような形、そこに会長や副会長とか、まだ仮称でございますが事務局長とか、いろんな形の方が参画をしていただいて、あとスタイルとして今後どうしていくか、町の会費をどうするかとか、補助金を出すのかとか、そういったものはまだ全然詰めておりませんので、これは東京周辺に住んでいらっしゃる国見出身の方々を中心にご議論をし、その規約を定めた上で、来年度行われるであろうその会にはかって規約を定めて、今後の活動の在り方についてもご検討していただければなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、企画情報課長が言われた話を聞きまして、大変良かったなと思っております。

こちら一つの例ですけれども、これから企画をする上でいろんな人を集めていただく方は、やはり国見を好きだと、国見のために何か応援したいという方を、いずれは国見ふるさと納税に関わってもらいたいということの礎というか、土台づくりだと思っております。

そのためには、本当に国見を好きな方にはおもてなし、つまりサービスをするとか、そういうものではなく、国見に来たい人は会費を取ってもいいのではないかなと思っ

ております。

そして、やはり私ども議員もそこに行くんだったら、議員も当然、会費払うべきだし、国見の良さをその方々と一緒に話して接するべきだと思っております。

そうすることによって、国見の良さを出身の方にもう一度気持ち良く、ああ、国見ってこういう町なんだ、こういう町に育っているんだという気持ちを育ててもらって、そこにふるさと納税がついてくるのだと思っておりますので、その企画の内容につきましても、今のように会費を取ってもいいから交ざっていただける、そういうしっかりしたものを作ったほうが良いと思っておりますけれども、その点について改めてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおりだと思います。会費を払ってでも参加していただける方というのは心のある方だと思っておりますから、国見出身者に限らず、先ほど申し上げましたが、企業なんかは、ある例を申しますと前回の議会で申し上げましたニセコ町あたりも、企業については会費を1口1万円ぐらいは取っている、それがいいかどうかも含めてですが、国見に対してご協力いただける方は、地方創生と絡めてシナジー効果が生まれるような、新たな取組にしていきたいと思いますと考えておりますので、議員にもその際にはぜひ絶大なご協力をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 教育次長にお尋ねします。

先ほどの佐藤定男議員の質問と重複しますが、別な面から質問をします。

今定例会に提案されました予算書を見ますと、新規事業が先ほど質問あった滑川用地の測量、それからため池ハザードマップの作成事業、そして防災行政無線デジタル化工事、そのほか2つが幼稚園の新事業の20万円、それから小中学校の入学支援事業のこの5つなんです。

大体、継続事業でいいんですけども、今回の小学校の入学支援事業、予算書の112ページから116ページにあります。

たまたま議会前に、新聞で桑折町が新入生児童に制服の贈呈支給を行っているという記事が写真入りで出ておりました。

先ほどの佐藤定男議員の質問に、次長はこの報償費の記念品が入学支度金と書いてないので、新規事業の中に含まれるとは分からないんですけども、説明聞いて分かりました。予算書概要にも出ているんですけども、報償費には、この支度金、支援事業の金が含まれているとのことでした。

たまたま桑折町でやったんで、国見町もこれではやっぱり制服代としてやんなきゃなんないという発想でやったのか、それとも保護者から桑折町でやっているんだよと、だから国見町も何らかのがほしいんだという要望があってやったのか、それともトッ

プダウンで町長からほかの町でもやっているから国見町でやったらどうだという、その発想というか、出てきた背景をお願いしたいと思う。

というのは、私は大賛成です。去年から言っているんですけども、ただ去年は町当局ではちょっと考えてないという話だったんで黙っていたんですけども、この町村合併しないで小さい町、あるいは村、そのものでやっている、いろんなことが次から次と住民サイドで出てくる事業が多くなっております。

例えば、福島市、伊達市など、大きくなれば無理なことができる。給食費を無料化するという動きも出てきております。

特に、今日、県内の10町村で告示になる、議員の選挙があるところとか、町村長の選挙あるときは公約しますけれども、細かいいろんな政策が出てきます。

よって、今回たまたまこの予算書ができた後に新型コロナウイルスの問題があって、父兄の負担が大変なときに、フィットした新規事業になったのかなと思うんですけども、その背景について説明を願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（澁谷康弘君） 八島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回のこの小中学校のいわゆる新入学支援事業として準備をさせていただきました小学校入学児童1人当たり2万円、あと中学校の新入学の生徒3万円というような内容でございます。

もともと町として、教育委員会として、子どもたちの子育て支援って何なんでしょうかとこのところが以前からございました。もちろんその時々で、例えばさきほど八島議員がおっしゃったように、学校給食費の補助の部分ですとか、もちろんいろんな形の支援があると思います。

その中で、国見でできる国見型の子育て支援というのは何でしょうかというところで、いろいろ検討した中の一つとして実現できそうだとこの入学のタイミングでお祝いをするということで、子育て支援になるような形のものをご検討したところでございます。

これだけではなくて、国見町は陰に隠れたところで子育て支援は進めてきているところです。来年度は、ちょうどお金のかかる段階、幼児教育課でもありました幼稚園に入るときのタイミング、それから小学校に入るタイミング、中学校に入るタイミングの支援の充実を図ったものです。

それ以外にも、例えば英語、一般質問でもありました新学習指導要領が始まるということで、国見はそれに先駆けて新しい学習指導要領に合わせた授業はもうやっているとありますが、そこに対する英語の特別講師の配置や、英検の補助、来年度はそこに数学の検定も含む形で子どもたちが学びたいところに行けるだけ支援をしていく、それも子育て支援の一つだろうと思っております。

そういったところの中のなかなか目に見えなかった部分ですけども、ちょうど小学校に上がるタイミング、中学校に上がるタイミングで、お祝いという形で子育て支援をしていこうというのが今回の主な背景でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） あさってに、新型コロナウイルスに対する政府の具体的な第2弾の政策が打ち出されるという報道がされております。

直接父兄にも負担がかかっているところは国で助成金を出したほうがいいんじゃないかという声もありますので、ぜひとも良いタイミングだったんで喜ばれると思います。

次の質問に移ります。いいですか。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） それでは、予算書の138ページ、今年予算書と去年の予算書を比べてみますと大きく変わっている点がございます。

国見町のこの予算書の説明書はすばらしい、分かりやすく款項目節まで出ておまして、適用まで出てきますので大変助かるんですが、今年の人件費を含む職員の管理が変わりまして、今年予算書は、節、最後の節のこの第1節の報酬、第2節の給料で分かれておりますけれども、本年度の一般職の数、総数では219名、前年度108名、この差は会計年度任用職員がここに入ってきたということだと思います。

ところが、定数条例を見ますと、定数は121名と決められております。これは今から10年前に制定されてずっと来ています。いわゆるこの条例の中にある職員というのが前年度108名で、本年度219名、その差額の111名は今までの臨時職員並びに嘱託職員という形だったのかどうか、その辺について、職員のトップである副町長に質問したいと思います、それで間違いないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

138ページの、給与費明細書の職員数でございましてけれども、本年度219名、前年度108名となっておりますけれども、議員お質しのとおり、この差の部分につきましては会計年度任用職員でございまして、139ページのイの部分に書いてある会計年度任用職員でございまして。

そして、138ページのアの部分に本年度107名と記載してございましてけれども、この人数につきましては、今年1月1日現在の任期付職員を含めました職員数の数でございまして。

それで、1月1日の職員数につきましては、118名でございましてけれども、その差11名につきましては、これから審議をしていただきます特別会計のほうに振り分けをしておるわけでありまして、それらのトータルで118名、この一般会計では107名ということでございます。

それから、これは予算の説明資料でございまして、そんなことでの作り込みでございまして。

なお、職員の定数につきましては、現在、条例定数121名となっているところでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 今年予算書で見ますと確かにそういうふうになっていて、ただ、この会計年度任用職員の改正案が出てきまして、国見町も9月議会で決まりまして、今年からこうなったんですけれども、この条例に載っている職員の定数は変わらず121名で、これ10年前の条例からずっと来ています。

私が言いたいのは、その定数はそのままにして、職員は少なくして、この会計年度任用職員をどこまでも多くしていくという人事管理は、果たして役場の職員の働き方改革につながるのかどうか疑問に思うんです。

そこで、副町長にお尋ねしますけれども、この会計年度任用職員の定数や、募集の範囲はあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 基本的な考え方といたしまして、現在、行政需要が非常に多くなっている、さらには、高度化しているという状況を踏まえましたときに、やはり正職員で対応していくことが本来は求められているんだろうと思います。

そういうことから考えますと、条例定数121名でいいのかとか、そういう議論もございますけれども、職員を一遍に採用することも難しいという状況もございますので、この予算書の資料にありますように、来年度については112名の会計年度任用職員を採用して対応してまいりたいということでございます。

それから、質問のありましたこの会計年度任用職員の人数でございましてけれども、特に何名以内といったような制約はございません。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 3回目ですからこれで終わりますけれども、例えば139ページの会計年度任用職員の人数、本年度112名、報酬1億8800万円、職員の手当等出ています。

ところが、その下のこのいろんな手当は職員と違ってつきません。だから人件費を低く抑えるには会計年度任用職員のほうに重きを置いていけばいいんですけれども、働き方の改革の中でもいろいろ問題になっています。職員の仕事の仕方なり、あるいは健康面から果たしていいのかなと思っております。

それで、最後に、やはり中心は職員なんだと思います。私は役場の職員は行政のプロだと思っています。だから、役場で定年退職したから手伝ってもらったら大歓迎ですけれども、やはりできるだけ役場の職員を中心に進めるような方向でいかないと将来大変でないかなと思うんですけれども、最後に町長に伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） では、最後に私からご答弁させていただきたいと思います。

ご案内のように、来年度から制度が法律改正になって変わっていくと、いわゆる会計年度任用職員の制度が導入されるという形になったわけでございます。

ここまではいわゆる正式な職員、プラス嘱託、それから臨時職員の方等で約230名近くでやってきたと、正式な職員は120名弱でやってまいりまして、来年度から今度は会計年度任用職員ということで、今まで手当がほとんどなかったということをございまして、今度は働き方改革の一環として、会計年度任用職員の制度が来年度からスタートするという形になっておるところでございます。

したがいまして、ベースとしては私も今、八島議員お質しのとおおり、やっぱり職員が何年間もずっと勤める、つまり40年近く勤めていくと、ノウハウを持ってずっとやっていくということ、それが私もやはりベースだろうとは思っております。

ただし、経費的な問題とか、いろいろと世の中の情勢とか、あとは機動的に対応するとか、ある一時期に人が急にほしいとなるとか、いろいろあるんですね。ですから、そういったときには、こういった会計年度任用職員のノウハウ、あるいはその配置等によってやっていくことも、当然、町としての選択肢としてはあるのではないかなと思っております。

ただ、ベースはやっぱり八島議員おっしゃるように、正式な職員がその流れの中で負っていくということが一番よろしいのではないかなと思います。ただ、先ほど申しました財政的な問題とか、あるいは急にいろいろと仕事が出てきてどうするんだとか、そういったときにはそういった方々がいなくなかなか、今度は業務が進まない、町の行政が進まないという形になりますんで、そんなことも含めて総合的に判断をしながら、いわゆる正式な職員、それから会計年度任用職員を相互にうまくリンクし均衡を図りながら、先につなげて行政の財源も見ながら対応していくということが私はベストなのかなと考えておりますので、そんなところを十分頭に入れながら、また今、八島議員からお話あったことも頭に入れながら、今後、行政運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 企画情報課長にお伺いいたします。

会計予算書47ページ、8目企画費、18節負担金補助及び交付金のまちづくり推進協議会事業1080万円についてお伺いいたします。

1080万円のうち、400万円はビッグツリー・イルミネーション事業の補助金とのことですが、残りの680万円の明細についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

ビッグツリー・イルミネーションにつきましては、昨年度までは別でしたけれども、本年度イルミネーションと合体をしたということで、予算額としては増えているということをご理解をいただきたいと思っております。

そのほかの部分ということでございますが、例年行っております商工会青年部中心に行っております夏祭りに、昨年度は50万円、義経まつり実行委員会に対し、昨年

度枠の550万円、あとはふるさとCM大賞につきましては20万円、あとは小坂まちづくりの会、大木戸歴史むらづくりの会に20万円ずつと、あとは直接、直営の事業ですが、フォトコンテストに20万円ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 主要施策の概要の13ページの12節委託料の985万2000円の中に、義経まつりの芸能人招致370万円、武者行列370万円とありますけれども、この予算とは全く関係ない別な目的で使われる500万円なんではないでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 議員お見込みのとおりでございます。

芸能人招致と武者行列につきましては、県のみらいを描く助成金、この助成金を充当するというので、直営事業としての経費で別途委託用に計上しております。

そのほかの部分の運営につきましては、まちづくり推進協議会を通じて義経まつり実行委員会へ補助金として支出をして実行していただく予算ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 教育長もしくは学校教育課長になるかと思います。予算書については、31ページと131ページになります。学校給食費の問題です。

今回、学校給食費、保護者負担分を値上げするというので説明を受けたわけなんですけれども、これらの値上げした分は、一体幾らぐらいになるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（澁谷康弘君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

歳入の事業収入の中の給食事業収入のところでもまず申し上げたいと思います。

今回、歳入で見ているのが、給食事業収入現年分としまして3829万7000円でございます。

金額の比較ということでよろしかったかと思いますが、約430万円ほどの収入増ということとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） これは幼稚園で29円、それから小学校で34円、そして中学校で42円のそれぞれ値上げということになりますけれども、この負担分が430万円になるということなんではないでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（澁谷康弘君） 浅野議員おっしゃるとおりでございます。新たにこの分の負担が増えるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 430万円、そして今回新たに始めました事業として、先ほど八島議員がおっしゃいましたけれども、入学時の支援事業というものが幼稚園、小学校、中学校含めて総予算で330万円ということで新たな出費となっております。

そして、答弁の中で、子育て支援をしているということも答弁の中でありましたけれども、そういう子育て支援をしている中で、今回の値上げはなぜ起こったんでしょうか。

これは本当に保護者にまた負担をかけることになって、子育て支援とは逆行する政策ではないかと私、思うんですけれども、この点ではいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

今回の給食費の値上げにつきましては、平成26年度に消費税が増税になったときに見直されてから、それ以来の値上げとなるものでございます。

既に、この間、いわゆる物価上昇分については吸収し切れなくなりまして、本来もっと早い段階で値上げすべきだったと我々としては考えております。

そのような中ではありましたが、平成30年度に保護者の皆さんにアンケートを実施をさせていただきました。その中では、給食に対する皆さんの思いですとか、今後どのようにしていったらいいかというところも含めてお聞きをしたところでございます。

原材料とか、いわゆる牛乳など、非常に上がってきている中で、子どもたちにおいしくて安全なものを食べさせたいという保護者の思いは非常に大きく表れております。

当然、毎月支払っていただくものでございますので、安いにこしたことは多分ないと思います。しかしながら、それ以上に給食、食育という側面も持っております。

そのような中で、本物の味を、ごまかしたものではない本物の味を子どもたちには味わわせたいんだという保護者の思いが非常に大きかったということで、平成31年度、令和元年度給食センター運営委員会の中で何度か協議をさせていただきまして、ほぼアンケートと同じような委員の皆様のご意見をいただけたということで、今回、値上げをするものとなったところでございます。

子育て支援と非常に逆行しているのではないかとこの部分はございます。しかしながら、食といいますのは、作った方に感謝をしたり、それから自分の食べた物が自分の体にどういうふうに分かるといって自分の身になっていくのかという、そういう食育の部分も非常に大きいものと思っております。

そういったところについては学んでいただく、あと、確かに逆行する部分あるかもしれないけれども、節目節目で非常にお金のかかってくる入学の時期に子育て支援として何らかのそのお手伝いをしていけるというのが、今取れる一番いい形だろうという判断で、このような形にさせていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これで本案の質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

10番(浅野富男君) 議案第20号についての討論を行います。

一般会計予算についてでありますけれども、この予算の中には、幼稚園、小学校、そして中学校の給食費について値上げの部分があります。

今の教育については、教科書を含めまして、無償の教育に少しずつ近づいているものと考えております。本町でも子育て支援に取り組んでいる中で、このような値上げをするということは、その姿勢が問われるのではないかと感じております。

また、県内の小中学校の給食費については、約半数の自治体が一部または全額の補助を行っている状況にあります。

また、消費税率が引き上げられ、景気は下向きの中で、保護者の新たな負担を求めることは、本当の意味で子育て支援に取り組んでいるのかが問われると感じております。

よりまして、今回の一般会計予算については、この部分について反対を表明するものであります。

以上です。

議長(東海林一樹君) ほかに討論ございませんか。

佐藤定男君。

6番(佐藤定男君) 私は一般会計予算に賛成の立場から意見を申し上げます。

ただいま浅野議員のほうから、給食費の値上げの部分についてということで反対討論がありましたけれども、この件につきましては、先ほど学校教育課長からご説明がありました。

理由としては、前回の消費税アップに対して、そのときの値上げからずっと据置きで来ていると、その間、物価も上がっております。いろんな経費が上がってきている状況の中で、この点についてどうするかということになりますが、値上げについてはPTAや関係者の方々、アンケートなりご意見を伺った上で、その中では値上げも食育の観点からもやむを得ないという状況になっているというご説明を聞いております。

私はまさにその説明に納得いたしますので、この値上げについてはやむを得ない。まして、この予算について賛成することといたします。

以上です。

議長(東海林一樹君) そのほか討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第21号 令和2年度国見町大木戸財産区特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第2、議案第21号「令和2年度国見町大木戸財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長(蓬田英右君) 予算書のページ数、149ページをお開きいただきたいと
思います。

議案第21号、令和2年度国見町大木戸財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第22号 令和2年度国見町入山財産区特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第3、議案第22号「令和2年度国見町入山財産区特別会計
予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長(蓬田英右君) それでは、予算書の157ページをお開きいただきたいと
思います。

議案第22号、令和2年度国見町入山財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時10分まで休議いたします。

（午後2時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時10分）

◇ ◇ ◇

◇議案第23号 令和2年度国見町公共下水道事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第23号「令和2年度国見町公共下水道事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第23号、令和2年度国見町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第24号 令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第24号「令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第24号、令和2年度国見町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第25号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第25号「令和2年度国見町国民健康保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第25号、令和2年度国見町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 一般会計の町税収入については、納税者数が減っているということで、収入はもちろん減ると。課長答弁では、1人当たりの額も若干減った積算になっております。

一方、国保特会は、加入者数が106名減少しているにも関わらず、国保税収入が増えていると。この背景ですが、一般的に考えられるのは、医療費の伸びを大きく積算をしたので、それに伴う国保税が増えるということなんだろうが、概要の中の比較表を見ても医療費については逆に減っている積算になっています。

では、ほかの原因はとなると、税率を高め設定したのかということがあります。

もう一つは、制度が変わったということで、国見町の医療費の動向、その他の保健事業とか考えないで医療費だけ考えれば、医療費の動向に関わらず県がプールしてある県全体で計算した中で国見町はこれだけ払ってくださいと、そのような積算で今回伸びているのか、その背景をお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 佐藤孝議員のご質問にお答えをいたします。

平成30年4月からの国保制度改革によりまして、福島県が財政運営の主体となったことは先ほどご説明をしたとおりでございます。

必要な歳入につきましては、県が各市町村からの国保事業納付金を決定して、各市町村はこの納付金の歳出に充てるため国保税を賦課徴収するということになってございます。

一方で、各市町村の療養給付費のいわゆる医療費につきましては、給付に必要な全額を福島県が普通交付金として支払うということになってございます。

ご質問の令和2年度の国保特会中の国保税の収入が前年度を上回っているというところの理由についてでございますが、議員お質しのとおり、被保険者数は減少してございますが、昨年12月に県から示されました国保事業納付金の仮算定額が、令和元年と比較しましてあまり変わらないという状況になってございます。これが一番大きな要因であると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 答弁を丸のみすれば、医療費の動向を見極めて歳出を決めていくということではなくて、あくまで県全体の医療費あるいは保健事業等も含めた数字で最終的に決まっていくということになるかと思えます。

だとすると、国見町の医療費が仮に予想どおり少なく済んだ場合でも、他市町村の動向によっては県に納めるお金が増えると、したがって税金も増えると。

逆に、国見町での医療費が前年より多くなったと、インフルエンザが増えたとか、病気になった人が多いとかで、その場合は逆に県の医療費の動向によって町の負担分が下がるということも理論上あり得るという理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

国保制度の改革前は、前段、佐藤議員ご指摘のとおり、医療費の推計から保険税を算定するというところでございました。

おおむね医療費が増えれば保険税も増えるという構図でございました。著しい医療費の増加に対しては、基金を取り崩すとか、あるいは一般会計からの繰入れ、そのようなことが逆に課題とされてございました。

国保制度改革によりまして、福島県というより大きな器で著しい医療費等の増加に対応することが可能となりましたので、各市町村の負担の平準化が図られるようになったと理解をしております。

ただ、この制度は、県内59市町村の助け合いの制度と見ることもできますので、国見町の医療費が減少したとしても、県全体の医療費が増える等の場合については、納付金が増加し、結果として保険税が増えることは理論上あり得るものと理解をしてございますし、その逆もまたあり得ると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 基金の活用として、国保の基金が今、5900万円、この活用が当然、政策減税としての財源だという理解をしております。

新年度予算であるように、医療費が減る予測をしているにも関わらず、仮算定で国保税収入は高く見るしかない。そうすると、国見町の動向に関わらず税金が増えると、予算上そうなりますから、自分たちの責任で税金が減るということはないわけです。税、収納率がどうか、そういうの全く抜きにしてですよ。

そうすると、今現在、この予算を上程している基本的な考え方からすると、政策減税の実施する根拠を十分満たしているわけです。したがって、このまま数字が動くかどうか分かりませんが、6月議会での国保税の最終的な決定のときには、現年度水準を維持するための政策減税はあり得るという理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、今回の提案をしてございます国保特会の部分につきましては、決まっている数字が何一つありません。その中で、積算の想定をしてお出しをしているということなので、具体的に精査をした部分については、6月になるということだけのご理解をいただきたいと思っております。

まずは、さきの答弁で述べましたように、59市町村の負担の平準化、これが今回の制度改革の目的でありまして、県内全市町村で助け合うという制度でもございます。

しかし、現状では、各市町村によって医療費の水準に差があること、また、所得の水準にも差がありますことから、現在、一定の保険税水準の枠に収まる時期までは、それぞれの格差を是正する方法が取られているところでございます。

町では、将来の一定の保険税水準の枠に収まるレベルを想定しながら、単年度単年度の急な保険税の上昇などにつながらないように、財政調整基金を活用していくべきものと考えてございます。

なお、令和2年度の保険税率算定に向けましては、様々な数値がこれから見えてきますので、しっかりと精査をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第26号 令和2年度国見町介護保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第26号「令和2年度国見町介護保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第26号、令和2年度国見町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第27号 令和2年度国見町土地開発事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第27号「令和2年度国見町土地開発事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 議案第27号、令和2年度国見町土地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第28号 令和2年度国見町渇水対策施設特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第28号「令和2年度国見町渇水対策施設特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第28号、令和2年度国見町渇水対策施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第29号 令和2年度国見町水道事業会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第29号「令和2年度国見町水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第29号、令和2年度国見町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 上下水道課長にお尋ねいたします。

今回、この予算の中の補助事業として、2410万円ということで、その4分の1が国庫補助金で、あと自己資金であるということになりまして、重要供給施設への布設工事を行うということですが、まず、この重要供給施設というのはどこなのか、その辺をお知らせください。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

重要給水施設の場所でございますが、地域防災計画によります災害など、緊急時における重要な拠点となります病院や学校、集会所などの給水優先度の高い施設であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 病院、学校だと思うんですけれども、この事業は、病院、学校の供給管は老朽化しているという仮定の下で始まったんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 老朽管でもありまして、さらに過去に漏水が多く発生している配水管であります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、先ほどの病院、学校及び重要施設に供給するという事なんですけれども、この事業は本年度、2410万円で全ての施設にやれる金額か、それとも、計画的に何年間かかる事業なんでしょうか。その点お尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

この事業につきましては、今年度から始まる事業でありまして、計画的に更新していくということでもあります。

今年度につきましては、2か所を予定しておりまして、1か所目につきましては、山崎堂ノ前地内で小学校に通じる配水管、2つ目につきましては、森山上野台地内、これは中学校に通じる配水管の工事を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「違う質問になります」の声あり）

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） もう一つ、違う質問ということでお願いいたします。

主要の施策にもありますように、水道施設整備事業ということで、町の単独事業になっております。そして、その単独事業なんですけれども、本年度は約2000万円

ほど下がっております。

というのは、水道というものは、先ほども課長が言いましたように、安心して良質な水道を安定供給するということは、漏水管があったとしてもそれを投げておくような、相反することになるのではないかと。

つまり、工事費は減らして、水道を良くしましょうというのはおかしいのではないのか。良質な水道を増やして、なおかつ漏水管を減らすことによって、最終的には水道料金を下げることが必要だと思うので、なぜ2000万円工事費が下がっているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

2090万円ほど減ということですが、単独事業といたしまして、主に老朽管の布設替えを目的に予算を計上しているところでございますが、今年度につきましては、国道4号の拡幅工事並びに県道の改良工事に伴います布設替え工事がありました。

老朽管布設替え以外の工事が多かったことから、令和2年度におきましては、このように減額となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、今、課長が言いましたように、この布設のほうを一般町民に対する布設工事は変わりなく、来年度もやっていけるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 漏水工事、老朽管の工事につきましては、次年度以降も計画的に実施していきたいと思っております。

答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 水道水の安定供給、今、渡辺議員も話されておりましたが、まずは水質の維持と、経営の安定が最も大事でありますから、その一番のネックになっているのが漏水ということになります。

令和元年度の直近の有収率、補正予算で課長答弁をいたしました、77%という数字だと記憶しています。つまり23%が無駄に捨てられてしまっているという計算で、令和2年度の予定給水量からすると約20万立米になると思います。

額とすれば、どの程度の金額が無駄に流されようとしているのか、教えてください。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

23%分の損失額ということでございます。水企業団から受水費としまして、1トン当たり38円で購入をしております。そうしますと、概算でございますが990万円ほど

の損失となる見込みです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 約1000万円ということになります。

それで、何回も同じような質問しているわけでありませけれども、漏水の発見、当然、役所でいろいろ自ら発見するという仕事も行っておりますが、何よりも町民の方々に漏水発見の協力を呼びかける広報活動をしていると思います。

ただ、これだけでは、この間の有収率の推移を見ても限界があると、したがって、新しい漏水発見として今、考えている事業、あるいは手法というものがあればお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

令和2年度におきまして、新たな取組といたしまして、配水メーター10か所の設置を予定しているところでございます。

現在、配水ブロックごとに配水メーターを設置しまして、配水量を監視しております。さらに、漏水が多い区域をエリア分けをしまして、そこにその配水メーターを設置しまして、エリアを絞り込みまして、漏水の状況をより詳細に把握しまして、漏水発見に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 有収率を高めるために最も効果的なのは、配水管の布設替えをすれば一番いいわけですが、これは経費の問題とかあるいは時間的な問題等があって、そう簡単にできるものではないと。

ただ、しっかりとした将来計画を作ってやらないと、なかなかこれも着手できるものではないということは分かっております。

したがって、当面強化すべきは、今、課長の答弁にもあったように、現実的対応として新しい配水メーター10か所、ブロックごとにつけるということも一つの手だろうと思っております。

いずれにしても、全国の有収率の平均が約90%、福島県、私は分かりませけれども、全国平均90%です。国見町とここ数年の有収率を比較すると大体十二、三%の開きずっとあります。

この差を埋めるには、やはり3年とか5か年計画の有収率アップ作戦といいますか、そういう計画を作って、今、課長おっしゃったような具体的な施策事業を、各年度各年度差し込んでいくということが大事だと思うんですが、年次別の有収率を上げる計画の策定について、お考えあるかどうかだけお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

漏水の個別具体策ということかと思いますが、現在、12月の補正で承認いただきましたアセットマネジメント資産管理に取り組みまして、財政的な裏づけのある中長期的な観点からの老朽管及び水道施設の更新計画を策定しているところでございます。

さらに、個別具体の対策ということでございますが、議員ご指摘の点を踏まえまして、目標を設定するなど、毎年の調査内容を見直しまして、漏水防止対策計画の策定などを検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 3時30分まで休議いたします。

（午後3時20分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後3時30分）

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第7号、陳情第8号）

議長（東海林一樹君） 日程第11、「常任委員長報告」を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第7号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情1件の審査の報告をいたします。

本委員会は、去る3月3日、午前11時より委員会室において、委員会委員全員の出席の下で開催いたしました。この会議には、菊地保健福祉課長、職務として松浦議会事務局長が出席しております。

陳情第7号の審査の結果を報告いたします。

陳情第7号は、「看護師と介護従事者の特定最低賃金新設を求める陳情」でございます。

陳情の趣旨は、高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されております。看護師や介護従事者の慢性疲労や健康不安、体力の限界など、様々な問題を抱えている過酷な勤務実態が浮き彫りになっております。さらに、低賃金・過重労働が人員不足を深刻化させております。

以上のことから、厳しい労働環境の改善や処遇の改善、賃金の地域格差解消を求め、国に対する意見書の提出を求めるという内容です。

本委員会は、本陳情について全会一致で採択といたしました。

以上、報告といたします。よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、産業建設常任委員会に付託されました陳情第8号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。

5番村上 一君。

5番（村上 一君） 今定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託された陳情第8号の審査結果についてご報告いたします。

産業建設常任委員会は、3月3日、午前11時より役場中会議室において開催し、会議には、委員5名と説明のため武田まちづくり交流課長、職務のために佐々木事務局員が出席しております。

陳情第8号であります。本件は「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」であります。

陳情の趣旨は、平成28年6月に毎年率3%程度をめどとした引上げ、全国加重平均1,000円を目指すとの閣議決定をいたしました。

最低賃金の引上げは、全労働者の4割を対象としている非正規労働者の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレから脱却を図り、持続可能な経済好循環を結びつけるには最低賃金の大幅の引上げが必要不可欠であります。

また、前年実施された消費税の引上げが非正規労働者に与える影響を考えた場合、

最低賃金の持つセーフティーネット機能を維持するためにも、物価上昇と消費税の引上げ等を考慮した最低賃金の引上げが必要となります。

福島県の復興を促進させる上でも一定水準の賃金を確保することは、県内労働者の確保、人口流出抑制防止を見据えた金額とすることが非常に重要なことから賛成すべきとの結論となり、全会一致で採択すべきと決しました。

よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午後3時38分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後3時40分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、6件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この6件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第30号「工事請負契約について」は、阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園造成工事につきまして、3月10日に入札会を開催し、契約予定相手方が決定いたしましたことから、この予定価格が5000万円以上となりますことから、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、同意第1号でございす。

「国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」につきましては、現在の管理委員が令和2年3月20日をもって任期満了となりますことから、高橋喜代志君ほか6名を適任と認め、選任したいため、議会の同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご同意等を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。



◇議案第30号 工事請負契約について

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第30号「工事請負契約について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 議案第30号、工事請負契約についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） まちづくり交流課長にお伺いいたします。

9570万円は税込みの金額だと思いますが、町内には建設工事の業者がおられません。それで、単独受注になっているようですけれども、企業体を組むということは考えられなかったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

指名業者についてですが、特定建設業の許可を受けている町内業者4社を指名いたしまして、1社が落札したところです。この特定建設業者ですが、元請業者として受注した工事を下請に出す際、その総額が4000万円以上を下請に出すことができる業者ということで、企業体ということではなくて、下請に出すことが可能な業者ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第30号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇同意第1号 国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第13、同意第1号「国見町大木戸財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。
（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから同意第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、同意第1号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第1号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第14、発議第1号「看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。
（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。
3番松浦和子君。

3番（松浦和子君） 提案理由の説明につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。速やかなるご決定をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第15、発議第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。

5番村上 一君。

5番(村上 一君) 提案理由は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなる決定のほどをよろしくお願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第16、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第17、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） 令和2年第1回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方からいただきましたご意見などを十分踏まえまして、今後の町政運営にあたってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄、三寒四温ということではいろいろと動きがございますので、どうぞお体には十分にご留意の上、今後とも復興、それから町政の進展、さらには町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会の御礼のご挨拶というふうにさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

令和2年第1回国見町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時02分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月17日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 松 浦 常 雄

同 署名議員 浅 野 富 男